

令和6年定例会  
産業生活常任委員会  
年間白書

令和7年4月

四日市市議会

## 目次

1. 委員会の活動報告	P 1～2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4～ P 21
4. 委員長報告等	P 22～ P 124
5. 所管事務調査報告書	P 125～ P 156
6. 行政視察報告書	P 157～ P 177
7. 議会報告会の概要	P 178～ P 188
8. ワイ！ワイ！GIKAI の概要	P 189～ P 192
9. 高校生議会意見書	P 193～ P 195

# 1. 委員会の活動報告

## 1. 議案審査・協議事項

### <議案審査>

- ・ 6月定例会議会付託議案（令和6年6月20日）
- ・ 8月定例会議会付託議案（令和6年8月30日～9月3日）
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和6年12月13日）
- ※予算審査における全体会提案審査項目  
「四日市ドーム施設管理運営費（四日市ドーム指定管理料）について」  
「四日市ドーム管理運営費（債務負担行為）について」
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和7年2月13日、2月28日～3月4日）

### <協議会>

- ・ 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団について（令和6年6月20日）
- ・ 戸籍の氏名の振り仮名登録について（令和6年9月2日）
- ・ 商店街の活性化に資する支援のあり方について（令和6年9月2日）
- ・ 企業立地奨励金、民間研究所立地奨励金の改正について（令和6年12月13日）
- ・ 今後の四日市花火大会について（令和6年12月13日）
- ・ 泗水十貨店の取り組みについて（令和6年12月13日）
- ・ 今後の宮妻峡再整備について（令和6年12月13日）
- ・ ハーフマラソンに替わる新たなランニングイベントについて（令和6年12月13日）

## 2. 休会中の所管事務調査

- ・ 泗水十貨店について（令和6年7月26日）
- ・ 病院施設更新に向けて（令和7年1月27日）
- ・ 市立四日市病院の感染症対策について（令和7年4月14日）

## 3. 行政視察

（令和7年1月29日～31日）

- ・ 西宮市卸売市場再編整備事業について（兵庫県西宮市）
- ・ 新規就農者サポート事業について（岡山県岡山市）
- ・ 空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金について（香川県丸亀市）

## 4. 議会報告会

（令和6年10月22日） 4 常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>11名  
（令和7年3月27日） 4 常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>14名  
（令和7年3月29日） 4 常任委員会合同 <場所>あさけプラザ <参加者>13名

## 5. ワイ！ワイ！GIKAI

(令和6年11月6日) <場所>四日市商工会議所 <参加者> 14名

## 6. 管内視察

(令和6年7月19日)

- ・四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場
- ・洒翠庵
- ・市立四日市病院 入退院支援センター
- ・市立四日市病院 なないろ保育園

## 7. 特記事項

当委員会に係る継続中の2つの提言「食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について」及び「四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について」は、令和6年8月定例会月議会の決算常任委員会産業生活分科会長報告、令和7年2月定例会月議会の予算常任委員会産業生活分科会長報告（提言チェックシート）、及び令和7年2月定例会月議会の産業生活常任委員会委員長報告（請願第14号 四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場の早期建替えを求めることについて）等の内容を踏まえ、引き続き議論していただくよう申し送る。

## 2. 委員会の構成

委員長 小 田 あけみ

副委員長 田 中 徹

委 員 伊 世 利 子

荻 須 智 之

上 麻 理

川 村 幸 康

中 川 雅 晶

諸 岡 覚

### 3. 委員会開催状況

# 産業生活常任委員会 事項書

令和6年5月17日(金)

第3委員会室

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. 管内視察について
4. 行政視察について
5. その他

予算常任委員会産業生活分科会  
産業生活常任委員会／産業生活常任委員会協議会  
審査順序

令和6年6月20日（木）10：00～

第3委員会室

○市立四日市病院

《産業生活常任委員会》

1. 示談事案における賠償金の支出について（報告）

○商工農水部

《予算常任委員会産業生活分科会》

【農水振興課所管部分】

2. 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

〔第3目 農業振興費 …補正予算書(2) P24～25〕

【けいりん事業課所管部分】

3. 議案第4号 令和6年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

…補正予算書(2) P35～45〕

《産業生活常任委員会》

4. 四日市競輪場施設整備について（報告）

5. 「中小企業振興資金」（新型コロナウイルス対応融資）の対象要件の緩和について（報告）

○シティプロモーション部

《産業生活常任委員会》

6. 議案第7号 工事請負契約の締結について

—温水プール改築工事（建築工事）— …議案書P29～31

7. 議案第8号 工事請負契約の締結について

—温水プール改築工事（建築電気設備）— …議案書P32～33

8. 議案第9号 工事請負契約の締結について

—温水プール改築工事（建築機械設備）— …議案書P34～35

9. 議案第10号 工事請負契約の締結について

—霞ヶ浦第1野球場スコアボードほか更新工事— …議案書P36～38

《産業生活常任委員会協議会》

10. 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団について

《産業生活常任委員会所管事務調査》

11. 四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

○市民生活部

《予算常任委員会産業生活分科会》

12. 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第17目 コミュニティ活動費 …補正予算書(2) P22～23〕

《産業生活常任委員会》

13. 防犯カメラ設置状況について（報告）

14. あさけプラザのあり方検討に関するアンケート調査について（報告）

○その他

《産業生活常任委員会所管事務調査》

15. 6月定例会月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

16. 中長期の調査テーマについて

17. 休会中の所管事務調査について

18. 8月定例会月議会の議会報告会について

日程：令和6年10月22日（火）午後6時30分～

会場：総合会館7階 第1研修室

19. 管内視察について

日程案（管内視察）：令和6年7月3日（水）午後1時30分～

令和6年7月17日（水）午後1時30分～

20. 行政視察について

日程案（行政視察）：令和7年1月29日（水）

令和7年1月30日（木）

令和7年1月31日（金）

21. ワイ！ワイ！GIKAIについて

22. その他

＜会議用システム内のフォルダ＞

03\_6月定例会月議会－06\_産業生活常任委員会

－01\_本会議

－02\_予算常任委員会

# 産業生活常任委員会事項書

令和6年7月26日（金）13：30～

第3委員会室

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. 泗水十貨店について

（産業生活常任委員会）

2. 四日市花火大会実行委員会資料について（報告）

（その他）

3. その他

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、所管事務調査資料

04\_休会中(7～8月)－06\_産業生活常任委員会

決算・予算常任委員会産業生活分科会 産業生活常任委員会  
審査順序

令和6年8月30日（金）

第3委員会室

○市立四日市病院

《決算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第23号 令和5年度市立四日市病院事業決算認定について

…決算書(市立四日市病院)P1～

○シティプロモーション部

《決算常任委員会産業生活分科会》

2. 議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第19目 文化振興費

…決算書 P148～、主要施策実績報告書 P75～

第21目 体育振興費

…決算書 P150～、主要施策実績報告書 P80～

第22目 体育施設費

…決算書 P150～、主要施策実績報告書 P82～

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

〔第3目 観光費

…決算書 P198～、主要施策実績報告書 P172～〕

歳出第10款 教育費

第5項 社会教育費

〔第1目 社会教育総務費（関係部分）

…決算書 P232～、主要施策実績報告書 P237～

第3目 公民館費（関係部分）

…決算書 P234～、主要施策実績報告書 P241

《産業生活常任委員会》

3. 議案第37号 工事請負契約の締結について ―霞ヶ浦第1野球場改修工事― …議案書 P37～

○市民生活部

《決算常任委員会産業生活分科会》

4. 議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）

…決算書 P132～、主要施策実績報告書 P48～

第4目 文書広報費（関係部分）

…決算書 P134～、主要施策実績報告書 P54

第10目 地区市民センター費

…決算書 P140～、主要施策実績報告書 P63～

第11目 国際化推進費（関係部分）

…決算書 P142～、主要施策実績報告書 P64～

第12目 あさけプラザ費

…決算書 P142～、主要施策実績報告書 P66～

第13目 計量消費経済費

…決算書 P142～、主要施策実績報告書 P67～

第16目 男女共同参画費	…決算書 P146～、主要施策実績報告書 P71～
第17目 コミュニティ活動費（関係部分）	…決算書 P146～、主要施策実績報告書 P73～
第18目 市民活動費	…決算書 P148～、主要施策実績報告書 P74～
第20目 生涯学習振興費	…決算書 P150～、主要施策実績報告書 P78～
第23目 諸費（関係部分）	…決算書 P152～、主要施策実績報告書 P83
第3項 戸籍住民基本台帳費	…決算書 P154～、主要施策実績報告書 P87
第10款 教育費	
第5項 社会教育費	
第1目 社会教育総務費（関係部分）	…決算書 P232～、主要施策実績報告書 P237
第3目 公民館費（関係部分）	…決算書 P234～、主要施策実績報告書 P241

《産業生活常任委員会》

5. 議案第41号 動産の取得について —電気自動車（軽貨物自動車） 13台— …議案書 P48～

《産業生活常任委員会協議会》

6. 戸籍の氏名の振り仮名登録について

○商工農水部

【商業労政課、工業振興課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

7. 議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第5款 労働費

第1項 労働諸費 …決算書 P188～、主要施策実績報告書 P158

第7款 商工費

第1項 商工費（関係部分） …決算書 P198～、主要施策実績報告書 P167～

《産業生活常任委員会協議会》

8. 商店街の活性化に資する支援のあり方について

【農水振興課、農業委員会事務局所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

9. 議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費 …決算書 P190～、主要施策実績報告書 P159～

第2項 畜産業費 …決算書 P192～、主要施策実績報告書 P164

第3項 農地費（関係部分） …決算書 P194～、主要施策実績報告書 P165～

第4項 水産業費 …決算書 P196～、主要施策実績報告書 P166

○食肉センター食肉市場特別会計 …決算書 P279～、主要施策実績報告書 P272～

《予算常任委員会産業生活分科会》

10. 議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

〔第3目 農業振興費 …補正予算書 P22～〕

《産業生活常任委員会》

11. 四日市市ふれあい牧場条例の一部改正について（報告）

【けいりん事業課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

12. 議案第 21 号 令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○競輪事業特別会計 …決算書 P239～、主要施策実績報告書 P249～

○その他

13. その他

(1) 8 月定例月議会での所管事務調査について（提案があった場合）

(2) 8 月定例月議会の議会報告会について

日程：令和 6 年 10 月 22 日（火）午後 6 時 30 分～

会場：総合会館 7 階 第 1 研修室

(3) 休会中の所管事務調査について

日程案：令和 6 年 10 月 28 日（月）午前、午後

令和 6 年 10 月 30 日（水）午後

テーマ（未定）：

(4) ワイ！ワイ！GIKAI の開催について

日程：11 月 6 日（水） 18 時 30 分開始

場所：四日市商工会議所 1 F ホール

※ 18 時 20 分までに四日市商工会議所に現地集合

・テーマ

①防災・減災

②バスタ整備

③ふるさと納税

(5) 行政視察について

質問事項を 9 月 5 日（木）までにご提出ください。

(6) 所管事務調査報告書（7 月休会中）について

＜会議用システム内のフォルダ＞

05\_8 月定例月議会 — 06\_産業生活常任委員会  
— 01\_本会議  
— 02\_予算常任委員会  
— 03\_決算常任委員会

## 予算常任委員会産業生活分科会／産業生活常任委員会 審査順序

令和6年12月13日（金）10：00～

第3委員会室

### ○市立四日市病院

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

1. 議案第57号 令和6年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算  
…補正予算書P119～120
2. 議案第81号 令和6年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算  
…補正予算書(2)P77～89

### ○市民生活部

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

3. 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）  
第3条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書P12, P13, P42, P43

≪産業生活常任委員会≫

4. あさけプラザのあり方検討に関するアンケート調査結果概要について（報告）

### ○商工農水部

【商業労政課、工業振興課所管部分】

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

5. 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）  
第3条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書P13, P43

≪産業生活常任委員会協議会≫

6. 企業立地奨励金、民間研究所立地奨励金の改正について

≪産業生活常任委員会≫

7. 商店街の活性化に資する支援のあり方について（報告）
8. 産業の新たな拠点施設の検討状況について（報告）

【農水振興課所管部分】

≪予算常任委員会産業生活分科会≫

9. 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）  
第1条 歳入歳出予算の補正  
歳出第6款 農林水産業費

- 第2項 畜産業費
- 〔第2目 畜産振興費 ……補正予算書P36～37〕
- 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） ……補正予算書P13, P43

- 10. 議案第53号 令和6年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）  
……補正予算書P61～63

《産業生活常任委員会》

- 11. 議案第63号 四日市市ふれあい牧場条例の一部改正について ……議案書P20～25

○**シティプロモーション部**

《予算常任委員会産業生活分科会》

- 12. 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
  - 第1条 歳入歳出予算の補正
    - 歳出第2款 総務費
      - 第1項 総務管理費
      - 〔第19目 文化振興費 ……補正予算書P26～27〕
      - 〔第22目 体育施設費 ……補正予算書P26～27〕
  - 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） ……補正予算書P12, P42

《産業生活常任委員会》

- 13. 議案第62号 四日市ドーム条例の一部改正について ……議案書P11～19
- 14. 議案第65号 工事請負契約の締結について ……議案書P27～29  
—文化会館空調設備ほか更新工事—
- 15. 議案第66号 工事請負契約の締結について ……議案書P30～34  
—文化会館改修工事—

《産業生活常任委員会協議会》

- 16. 今後の四日市花火大会について
- 17. 泗水十貨店の取り組みについて
- 18. 今後の宮妻峡再整備について
- 19. ハーフマラソンに替わる新たなランニングイベントの開催概要について

《産業生活常任委員会所管事務調査》

- 20. 四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

《産業生活常任委員会》

- 21. 四日市市総合体育館及び四日市市中央第2体育館ネーミングライツ・パートナー

## 募集について（報告）

### ○その他

22. 11月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）
23. 休会中の所管事務調査について  
日程案：令和7年1月27日（月）10時00分～  
令和7年1月27日（月）13時30分～
24. 2月定例会議会 議会報告会について  
令和7年3月27日（木）午後6時30分～午後8時30分まで  
令和7年3月29日（土）午後2時～午後4時まで  
※両日とも、各委員会から2名ずつ参加してもらいます。
25. その他
  - ・ワイ！ワイ！GIKAIの意見について
  - ・行政視察について

<会議用システム内のフォルダ>

07\_11月定例会議会-06\_産業生活常任委員会

-01\_本会議

-02\_予算常任委員会

# 産業生活常任委員会事項書

令和7年1月27日（月）10：00～  
第3委員会室

## ○市立四日市病院

（産業生活常任委員会所管事務調査）

- ・病院施設更新に向けて

（その他）

- ・行政視察について

集合時間：1月29日（水）8時45分

集合場所：近鉄四日市駅 名古屋線ホーム（難波方面）

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、所管事務調査資料

08\_休会中(12～2月) -06\_産業生活常任委員会

予算常任委員会産業生活分科会 審査順序

令和7年2月12日（水）

第3委員会室

○**商工農水部**

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第87号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第2項 畜産業費

〔第2目 畜産振興費 …補正予算書P18～19〕

<会議用システム内のフォルダ>

09\_2月定例会議会 -06\_産業生活常任委員会

-002\_先議（2月12日）

予算常任委員会産業生活分科会 産業生活常任委員会  
審査順序

令和7年2月28日(金)

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第96号 令和7年度市立四日市病院事業会計予算 …企業会計予算書 P47～81
2. 議案第145号 令和6年度市立四日市病院事業会計第3回補正予算  
…補正予算書(2) P183～192

○商工農水部

《予算常任委員会産業生活分科会》

【商業労政課、工業振興課所管部分】

3. 議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算
  - 第1条 歳入歳出予算
    - 歳出第5款 労働費
      - 第1項 労働諸費 …一般会計予算書 P194～197
    - 第7款 商工費
      - 第1項 商工費
        - 第1目 商工総務費 …一般会計予算書 P208～211
        - 第2目 商工業振興費 …一般会計予算書 P210～215
  - 第2条 債務負担行為(関係部分) …一般会計予算書 P16
4. 議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第9号)
  - 第1条 歳入歳出予算の補正
    - 歳出第7款 商工費
      - 第1項 商工費
        - 第2目 商工業振興費 …補正予算書(2) P54～57

《産業生活常任委員会》

5. 議案第115号 四日市市企業立地促進条例の一部改正について …議案書 P130～135

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《産業生活常任委員会》 ※3月3日 午後1時～

6. 請願第14号 四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場の早期建替えを求めることについて

《予算常任委員会産業生活分科会》

7. 議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算
  - 第1条 歳入歳出予算

歳出第6款 農林水産業費

- 第1項 農業費 ……一般会計予算書 P196～203
- 第2項 畜産業費 ……一般会計予算書 P202～205
- 第3項 農地費（関係部分） ……一般会計予算書 P204～207
- 第4項 水産業費 ……一般会計予算書 P208～209

8. 議案第91号 令和7年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算  
…特別会計予算書 P73～94

9. 議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

- 第1項 農業費
  - 第2目 農業総務費 ……補正予算書(2) P52～55
  - 第3目 農業振興費 ……補正予算書(2) P52～55
- 第2項 畜産業費
  - 第3目 食肉センター食肉市場費 ……補正予算書(2) P54～55
- 第3項 農地費
  - 第2目 土地改良費 ……補正予算書(2) P54～55

10. 議案第140号 令和6年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）  
…補正予算書(2) P111～124

《産業生活常任委員会》

11. 議案第120号 四日市市農業経営基盤強化促進法関係手数料条例の廃止について  
…議案書 P201

【けいりん事業課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

12. 議案第89号 令和7年度四日市市競輪事業特別会計予算 ……特別会計予算書 P7～30

13. 議案第138号 令和6年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）  
…補正予算書(2) P77～89

○シティプロモーション部

《予算常任委員会産業生活分科会》

14. 議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

- 第1項 総務管理費
  - 第19目 文化振興費 ……一般会計予算書 P124～125
  - 第21目 体育振興費 ……一般会計予算書 P126～129
  - 第22目 体育施設費 ……一般会計予算書 P128～129

第7款 商工費	
第1項 商工費	
〔第3目 観光費〕	…一般会計予算書 P214～217〕
第10款 教育費	
第5項 社会教育費	
〔第1目 社会教育総務費〕	…一般会計予算書 P264～267〕
〔第3目 公民館費〕	…一般会計予算書 P268～269〕
第2条 債務負担行為（関係部分）	…一般会計予算書 P16

15. 議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
〔第21目 体育振興費〕	…補正予算書(2) P40～41〕
〔第22目 体育施設費〕	…補正予算書(2) P40～41〕
第7款 商工費	
第1項 商工費	
〔第3目 観光費〕	…補正予算書(2) P56～57〕

《産業生活常任委員会》

16. 令和10年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催について（報告）

17. 四日市市総合体育館及び四日市市中央第2体育館ネーミングライツ・パートナー募集について（報告）

○市民生活部

《予算常任委員会産業生活分科会》

18. 議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
〔第1目 一般管理費（関係部分）〕	…一般会計予算書 P100～105〕
〔第4目 文書広報費（関係部分）〕	…一般会計予算書 P106～107〕
〔第10目 地区市民センター費〕	…一般会計予算書 P112～115〕
〔第11目 国際化推進費（関係部分）〕	…一般会計予算書 P114～117〕
〔第12目 あさけプラザ費〕	…一般会計予算書 P116～117〕
〔第13目 計量消費経済費〕	…一般会計予算書 P116～119〕
〔第16目 男女共同参画費〕	…一般会計予算書 P120～123〕
〔第17目 コミュニティ活動費〕	…一般会計予算書 P122～123〕
〔第18目 市民活動費〕	…一般会計予算書 P122～125〕
〔第20目 生涯学習振興費〕	…一般会計予算書 P126～127〕
〔第23目 諸費（関係部分）〕	…一般会計予算書 P128～131〕
第3項 戸籍住民基本台帳費	…一般会計予算書 P134～135〕
第10款 教育費	

第5項	社会教育費	
〔第1目	社会教育総務費（関係部分）	…一般会計予算書 P264～267
〔第3目	公民館費（関係部分）	…一般会計予算書 P268～269
第2条	債務負担行為（関係部分）	…一般会計予算書 P16

19. 議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第1目	一般管理費（関係部分）	…補正予算書(2) P38～39
〔第10目	地区市民センター費	…補正予算書(2) P38～39
〔第11目	国際化推進費	…補正予算書(2) P40～41
〔第12目	あさけプラザ費	…補正予算書(2) P40～41
〔第17目	コミュニティ活動費	…補正予算書(2) P40～41
第3項	戸籍住民基本台帳費	…補正予算書(2) P42～43

○その他

《産業生活常任委員会所管事務調査》

20. 令和6年度同和行政推進審議会及び令和6年度人権施策推進懇話会について

《産業生活常任委員会》

21. 2月定例会月議会での所管事務調査について（委員からの提案があった場合）

22. 2月定例会月議会 議会報告会について

日程：令和7年3月27日（木）午後6時30分～午後8時30分

会場：総合会館 7階 第1研修室

日程：令和7年3月29日（土）午後2時～午後4時

会場：あさけプラザ 2階 第4・第5展示会議室

23. 休会中の所管事務調査について

24. 4 常任報告会について

日程：令和7年4月23日（水）午後1時30分～午後4時

25. 年間白書の作成について

＜会議用システム内のフォルダ＞

09\_2月定例会月議会-01\_本会議

-02\_予算常任委員会

-06\_産業生活常任委員会

# 産業生活常任委員会事項書

令和7年4月14日（月）13：30～  
第3委員会室

## ○市立四日市病院

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. 市立四日市病院の感染症対策について

## ○その他

2. 4 常任委員会報告会について  
日時：4月23日（水）13時30分  
場所：全員協議会室
3. 年間白書について
4. その他

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、所管事務調査資料

10\_休会中(3月～5月) -06\_産業生活常任委員会

#### 4. 委員長報告等

## 産業生活常任委員会委員長報告(令和6年6月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました4議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第7号ないし議案第9号は、いずれも温水プールにかかる工事請負契約の締結についてでありまして、委員からは、入札予定価格算出時における見積もり徴収時には、適正な価格提示がされているのか、その価格の妥当性を判断できているのかとの質疑があり、理事者からは、設計担当部局において、複数の見積もりを取って、専門知識を有する職員が内容を精査し、積算しているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、桑名市が建設予定のプールは、観覧席のある競技用25mプールで、可動床を導入することで子どもが利用することも可能である。本市よりも機能が強化されているが、本市よりも安い金額で契約締結をしているため、参考にしてはどうかとの意見がありました。

また、委員からは、この先、70年間使用することを考えると、時代に応じた施設・設備を充実するなど、設計の内容について立ち止まって考え直してはどうかとの意見がありました。

また、他の委員からは、債務負担行為額との差異について、具体的にどの部分が減額されたのかを示す資料がないが、数字を出すことはできないのかとの質疑があり、理事者からは、

契約前であるため、債務負担行為額と予定価格の明細を比較した資料を示すことはできないが、大きな分類での仕様の見直しであれば説明することができるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、他市では、水底板による事故が発生しているのに、なぜ導入するのかとの質疑があり、理事者からは、落下事故防止のための柵の設置や水底板の下に潜り込まないようにするための対策について検討しており、利用者の安全を確保したいとの答弁がありました。

また、委員からは、水深が深いため、学校の授業での使用は、難しいのではないかと質疑があり、理事者からは、今回の建て替えは、現在の施設改修が目的であり、現時点では、学校の授業での使用については検討されていないとの答弁がありました。

また、委員からは、仮に、三重県で国民スポーツ大会が開催となった場合の水泳競技の開催地として、市が手を挙げる予定はあるのかとの質疑があり、理事者からは、大会の開催自体が検討段階であり、現状では、水泳競技に手を挙げるという議論に至っていないとの答弁がありました。

また、委員からは、他市の事例を調べると、類似した施設があり、業者が同じような設計図を使い回しており、市は業者の言いなりになっていないかと質疑があり、理事者からは、設計担当の部局とも協議しながら、精査しているとの答弁がありました。

また、委員からは、ジャグジーは、身体が冷えるのを防ぐために必要な機能であるが、設置しなかった理由は何かとの質疑があり、理事者からは、スペースの問題で見送ったとの

答弁がありました。

また、他の委員からは、大幅な減額になった要因と具体的にどの部分が減額となったのかについての質疑があり、理事者からは、建物本体については、地下ピット床を見直したこと、杭の打ち方を変更して本数を削減したこと、屋根の形状や外部仕様を見直したことなどで、4億5000万円以上の減額となっている。また、プール槽については、タイル張りから塗装仕上げに変更したこと等で、約4000万円減額している。いずれも、必要な機能を変えずに、コスト削減できる部分について減額したものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今後の国民スポーツ大会に向けて、50mの屋内プールを建設する予定はあるのかとの質疑があり、理事者からは、50mのプールとしては、屋外ではあるが、霞ヶ浦プールがある。現時点では、今後の国民スポーツ大会に向けた整備などについては、計画段階にないとの答弁がありました。

さらに、委員からは、設備について、水泳競技施設にあってしかるべき機能が付加されておらず、50年前の規格で設計しているのではないかと質疑があり、理事者からは、新たに付加したものとしては、主にユニバーサルデザインの導入や、太陽光発電の設置等が挙げられ、決して50年前の仕様ではなく、設計するにあたり、最善をつくした結果であるとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、温水プールの予算の削減に努めたことは評価するが、他市の施設は、機能強化したにもかかわらず、本市よりも安価である点が理解できな

い。さらに、本市の他のスポーツ施設が機能強化されている中で、なぜ水泳施設だけが機能強化されないのか疑問である。例えば、野球場のスコアボードはLED化され、新体育館は広くなりエアコンが設置されているのに、水泳施設だけが差別されているように感じられるため、当議案に反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、この議案審査の論点は、入札が法律に基づいて適正に行われたか、契約の相手方が適正であるかどうかである。説明を受けた結果、全く問題がなかったと判断するため、当議案に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、総合評価方式の簡易型および一般競争入札に基づいて入札が行われ、計画に基づいて予算内で進めることが確認されているため、当議案に賛成するとの意見がありました。

続いて、議案第10号工事請負契約の締結について、委員からは、工事期間を短縮することはできないのかという質疑があり、理事者からは、工事期間を短縮することは難しいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、人工芝の張替え工事などの契約予定はどのような状況かとの質疑があり、理事者からは、他の建築工事、土木工事については、今年度中に契約予定であり、契約段階となったら、議会に示したいとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました4議案のうち、議案第7号ないし、議案第9号につきましては、採決を

行ったところ、賛成少数により原案を否決すべきものと決した次第であります。

また、その他の議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてありますが、四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和6年6月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

#### 【市民生活部・経過】

##### 第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費≫

**コミュニティ助成事業費補助金(一般コミュニティ助成事業費)について**

別段の質疑、意見はなかった。

#### 【商工農水部・経過】

##### 第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費≫

**産地生産基盤パワーアップ事業補助金、麦・大豆生産技術向上事業補助金について**

Q. 大豆の平均単収はどの程度であるか。また、新品種も導入しつつあるが、その効果はどうか。

A. 大豆の平均単収は10アール(1反)100キロを割り込んでおり、大豆生産者は単収増加に取り組んでいるが、種まきの時期に大雨や高温が重なることがあり、栽培が非常に難しい環境にある。現在「フクユタカ」という品種が主に作付けされているが、「サチユタカA1号」という品種への転換を県全体で進めているため、この動向を注視していきたい。

Q. 2年で米、麦、大豆を3作する作付体系のうち、麦の生産をやめ、その分の補助金を出して、4～5月に植えられる早生品種の大豆の生産を推進してはどうか。

A. 本市周辺では、米、麦、大豆を2年3作する作付体系が広く普及している。この体系を変えることは、国からの交付金との関係もあり非常に難しい状況であるが、大豆の収穫量が期待できない現状もあるため、今後の研究材料としていきたい。

Q. 日本の農業所得に占める補助金の割合は約25%であり、世界的には非常に低い水準であり、農家が十分な補助を受けられていないのが現状であるため、例えば、大豆の収穫量の増加を目的に麦の作付けを中止した生産者に対し、市が試験的に補助金を出し、2年2作ができるような仕組みを検討してはどうか。

A. 現在、日本ではヨーロッパのような所得補償の考え方は国から打ち出されていないため、提案のような対応を直ちに行うことは難しいと考える。なお、2年3作の作付体系は土壌の養分を消耗し、地力低下の問題があるため、基本的な土作りの取り組みを普及させていく必要があると考える。

(意見) 農家の数が増えない背景には、所得が不足していることも関係しているため、

国に対して要望していく必要があると考える。

Q. 市独自の取り組みとして、国から生産者に交付される「畑作物の直接支払交付金」に市が上乗せ支援をしてはどうか。例えば、大豆の強化策として、一定数量以上の収穫ができた生産者には国の交付金に加え、市が上乗せ支援を行うことで、農家の捨て作り防止と生産意欲の向上につながるのではないか。

A. 栽培管理が悪く、捨て作りと言わざるを得ない農家も存在するため、こうした農家に対しては作物をしっかりと生産し販売することを、まずは啓発していく必要がある。なお、上乗せ支援については市外で生産している農家もいるため、市レベルでの実施は難しいと考える。

Q. 農家の捨て作りを防ぐために、農業再生協議会や地区農業推進協議会を通じて農家の意見を集約し、具体的にどのような対策が必要かを研究する必要があると考える。これにより、農業者の継続的な支援と成長を促進することが可能になると考えるがどうか。

A. 多くの収穫量が確保できた農業者への報奨金のような支援については検討の余地はあるが、実施にあたっては、栽培方法や販売戦略、補助金の交付期間などを戦略的に考える必要がある。農家の意見を集約した上で、JA、県などとも協議し、制度として組み立てられるようであれば支援について検討していきたい。

(意見) 鈴鹿市では、大豆の収量が大幅に増加している事例があるため、他市の事例を研究材料として活用してほしい。

## 議案第4号 令和6年度競輪事業特別会計補正予算（第1号）

### 市有地売却について

Q. 市有地の売却収入は、どの基金に繰り入れられ、基金の残高はいくらになったのか。

A. 今回の売却収入は、大規模施設整備基金に繰り入れ、今回の補正後の基金残高は35億円程度となる。

### 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

## 産業生活常任委員会委員長報告(令和6年8月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第37号 工事請負契約の締結については、別段質疑及び意見はありませんでした。

議案第41号 動産の取得について、委員からは、今回入札に参加した事業者が、過去に導入予定車両の販売を取りやめたことで、購入ができなかった経緯があるが、今回は前回と違う車両で入札に参加したのかとの質疑があり、理事者からは、令和5年12月に一般販売向けの車種が改めて発売開始されたため、今回の入札に参加したと考えられるとの答弁がありました。また、他の委員からは、充電設備を新設する予定であるのかという質疑があり、理事者からは、電気自動車用の充電設備を設置するとの答弁がありました。これに対して、委員からは、電気自動車は災害時にどのような役割を担うのかという質疑があり、理事者からは、地区市民センターにおいて、災害時に補助電源として活用することも考えているとの答弁がありました。また、他の委員からは、航続距離や車両の維持費に問題はないのかという質疑があり、理事者からは、航続距離については、カタログ上の航続距離が245kmであり、地区管内を移動する分には十分である。また、維持費

については、ガソリン車に比べて消耗部品が少ないため、車検費用が安くなると考えられる。さらに、燃費については、ガソリン車に比べて約半分程度の費用で走行できる見込みであるとの答弁がありました。また、他の委員からは、それらの情報をメーカーから正確に聞き取った上で、説明するべきではないかとの意見がありました。

以上により、当委員会に付託されました2議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

## 決算常任委員会産業生活分科会長報告(令和6年8月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第21号

#### 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

#### 【市民生活部・経過】

##### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

##### 楠施設管理運営費について

Q. 楠施設管理運営費については、市民生活課全体の決算額のうち、8%を超える割合となっているが、令和5年度において、どのような取り組みを実施したか。

A. 令和5年度における大きな施設整備は、楠避難会館の外壁改修と空調更新の工事を行った。

Q. 令和5年度行政改革プランにおいて、楠地区の施設関連でどのような取り組みを実施したか。

A. 楠地区にある施設については、楠地区だけでなく、周辺地区の住民にも利用されている。令和5年度行政改革プランにある楠地区の施設の適正化に関しては、行財政改革課と連携のもと、地域の意見を聴取しながら効率的な利用方法を検討している。(意見)楠地区の施設に限らず、多くの利用者がいる施設について、どの機能が必要で、どのように効果的かつ効率的に計画していくかが重要だと考える。ただ単に施設を集約するのではなく、地域のニーズに応じて機能や利用方法を見直してもらいたい。

Q. 行政として、施設の使い方を一から見直し、市民のニーズに合った形で活用方法を改善することが求められる。広域的な利用もあり、利用者の意見や利用状況を踏まえた上で、柔軟に対応していく方針が望ましいのではないか。

A. 地域内外の利用状況等も調査し、地域のニーズに応じた適切な活用方法について、行財政改革課と連携しながら検討していきたい。

##### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

##### 連絡員経費について

Q. 連絡員経費について、どう総括するのか。

A. 連絡員の業務は、週1回以上、市役所や地区市民センターに登庁し、市の広報よっかいちなどの配布物を受け取り、各戸に配布する業務を行うことや回覧物の配布、配布数の調査、市からの事務連絡などである。現在、428人の連絡員が活動しており、広報よっかいち等を速やかに市民に届けることに努めている。

Q. 現時点では連絡員による広報よっかいちの配布をすぐにやめるのは難しいと思うが、団塊の世代が後期高齢者になり、次の世代へと移っていく中で、スマホやタブレットを日常的に利用することも増えてきた。こうした時代の変遷に合わせ、広報よっ

かいちの情報提供方法を見直し、徐々にDX化を進めるべきだと考える。これにより、配布にかかる費用や労力の削減が期待できるのではないか。

A. 電子回覧板について、今年度は、地区市民センターの館長会に分科会を設け、四日市市自治会連合会や各地区連合自治会から意見を聴きながら進めている。電子化は重要なことであるが、今すぐ切り替えが困難との声もある。先行して導入した自治体では、利用者が想定より伸びていない事例もあることを踏まえ、本市として最適な方法を検討していきたい。

(意見) しばらくは紙媒体と電子回覧板の併用が必要になるかもしれないが、小規模な自治会から順次電子化を進めることは有効な方法だと考える。自治会の法人化と同様に、電子回覧板の導入を促進するための補助金制度を検討することも、長期的な投資として期待できるのではないか。また、若年層の自治会加入率を高めるために、DX化を進めることは重要で、自治会活動がより機能的で効率的になれば、若い世代も参加しやすくなるのではないか。先進自治体の取り組みを参考にしながら、今後の施策を具体的に進めてもらいたい。

Q. 広報よっかいちの配布は条例で具体的に定められているのか。

A. 条例等で規定されているものではない。

(意見) 古いやり方に固執せず、新しい方法を試行的に始めることも選択肢の一つであると考え。新しい方法をモデル的に始めて、実施した自治会には広報よっかいち配布のための経費をインセンティブとして与える仕組みも考えられるのではないか。

Q. 金沢市の自治会のDX化の取り組みである「結ネット」を視察したが、現在は紙ベースと電子ベースの両方を使用している。配布の手間や地域の人手不足も考慮し、効率的な方法を模索する必要があるのではないか。

A. 定期刊行物として月2回の広報よっかいちや議会だよりなどがある。配布方法については、配布元と調整が必要で、電子的な方法と連絡員による配布のどちらが良いかも含めて研究していきたい。

(意見) 金沢市では、自治会のデジタル化をスタートしており、試行した自治会ではスタート時に特に問題がなく、実際に進めてみると便利だったという報告がある。このような報告からもデジタル化の需要が見えてきていると感じるため、一度試してみるのも良いのではないか。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

### 風力・太陽光発電および蓄電装置設置工事等について

Q. 富洲原地区市民センターと桜地区市民センターの風力・太陽光発電および蓄電装置について、今回の台風時にこの設備は活用されたのか。また、電気自動車の充電にこの電源は使用できるのか。

A. 昨年度末に富洲原地区市民センターと桜地区市民センターに設置した風力・太陽光発電および蓄電装置は、センターの講座や会議等で電力を使用するケースがあるが、今回の台風10号の時は避難者がおらず、使用していない。電気自動車については、これから購入に向けて本契約の予定であるが、風力・太陽光発電装置で蓄電される電

気は使用しない。なお、電気自動車の電力の活用方法については、今後、検討する予定である。

Q. 地区市民センターの停電時には、エアコンも止まるため、ディーゼル発電機を導入し非常用電源の確保を最優先すべきだと考えるが、地区市民センターに非常用電源を導入する予定はあるのか。

A. エアコンを動かす程度の非常用電源の設置については、今後研究していきたい。

Q. 蓄電池は使わなければ、機能が劣化するのではないか。

A. 蓄電池は講座や会議の際に音響機器などに接続して使用しているが、使用しない場合の蓄電池の機能低下などの検証はまだ行っていない。

Q. 充電が満タンの状態で、どのような機器を何時間使えるのか。

A. 蓄電池には4,800W/h蓄電されるが、LEDランタンやスマホの充電などに使う場合、約30時間分の電力を供給できる計算になる。なお、エアコンのような大きな電力を必要とする機器には対応できない。

(意見) 非常用の電源としての実用性が不足しているのであれば、市民への啓発の効果が得られず、設置する意義が薄いのではないか。専門業者と話し合い、日常的な停電時にも有効に使える設備の導入を検討する必要があると考える。また、ディーゼル発電機などの非常用電源を各地区市民センターに配備する方針転換も考慮すべきではないか。

Q. 停電時等、非常時の連絡手段として使用できるのは、防災無線だけか。

A. 防災無線に加え、各避難所ではトランシーバーを活用し連絡を取っている。

Q. 真っ暗な中、防災無線で話すということか。

A. 災害用のLEDランタンも、蓄電池から供給される電源を使うことを想定している。蓄電池からの電源を供給する専用のコンセントを設置しており、災害時はスマホやパソコンの充電を行うとともに、日常的にもこの電源を利用するよう促している。

(意見) 災害時に、地区市民センターに灯りがついていることは、市民の安心感につながる。専門業者と連携して、どれくらいの電力量があれば一晩以上過ごせる機能を持たせることができるのかを検証する上で、ディーゼル発電機などの他の選択肢との比較検討も行うべきである。

#### **公共施設アセットマネジメント事業費について**

Q. 富田地区市民センターの屋上防水工事は、地区市民センター整備事業から支出しているが、アセットマネジメント事業としての屋上防水工事との違いは何か。

A. 計画的な屋上防水工事は、アセットマネジメント事業であるが、令和5年度に実施した富田地区市民センターの屋上防水工事は、令和5年度に雨漏りが深刻化したため、緊急対応として地区市民センター整備事業費で実施したものである。

#### **地区市民センター管理運営費について**

Q. 窓口のレイアウトや階段昇降機の改修について、市民からの評価や、活用度合いについて、どのように総括するか。

A. 窓口のレイアウトについて、パーティションを設置し、個室化した事例では、来庁者のプライバシーを保護できるようになり、来庁者から好評を得ている。また、階段昇降機の設置については、令和4年度から7年度までの計画で、設置済みの地区市民センターからは、毎日多くの市民が利用しているという訳ではないが、2階で実施するサークルや講座に参加しやすくなったとの意見も寄せられている。

(意見) 昇降機の設置は、単なる利用頻度の問題だけでなく、利用者が気兼ねなく昇降機を利用できるようにすることが大切である。窓口のレイアウトについては、プライバシーが確保されることで、繊細な相談や申請に対する配慮が強化されるが、地域密着度が高いほど、この配慮が重要であり、今後も地区市民センターがそのニーズに応えられるように取り組んでもらいたい。

(意見) 20年前に地区市民センターの統廃合を議論した際は、地域での強い反対があったが、今後の人口減少を見据えて、現在の地区市民センターの役割を見直し、必要に応じて他の業務を地区市民センターに集約するなどの方法を検討すべきではないか。地区市民センターには、高齢者福祉の観点から地域での強みがある一方、今後の利用者のニーズに対応するためには、現行業務に加えて地域にとって価値のあるサービスを提供することが求められるため、地域のニーズに合った新しいサービスを検討し、地区市民センターを有効活用していくべきである。

## ＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費＞

### モバイル端末機による遠隔通訳サービス業務委託について

Q. タブレット端末を庁舎内に3台、地区市民センター等に5台配置しているが、どのような利用状況か。

A. 令和5年度の実績では、庁舎内の3台分で合計206件の利用があり、時間としては5482分、月平均457分であった。地区市民センター等の5台全体では61件の利用があり、時間としては477分、月平均40分であった。

Q. 外国人の自治会加入率は把握しているか。

A. 自治会加入率は、各自治会が集計している数字であり、自治会では外国人に限った加入率を把握していないため、数字として持っていない。

Q. 外国人の自治会加入を促進するために、どのような働きかけをしているのか。

A. 多文化共生サロンでは、多文化共生推進コーディネーターが地域の自治会長と共に戸別訪問を行い、外国人住民の生活の困りごと等の把握に努めており、その中で地域活動への参加や自治会への加入を働きかけている。

### 日本語学習支援事業等業務委託・日本語学習支援体制づくり事業業務委託について

Q. 日本語学習支援事業等の成果や課題はあるか。

A. 日本語学習支援事業等は、四日市国際交流センター（YIC）に委託しており、ほぼ毎日日本語教室が開催され、多くの外国人住民が日本語を学ぶ機会を得ている。また、市内にある7つの日本語教室以外の空白地域に出向く巡回型日本語教室を2会場で計8回開催した。

Q. 日本語学習支援事業と日本語学習支援体制づくりの事業は、どちらも国際交流センターに業務委託しているのか。

A. 日本語学習支援事業等については、四日市国際交流センター（Y I C）に対して委託をしている。日本語学習支援体制づくり事業については、競争入札の結果、四日市国際交流センター（Y I C）に委託しており、結果として、委託先は同じとなっている。

Q. どのような成果指標を求めながら、進捗管理を行っているのか。

A. 日本語学習支援事業等は、できるだけ多くの外国人に日本語を学んでもらうことを目的としており、回数や人数といった指標で確認している。一方、日本語学習支援体制づくり事業は、環境整備に重点を置いており、県の補助事業としての成果指標に基づいて、企業向けに働きかけた会社数などで確認している。

(意見) 日本語学習支援事業等については、外国人の子どもたちの高校進学率や大学進学率、その後の就職状況など、生活基盤をしっかりと支える長期的な視点でも考えるべきである。また、日本語の習得だけでなく、母国の文化を大切にしつつ、日本社会での就職機会の格差をなくすための支援も必要である。さらに、業務委託においては、ただ任せただけでなく、綿密にマネジメントし、調整を行いながら事業を進めていくべきである。

(意見) 市が多くの事業を外部委託していることについて、過去の流れや従前通りに委託を続けるのではなく、費用対効果などを検証し、毎年の決算を通じて、より有効に税金を使っていくための仕組みづくりをしていく必要があるのではないか。

(意見) 昨年の監査では、一部の地区市民センターでタブレットが金庫に保管されたまま使用されていないという状況が確認された。タブレットを効果的に活用するために、市民への周知が重要だと考えるため、ホームページや動画を通じて、窓口でタブレットを利用できることを広く周知するべきである。

#### **多文化共生サロン管理運営事業費について**

Q. 多文化共生サロンの土地の所有者が、UR賃貸から民間業者が変わったが、今後も同じ場所で継続はできるのか。

A. UR賃貸から民間業者に売却されたが、3年間は現状通り使用できることとなっている。

#### **笹川子ども教室運営業務委託費について**

Q. 今後、外国にルーツを持つ子どもたちの増加が見込まれる中で、笹川子ども教室のような取り組みをどのようにして他の地域でも充実させていくかが重要な課題であるが、今後どのように展開していくのか。

A. 笹川子ども教室は、外国人が集住している地域である笹川地区の特性に基づいて始まったものであるため、他の地区で同様の教室を設ける計画はない。

#### **＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費＞**

#### **あさけプラザについて**

Q. 浴室の利用状況はどうか。

A. 以前は1日あたり約80人が利用していたが、コロナの影響で利用者が減少し、現在は1日あたり約60人が利用している。

Q. 今後の施設の在り方について、アンケート調査をすると聞いたが、どのような状況か。

A. 7月に3000件を送付し、現在の回答数は約800件である。

Q. あさけプラザと三浜文化会館を比較すると、受益者負担の割合は、あさけプラザが6.74%で、三浜文化会館の9.67%よりも低いことがわかる。あさけプラザの受益者負担が低い理由として、あさけプラザには無料の施設があるため、負担率が下がっているということか。

A. 施設が老朽化し、修繕や工事の費用を要していること、無料の施設のコストが含まれていること、コストに対する貸館の使用料収入が少ないこと等が影響していると考えられる。

(意見) 老朽化に伴う改修費用が必要で、施設維持にかかるコストも増加しているため、受益者負担の割合を見直し、時代に合った使用料の設定が重要だと考える。市内の他の施設の受益者負担率を合わせる形で、使用料の見直しを検討してはどうか。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第13目計量消費経済費》

### 自動通話録音警告機購入費補助金について

Q. 1件当たりの平均補助額が約4134円になっているが、実際に支給された補助額が上限を下回っている理由は何か。

A. 当初、この制度を設計した際には、対象となる機種は1万円を超える外付けのものを想定していたが、その後、よりコンパクトで汎用性の高い機種が9000円台で市場に出回るようになったため、補助額が概ね4000円程度となったケースが多かった。

Q. 申込数は、想定と比べどうであったか。

A. 約200件を想定していたが、実績は82件となった。

Q. 周知方法に課題があったのか、65歳以上という年齢条件に課題があったのか、どのように総括するか。

A. 実績が少ない要因はいろいろあるが、周知については、地域の民生委員や地域団体を通じて、高齢者に向けて周知したところである。

Q. 補助対象が65歳以上になっているが、65歳未満の人でも詐欺被害に遭う可能性があるため、被害の実態と対象年齢の整合性についてどのように考えているのか。また、自動通話録音機を設置した高齢者がどれだけ詐欺被害を防げたかのデータはあるのか。

A. この制度を導入した背景には、高齢者が詐欺被害に遭いやすいということが挙げられるため、今のところ65歳以上を対象としている。なお、制度を利用して自動通話録音機を設置した方からは、設置後に詐欺被害に遭ったという報告は受けていない。

Q. どれくらいの年度単位で事業を実施する予定であるか。

A. 令和5年度から開始したところであるため、昨年と本年の状況を見て、今後の補助金のあり方を検討していきたい。

Q. 令和6年度はどれくらいで推移しているか。

A. 今年の4月から現在までに24件の補助申請があり、昨年度と同じペースで進んでいる。4月は10件ほどの申請があったが、その後は徐々にペースが落ち着いてきている。

(意見) 今年度の状況では、まだまだ周知が行き渡っていないと推察するため、もっと積極的に様々な媒体を通して周知してもらいたい。

Q. 犯罪抑止のためにポスターなどを活用して、「本市は録音機を導入して詐欺対策を強化している」といったメッセージを広く伝えるべきだと考えるが、現在、どのように周知しているのか。

A. 民生委員を通じて対象の高齢者へ周知している。また、広報よっかいちや市のホームページを通じて、制度の周知を図り、地域の方々にもチラシを配布して情報を広めている。今後、犯罪抑止をさらに高めていく方策についても研究していきたい。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費》

### 審議会等の女性委員比率について

Q. 審議会等の女性委員比率が昨年度から下がっている要因は何か。

A. 審議会の委員改選があるため、女性委員の数が安定しないことがあげられる。なお、令和5年度の全審議会委員数に占める全女性委員比率を計算したところ、前年比0.1ポイント女性委員比率が低下した。

Q. 女性委員比率を目標の40%以上60%以下にする方策はあるか。

A. 目標数値は庁内共通の目標として周知している。委員の改選前に、各課が女性委員比率を男女共同参画課に報告することとしており、目標数値に達しない場合は、理由書の添付を求めている。理由書を確認したうえで、男女共同参画課長が目標に近づきよう各課へ助言している。

Q. その理由書は納得できる内容か。

A. 医療分野などの専門職では女性の比率が低いため、女性の選出が難しいと思われる。一方で、比率を改善できる可能性があると思われる場合は、個別に依頼している。

Q. 市民生活部において、男女の定義は自称という認識でよいか。

A. そのとおりである。

Q. 「自称の女性」が含まれている可能性があれば、審議会等の女性委員比率が36.6%という数字の正確性に対する信頼性が低くなるのではないか。実際に戸籍を見たら、0%という可能性もあるということか。

A. 可能性は否定できない。

(意見) 現行の「自称」で判断するやり方では、男性が女性と名乗ることで女性委員比率を操作することが可能である。このような曖昧な基準では、数字の信頼性が失われるため、数字の信頼性を担保する何か方策を考えるべきである。

### ワーク・ライフ・バランス推進事業について

Q. 女性デジタル人材育成事業は、いつまで続ける予定か。

- A. 昨年度から始まった事業であり、いつまでとは決めていないが、需要が多いため、引き続き実施していきたい。
- Q. 参加者の費用負担はあるか。
- A. 費用負担はない。
- Q. ワーク・ライフ・バランスで悩んでいる人が多くいるのに、2事業所でしか講座を実施していないため、もっと力を入れるべきではないか。
- A. 商工農水部でも同様のワーク・ライフ・バランス講座を実施しており、商工農水部の講座の参加実績が多かったため、今年度からは商工農水部の方へ一本化することになった。一方、男女共同参画課では、企業向けではなく、キャリアアップ研修などの個人への取り組みに事業を整理した。
- Q. 例えば、結婚せず働きたい人、子育て中の人など、人によって働き方や支援のニーズが異なることを踏まえ、教育委員会、こども未来部などと連携し、各ニーズに応じた支援方法を考えていくべきではないか。
- A. これまでも、他部との連携を進めてきており、今後も引き続き協力して進めていきたい。

### **相談事業費について**

- Q. 相談員の体制は充足しているのか。
- A. 令和5年度は4名体制であったが、令和6年8月31日に2名が退職し、9月1日からは2名体制である。今後2名の相談員を募集する予定である。
- Q. 4名体制でも十分ではないのに、現在の2名体制では相談の受け入れが難しいと考える。相談電話の回線が1本しかなく、電話相談対応中や相談員が不在の際には相談が受けられない可能性もあり、重大な相談を受ける機会を失うリスクがある。このような課題について、現場ではどのように捉え、対処しているのか。
- A. 相談電話がかからず相談ができなかったといった苦情は、現在のところ受けていない。また、相談事業の充実に向けては、SNSを活用した相談も導入しており、相談しやすい体制の整備を進めている。しかし、現状の相談員人数では十分ではないと考えており、相談室の体制を整えたい。
- Q. SNSでのやり取りを通じて相談者の状況を把握し、必要に応じて直接相談に応じる方法を検討してはどうか。
- A. SNS相談の中には相談員による相談対応が必要な案件もあり、その場合は相談員に直接つなげる体制を整えている。
- Q. 相談内容を把握しているなら、相談者からの電話を待つのではなく、より積極的な対応を検討するべきではないか。
- A. 相談の中には暴力被害などDV相談もあり、相談者がどういう状況で相談しているか不明な中、相談員から相談者へ連絡を取ることで危険を招く恐れがある。そのため、市から介入的なアプローチをしていくことはできないものと考えます。
- Q. 相談の機会を失うリスクや、相談をしようとしたのに電話を諦めてしまうことを防ぐためには、相談体制の強化が必要ではないか。

A. 相談員の選定には慎重を期しており、すべての応募者を相談員として採用できるわけではない。また、現在は2名体制であるが、相談員が相談者にできるだけ対応できるよう、男女共同参画課の職員が相談業務に付随する業務を担うなどして体制を整えている。

Q. 10代の相談者が5名という数字は少ないように感じる。若年層への支援に特化した団体への委託や、こども未来部や教育委員会との連携を深めることで、より効果的な支援が実現できるのではないかと。また、相談が少ないことは問題が少ないという意味ではなく、支援が届いていない可能性もあるため、この点を考慮して施策を展開すべきではないか。

A. 10代の相談者からは、親からの暴力や交際相手との関係などについて相談を受けている。若年層への相談先はいろいろあり、男女共同参画課の女性相談を利用する人は少ないかもしれない。相談があった際は、支援や対応について内部で検討し、関係機関につなげる形で対応している。

(意見) 特に若年層が相談しやすくするための周知が求められる。また、専門的知見を活用して相談体制を充実させるべきである。

Q. LINE上で、個人情報のやりとりをするのは、情報漏洩の危険性があるのではないかと。

A. 普及率を考慮して、SNS相談にLINEを利用しつつも、相談内容については、LINE上に記録が残らないように管理している。

(意見) 女性相談の体制について、現在の4人体制でも不十分と感じている。相談員が会計年度任用職員という体制には限界があり、正職員の確保も必要ではないかと考える。市民への相談業務を効果的に運営するために、部局間の協力と人材育成を強化してもらいたい。

Q. 相談員2名が辞めた理由は何か。

A. 自己都合による退職である。

Q. 人材確保のため、民間団体と連携する予定はないのか。

A. 過去に事例はないが、今後、相談体制を整えるため、応募が集まらない場合は、様々な方法も考えていきたい。

Q. 相談件数が増えていることを踏まえ、4人体制にこだわるのではなくて、民間団体と連携するなど柔軟に対応できる体制を整えてはどうか。

A. 過去には相談員の募集を行っても応募がなく、相談員の体制が2名や3名が続いたこともあった。今後は様々な手法や関係機関との協議を通じて、より効果的な体制作りを進めていきたい。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

別段の質疑、意見はなかった。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第18目市民活動費》

##### プロボノ活動支援事業費について

Q. 昨年度の応募件数とマッチング件数について具体的な数字を示してほしい。

A. 市民活動団体2団体から応募があり、2団体ともマッチングに結びついた。

Q. どのように周知しているのか。

A. 本市に登録のある市民活動団体に対して、メールで周知している。今後、事例紹介をしながら周知に努めていきたい。

### **地域づくりマイスター養成事業費について**

Q. 地域づくりマイスター養成講座を修了した方は、地域でどのような形で活躍しているのか。

A. これまで305人が修了し、77.4%にあたる236人が地域団体の役員や地域マネージャーとして活躍している。

Q. 計画では、今年度末の修了者数は、昨年度末の319人から380人になる予定であるが、進捗状況はどうか。

A. 今年度は、受講者数が20名を切っている状況であるため、今後、四日市市市民協働促進委員会を通じて、課題等について検証を行いたい。

Q. 今後の計画作成に際しては、これまでの修了者の意見を取り入れることが重要であり、必要であれば、専門家を招いてカリキュラムの深掘りしていくことも考慮すべきではないか。

A. 次期計画の内容を検討する場面において、いただいた意見の反映を検討していきたい。

(意見) 市民協働促進事業と地域づくりマイスター養成講座は連動しており、地域の新しい組織体やプラットフォームづくりにも連携していく必要がある。地方自治法の一部改正や労働者協働組合にかかる三重県のプラットフォーム作りの動きもあるため、既存の取り組みだけでなく、新しい組織や人材の育成に向けたアプローチが重要である。必要に応じて追加予算を部内で検討することを期待している。

(意見) 市民からさらに地域づくりのリーダーとなる人材を養成できるよう制度のバージョンアップを図ってほしい。

### **なやプラザについて**

Q. なやプラザをどのように運営していく予定か。

A. 今年度から市が直営で管理運営しており、今後は直営の成果や課題を検証し、運営のあり方を検証していきたい。

Q. 運営のあり方について、今年度中に結論を出せるのか。

A. 指定管理に戻すためには、まず市民活動団体を含む受け手の検討が必要であることや、債務負担行為として予算措置を行う必要がある。そのため、令和7年度も引き続き直営で運営しつつ、今後の運営方法を検討していきたい。

(意見) 市民協働と生涯学習の両面の機能を保持しながら、より市民が使いやすく、時代に即した機能を強化する必要があると考える。なやプラザの重要性をさらに高めるための方策を市としてしっかり考えていくことを求める。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第20目生涯学習振興費》

## **地区市民センター生涯学習事業費**

- Q. 予算執行率が73.5%で、他の事業より低い理由は何か。
- A. 原因としては、地域に児童館などの既存施設がある場合、その施設が子ども向けの事業を行うことが多く、地区市民センターの活動が相対的に少なくなることや、5類に変わったものの新型コロナの影響で事業の実施が難しいこともあり、予算執行率の低下に影響したと考える。
- Q. 今後は全体的な底上げを目指して、成功例や良い取り組みの情報共有を強化し、事業の重要性を認識させる取り組みが重要ではないか。
- A. 各地区市民センターで実施した事業について、好事例をピックアップして、各地区市民センターと情報共有して、その地区に応じた事業を導入できるように考えていきたい。

## **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》**

別段の質疑、意見はなかった。

## **《歳出第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》**

### **コンビニ交付事業費・キャッシュレス決済事業費について**

- Q. マイナンバーカードのコンビニ交付事業費は、費用に応じた効果があるのか。
- A. 窓口全体の証明書交付枚数は昨年度比で約16%減少している。一方で、コンビニ交付は昨年度比で約80%増加している。現段階では、コンビニ交付にかかるコストが十分に回収できているわけではないが、効果は見えてきている。今後もコンビニ交付の周知を進め、さらなる利用促進を図っていきたい。
- Q. キャッシュレス決済事業の進捗状況はどうか。
- A. 今年10月から、市民課窓口に加え、市民窓口サービスセンターにもキャッシュレス端末を導入し、運用を開始する予定である。キャッシュレス化が進む中、現役世代が多く利用する窓口での効果を期待しており、導入後のデータを基に、今後の展開を検討していきたい。
- Q. キャッシュレス決済事業の決算額は、端末機の導入経費であるか。
- A. キャッシュレス端末機の月々の端末使用料と、1件あたりの使用料に基づく手数料である。

## **《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第1目社会教育総務費》**

## **《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》**

別段の質疑、意見はなかった。

## **【シティプロモーション部・経過】**

## **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》**

### **こども芸術体験事業について**

- Q. 発達に障害のある子どもや放課後等デイサービスを利用している子どもたちへのア

アプローチが必要だと考える。特に、静かにすることが求められる場所への参加が難しい子どもたちに対して、芸術体験の機会を提供することで、彼らの興味や関心を引き出す方法を検討してはどうか。

A. 現在、総合計画の中間見直しを進めており、多様なニーズに対応できる提案をしていく中で、令和7年度から体験する機会の広がりを持たせる方向で取り組んでいきたい。

(意見) 放課後等デイサービスを利用している子どもたちが施設を利用する際に、受け入れに難色を示されることがあると聞いている。こうした状況を改善するためにも、誰もが文化芸術に触れたり体験したりできる場を提供する取り組みが重要だと考える。

### **文化会館等施設管理運営費について**

Q. 文化施設の行政コストを見ると、泗翠庵については、低い行政コストで文化的な価値が非常に高いため、シティプロモーションの一環として市民や訪問者に広く知ってもらう取り組みが必要だと考える。文化会館については、経常収益を上げるための取り組みがさらに求められる。三浜文化会館については、身近な文化活動の場としてより利活用を進められれば、三つの異なる文化施設それぞれの特性が発揮できると考えるがどうか。

A. 泗翠庵については、バスタや鶴森公園の整備に合わせて、本市のシティプロモーションに資する場としての役割を持たせていきたい。三浜文化会館では、部屋ごとの利用率にばらつきがあるため、部屋の名称に限定しない利用ができることをもっとPRするなど、利用者が増えるように指定管理者においても工夫しているところである。これらの施設を有効に活用し、本市の文化的な発展に寄与していきたい。

### **ジャズフェスティバルについて**

Q. 補助金額については、実行委員会側から要望が出てきているのか、前年度実績から算定しているのか。

A. 前年度実績をもとに算定している。

Q. 実行委員会側からは補助金の増額の要求はないのか。

A. そのような要望は今のところない。

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目体育振興費》**

#### **四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル**

Q. 申込者数が494人から539人に増えたのは、コロナ禍が収束したからか。

A. コロナの分類が2類から5類に変わったとことが大きな要因と考える。しかし、コロナ禍前と比べると、参加者が少ない状況であるため、参加者増加に向けた周知等を図っていきたい。

(意見) 市外の方の認知度が高いイベントではあるが、市民が参加する余地が少ないので前夜祭だけでなく、他にイベントを盛り上げるためのPRイベントを検討してほしい。

### **全国大会に出場する選手への激励金**

- Q. 保護者に対する激励金の周知については、スポーツ協会を通じて情報が伝達されるのか、市が直接保護者とコンタクトを取っているのか。
- A. 基本的には、大会に出場する選手やチームの代表者が申請を行う形となる。周知については、各競技団体やスポーツ協会を通じて、また市のホームページなどを通じて行っているため、情報が伝わっているとは考えているが、申請の漏れがないように、さらに周知を徹底していきたい。

### **シティロードレースについて**

- Q. シティロードレースが復活する予定はあるのか。
- A. シティロードレースの復活も選択肢に入れ、新たなランニングイベントの検討を進めており、ランニングイベントの実施について前向きに考えている。
- Q. シティロードレースが復活した場合は、市が主体でやっていくのか。
- A. 実行委員会形式を基本に検討を進める予定であるが、詳細が決まり次第、改めて説明する予定である。
- Q. 来年度に開催することは難しいか。
- A. 現時点で実施時期について明言することは難しいが、なるべく早い段階に開催できればと考えている。

### **スポーツ大会等の誘致について**

- Q. 競技団体等からスポーツ大会を開催したいとの相談があった場合、補助金申請の相談も受けられるのか。
- A. 大きな大会となると、事前に会場の申請等の相談もあることが多いことから、そのようなタイミングで、補助金の申請が可能か、関係者と協議している。
- Q. 福岡県で開催された世界選手権水泳大会は、プレハブ式のプールで開催していたが、そういった場合も対象となるのか。
- A. 内容に応じて、補助対象になるかどうか協議していきたい。

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費》**

#### **温水プール事業について**

- Q. 可動床の導入については、保守点検に伴う施設休館が必要となるなどの理由から見送ったとのことであるが、温水プールが年末にボイラー点検で休業しているため、この休業期間中に点検することも可能ではないか。
- A. プールが年末にボイラー点検などで閉鎖する期間を利用して点検を行うことは可能であるが、その期間に加えて、可動床の導入や運用にかかる追加の費用も考慮する必要がある。これらの要素を複合的に考えた結果、可動床の導入は行わないこととした。
- Q. 昌栄町の温水プールは競技場ではないという認識でいいのか。
- A. 観客席がある競技場とは異なり、温水プールには観客席がないが、市民大会や公認大会などを開催できるような施設としての整備を考えている。
- Q. 競技場の機能を持ったプール施設を建設する予定はあるのか。

- A. 現時点では、新たに建設することを明言できない。
- Q. 今後の一定の方向性を示してもらいたい。
- A. 令和 17 年に三重県で開催が予定されている国民スポーツ大会に向けた準備の中で、どのような施設が必要かを議論することが求められる。また、市内には昭和 40 年代の三重国体で整備された運動施設が多く存在しており、これらの施設も考慮しながら、新たな施設の整備や改修を検討していく必要がある。本市で受け入れる競技や施設の整備について、議会にも報告しながら適切に対応していきたい。
- (意見) 施設を壊すのであれば、建て直すことを前提に進めるべきであるが、当時は一旦水泳施設を壊し、その後の整備計画が進まなかった。これについて、再度調査し、当時の議論や合意内容を確認するべきである。また、総合計画の見直し時期である今のタイミングで、整備計画の策定や再検討を行うことが必要ではないか。
- (意見) 例えば、オーストラリア記念館のように、壊した施設の代わりに何も作られていないケースもある。歴史的な使命を終えたものは壊されても、必ずしも新たに作り直す必要があるわけではない。
- (意見) 市が考えているプールの構想は、建て替えではなく新設の立場であるが、市は以前存在していたものを壊した経緯があるため、今後のプール建設にあたっては、壊したものがあつたことを踏まえた上で、どのように対応するかを検討する必要がある。
- (意見) 50 年前の施設状況を考えると、四日市南高校で水球とアーティスティックスイミング、緑地公園のプールで飛び込み競技と競泳競技が行われたが、これらの施設は、現存していないため、これらの競技を行うための施設の新設を検討すべきである。

## 《歳出第 7 款商工費 第 1 項商工費 第 3 目観光費》

### **B-1 グランプリについて**

- Q. 20 万人が来場したという B-1 グランプリに関するデータを分析すると、1 人当たり平均 250 円しか使わなかったという結果になっている。ということは、1 食 500 円程度の設定であることから、約 10 万人が何も食わずに帰ったことになる。このようなデータを信じられるのか。
- A. B-1 グランプリにおいて、提供された食数は約 10 万食であったため、来場者 20 万人のうち約半数は食べるができなかったという見方もできるが、商店街での併催イベントも多く行われており、推計来場者数は正しいと考えている。
- (意見) 実際に現地を訪れたが、同じく 3 日間で約 20 万人が集まる F 1 グランプリに行った時と比較すると、F 1 グランプリの来場者の方が多く感じ B-1 グランプリの集計方法には疑問が残る。イベント自体は成功であり、多くの人々が楽しんでいたことを評価しているが、来場者数の発表を過大評価しているのではないか。次回開催に向けて現実的な評価を求める。
- Q. スマホ等の G P S を利用した人流調査を実施してはどうか。
- A. 過去に大四日市まつりや花火大会で G P S などのデジタル技術を活用して人流調査を行ったことがあるが、現在は予算の関係で観光庁が示す計算方法を用いている。今後は、G P S などを活用した正確な人数把握を検討していきたい。
- Q. B-1 グランプリを開催して総括的に良かった点や課題はあるか。

- A. 企業や学校のボランティア、公共交通機関、自治会、商店街など、さまざまな団体や個人が一丸となって取り組むとともに早い時期からの情報発信に努めた結果、大きな成功を収めることができた。そして、天候にも恵まれたことで、イベントがより一層盛り上がったと感じている。課題としては、紙チケットの使用に関して意見が分かれる部分があり、現在の紙チケットをオンラインチケットに切り替えることが、利便性向上につながるかどうかを検討課題である。今後、参加者全員が楽しめる形でのチケット運用方法について、引き続き検討していく必要があると考える。
- Q. B-1 グランプリの目的は食のアピールを通じて本市の観光資源や魅力を広め、リーダーを増やすことである。食以外に本市の魅力を紹介する取り組みは行われたのか。
- A. 本市の魅力を広める取り組みとして、お茶のPRを含む併催イベントや、商店街全体での本市のアピール、出展団体の物産を集めた地域連携の強化などが行われ、他地域間の連携も深まった。
- (意見) 今後も、このようなイベントを通じて、地場産業や観光施策の拡充、世代や業種を超えた地域連携を進めることが重要であると考え、今後のイベントでも同様の工夫を期待している。
- Q. 子どもが怪我をしたなどの報告は聞いているか。
- A. そういった報告は受けていないが、トイレが少ないとか、テーブルや椅子を増設してほしいなどの声はたくさんもらった。
- (意見) テーブル席の使い勝手が悪く、食べる際に不便さを感じる場面があったため、今後のイベントでより親切で使いやすい環境作りに取り組んでほしい。
- (意見) テントの紐に引っ掛かって転倒したなどあったため、今後の安全対策に努めてもらいたい。

### **観光大使について**

- Q. 関係費用は、主に広告費であるか。
- A. 観光大使にイベント等に出演してもらう費用である。
- Q. 観光大使を依頼する際の選定基準が不明確であるため、基準を設けてはどうか。
- A. 現在、観光大使の任期は3年で、3年に1回の更新時に継続の意思確認を行っている。更新時には書類を送付し、返答に基づいて継続の可否を決定している。選定基準の在り方については、確かに不明確な部分もあるが、現在のところ知名度のある方や本市を象徴するような方を対象として選定している。
- Q. 観光大使が辞める際の基準を設けてあるのか。
- A. 観光大使の解職基準は条例施行規則で以下の4つが定められている。「観光大使本人から辞職の申し出があったとき」「観光大使としてふさわしくない行為があったとき」「観光大使の所在が不明となったとき」「観光大使として職務遂行に支障があると認められるとき」である。
- Q. 観光大使が集まる会合はあるのか。
- A. 検討したことはあるが、実現には至っていない。
- Q. 市から、観光大使に対し、定期的に、本市がPRしたいものをアピールしてもらうような通知をしているのか。

A. 広報よっかいちが発行されたタイミングで、毎月、広報及び市の発信したい情報を盛り込んで情報提供している。

Q. SNSで発信をする際、ハッシュタグを共通にするなどの取り決めはあるのか。

A. 現在は取り組んでいないが、今後検討していきたい。

(意見) インスタグラムで「四日市」と検索すると、観光大使よりも他の方が上位に表示されることが多く、観光大使の役割や広報の仕方について再考する必要がある。観光大使としての活動が目立たないと、その影響力が薄れてしまうため、広報戦略を見直し、大使としての認知度を高める工夫が必要だと考える。

Q. 季節ごとに四日市梨や新茶などを送ることで、大使たちが自分たちの役割を思い出し、SNSなどで本市をPRするきっかけになるかもしれない。こうした地場産品の贈呈は、観光大使としての活動を活性化させる一つの方法として有効ではないか。

A. 効果的なアイデアと考えるため、取り組みの一つとして検討していきたい。

### **泗水十貨店について**

Q. 泗水十貨店の認定商品を本庁舎内に展示しているか。

A. 展示はしていないため、今後、検討していきたい。

(意見) 他市では、来庁者に向けた、地元の銘菓の展示を目にすることが多い。令和7年度に本格始動までには、本庁舎内で展示するべきだと考える。

## 《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 第 1 目社会教育総務費》

### 旧四郷村役場について

- Q. 平日の利用が小学校の教員研修や教育懇談会となっているが、建物の見学のために来たのか、場所として貸しただけなのか。
- A. いずれも、旧四郷村役場の文化財建物の魅力や四郷の近代産業発展の歴史を、学校教育の中に生かしていくためにどのような活用ができるのかについて議論や研修する機会として、文化課と教育委員会とで開催したものである。
- Q. 今後、小学生や中学生の社会見学などに使われる予定はあるか。
- A. 小学校 3 年生と 4 年生が地域のことを学ぶ単元に合わせて見学の機会を設けている。  
(意見) 本市の文化を広める取り組みとして、子どもたちの利用につなげることは大切であると思う。また、近くのあすなろう鉄道も利用できるため、その PR にもつながると考える。小学生や中学生の見学の場として活用する方向で取り組んでもらいたい。  
(意見) 次世代の教育や体験学習の場として利用するだけでなく、例えば、映画撮影など多様に有効活用することが重要であると考え。本市の近代産業発展にゆかりのある渋沢栄一の故郷とのコラボや歴史を紹介する取り組みなど、親しみやすいイベントを通じて、施設の魅力を広めることを期待している。  
(意見) この建物により、次世代の子どもたちの知の欲求が広がれば、この建物を残した意義はすごく大きいものになると考える。  
(意見) 四日市の玄関口となるバスタの円形デッキなどを活用して、旧四郷村役場をより広くアピールする方法を研究してほしい。団体バスなど、アクセス面の改善を含めた総合的な取り組みを求めたい。

### 御池沼沢植物群落について

- Q. 管理者は誰か。
- A. 指定地については市が所有し、管理している。東部指定地と西部指定地の 2 か所に分かれており、西部指定地については、近隣住民には水温や水位の測定をしてもらったり、入口の鍵の管理などを委託している。
- Q. 草刈りなどは業者に委託しているのか。
- A. 業者に委託して行う場合もあるが、PR 活動を兼ねてボランティアを募り、協力を得て行うこともある。
- Q. 植物など自然に関するものは忘れられがちであるので、地域との協働はどのようにしているのかと思ったが、市が管理しているなら地域の担い手は必要ないということか。
- A. 担い手の育成は必要と考えている。現在、本市の学芸員に自然環境の専門はおらず、先輩や専門家からの指導を受け学びながら取り組んでいる。ボランティアの協力も得ているが、参加者は多くはない状況である。自然観察会や体験会を通じて市民の興味を引き、担い手育成を含めた保存と活用の計画策定を進めているところである。
- Q. 担い手は、地元三重地区の方々が多いのか。
- A. 地元三重地区に「ふるさと三重を愛する会」という団体があり、その方々に多くの協力をしてもらっている。それ以外に、四日市メリノール学院や大池中学校の授業の

中で活用してもらっている。

Q. 担い手を広げたい考えか。

A. 担い手を増やしたいと考えているが、PRが行き届いてないところもあるため、一層PRに取り組んでいきたい。

(意見) 四日市の高校生は活発なので、高校生の部活動や授業での活用に向けた広報にも努めてもらいたい。

### **久留倍官衙遺跡について**

Q. くるべ古代歴史館には、学芸員はいるのか。

A. 会計年度任用職員の常勤の学芸員が2名おり、パートタイム職員2名が1日交代で1人ずつ入る形の3人体制で管理運営している。

Q. 勾玉作りなど体験事業について、使用料や手数料を計上する必要はないのか。

A. 例えば、勾玉体験の材料を市で用意する場合には、材料費の収入を雑入として処理している。

Q. イベント開催がない日でも、多くの人が来訪しているのか。

A. くるべ古代歴史館の来館者だけではなくて公園の来訪者も含めて利用者としてカウントしている。

Q. 来館者をもっと増やすためには、どのような活用方法が考えられるか。

A. 子どもたちに、古代の政に関わる史跡が本市にあることを知ってもらうため、年度末にガイドブックを作成した。今年度、全小中学校に職員が訪問し、子どもたちの教育材料としてアピールしているところである。また、市内外からの社会見学等にもつながるようなツールの一つとしても活用していきたい。

(意見) 本市に、古代の政の中心に影響を与えたような場所があったことをもっとアピールすることで、中高生の知の欲求を刺激することができると思う。

(意見) シティプロモーション部が所管することで、市の観光PRに使うなど、様々な展開が考えられる。これまでの学芸員の積み上げが提供されるなど、多角的に本市の歴史を感じてもらえる機会を創出してもらいたい。

### **《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》**

別段の質疑、意見はなかった。

### **《その他》**

#### **美術作品の展示について**

Q. 市民には、展覧会等で受賞した作品を多くの人に見てもらいたいという気持ちがあるが、展示場所がなく、もっと工夫が必要だと考える。ルールを決めて、例えば市役所庁舎内など、不特定多数の人が行き来する場所に展示することができれば、文化の普及や育成に役立つのではないかと考える。入賞した市民の作品を見てもらえる場所を設けることは、市民にとって励みになると考えるため、検討してはどうか。

A. 文化は多様で誰もが納得できる受賞レベルというものがなく、展示の基準を設定することが難しい。固定的な展示場所を設けることは難しいため、昨年、市美展が50

回を迎えた記念に全国展等で入賞入選した方に出品をしてもらったように、何かしらの展示の機会を提供できるように考えていきたい。

### **組織再編について**

(意見) シティプロモーション部の体制では、特にハーフマラソンや花火大会などの大規模イベントにおいて、寄付金集めやイベント管理などの専門的な業務が困難で、これを担当する専門部署の経験とノウハウが不足している。このため、元々所属していた商工農水部や教育委員会に戻すべきと考える。組織再編について、短期的な効果はあったかもしれないが、長期的には元の体制に戻し、専門的な部署の役割を強化すべきだと考える。

## **【商工農水部・経過】**

### **《歳出第5款労働費 第1項労働諸費》**

#### **求職者資格取得助成金について**

- Q. フォークリフトなどの資格を取得して就労に結び付いた実績を把握しているか。
- A. アンケートを取り把握に努めている。結果は、「資格取得が就職に役に立った」が6件、「どちらかといえば役に立った」が2件で、8件がこの資格を取って就労に結びついたと考えている。

#### **若年者就労支援事業費補助金について**

- Q. サポートステーションが行う臨床心理士による相談事業等に対する補助金は、定額で支出を行う制度なのか確認したい。
- A. 当補助金についてはサポートステーションの実績を確認した上で支出をするものであって、定額補助を行う制度ではない。

#### **就労コーディネーター事業費について**

- Q. 決算額は、就労コーディネーターが活動した経費か。また、就労コーディネーターの人件費は別で計上しているのか。
- A. 決算額は就労コーディネーターが、市外へ出張をした際の交通費や、様々な諸経費で必要になるものを計上しているものである。人件費については、人事課が計上している。
- Q. どういう位置付けで任用しているのか。
- A. 身分は市の職員であり、就労コーディネーターを担当業務として行っている。

### **《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費》**

#### **農業者への支援について**

- Q. 稲作農家への補助事業は多い一方で、野菜農家への補助事業が少ないと感じる。風雨災害で困っている野菜農家も多いため、今後は野菜農家への支援をもっと考慮して

もらえないか。

- A. 市内の野菜農家の件数は、稲作農家に比べて圧倒的に少ないため、対象となる補助事業が少ない状況にあるが、野菜農家が直面している問題を確認し、今後の施策展開に活かしていきたい。
- Q. 国の補助制度は、現場の実情と合わないことが多く、そのため現場の声を国にしっかりと伝える必要があると感じる。大規模農家だけでなく、兼業農家を支援し、小回りの利く農業の形も考えるべきである。農閑期に収入を得るための新たな柱や、初期投資のサポートを行うことで、農家の安定した収入を確保する必要があるのではないか。
- A. 国の補助制度については、地域ごとの実情があるため、県や関連機関に相談しながら改善を求めている。兼業農家支援については、担い手農家だけでなくすべての農地を管理することは現実的ではなく、兼業農家の協力を得る必要があるため、法的な集落営農に限定せず、地域協力型の集落営農組織の体制づくりを行っていく。現在、地域計画づくりを進めており、その中で地域の特色に合った産地作りやその実現に向けた支援制度を構築していきたい。
- Q. 補助金の手続きについて、農家は事務作業を苦手とする方が多く、負担も大きいいため、支援が必要である。行政への各種手続きをサポートする専門部署の設置や、書類の保存に関する支援を検討してはどうか。
- A. 行政手続きは、以前より簡略化されているものの、依然として難しいとの声が多い。これまでも手続きをサポートしているものの、伝わりにくい部分もあるため、注意深く対応していきたい。

#### **災害からライフラインを守る事前伐採事業費について**

- Q. 大規模な停電が発生していないということは、一定の事業効果があったのか。
- A. 本市に限らず県内の他市町や、愛知県、岐阜県などでも行われており、事業の効果が大きいと感じている。
- Q. 予算は年々増加しているが、エリアごとに予算を設定しているのか。
- A. 事業の実績を積んでいくことで、徐々に対象面積を広げることができ事業費が大きくなっている。
- Q. 土地所有者には、伐採した木の補償金は入らないのか。
- A. 土地所有者には、伐採した木はすべて処分することで合意を得ている。

#### **農業次世代人材投資資金について**

- Q. 資金が交付中止となった経緯を確認したい。
- A. 市は年に2回、就農状況を確認しているが、該当者は営農状況を改善せず、再三の指導にも応じなかったため、資金の交付中止に至ったものである。

#### **新規就農者に対するサポートチームの報償金について**

- Q. 新規就農者への伴走支援を行う先輩農家1人当たり4000円という報償金について、金額設定が低いと感じるが、金額の根拠は何か。

A. この金額は、「四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいており、1日7900円の報酬が定められているため、サポートチームの先輩農家の方が1時間程度の指導を行うことを考慮し、7900円の半分にあたる4000円という金額を設定している。

Q. 新規就農者に対するサポートチームのあり方をどのように考えているのか。

A. 新規就農者が農業を長く続けるためには、先輩農家のノウハウや地域課題に対する知識、経験を伝授していただくことが重要だと考える。現在の報償金4000円は他の自治体と比較して少ないと感じることもあるため、他の自治体の金額を参考にしながら、見直しを検討していきたい。

### **農業者後継者対策事業について**

Q. 事業承継にあたって、どのような取り組みが行われているか。

A. 現在のところ、事業承継の相談は1件のみであるが、そのようなケースがある場合には、JAや県などの関係機関と相談しながら進めていく方針である。

(意見) 最近では多くの農地を持つ農家が事業承継に興味を示しているため、新規就農者を後継者として結びつけることも検討してほしい。

### **6次産業化ステップアップ支援事業について**

Q. 個別相談会の開催を通して、実際に事業化に結びついた事例はあるのか

A. 昨年度は、12月に3回、3月に1回個別相談会を開催したが、商品化に向けた基礎講義や加工機器の使い方の説明など基礎的な内容に留まっている。商品化については、今後の展開次第である。

(意見) 東員町では、大豆を加工する6次産業化に取り組んでいるが、上手く進んでいない状況にあるため、農業者が6次産業化を開始する際は過剰な投資にならないよう指導してもらいたい。

(意見) 加工に関する個別相談会を行うだけではなく、農業者と菓子製造業者等をマッチングするような機会も設けてもらいたい。

### **スマート農業導入支援事業について**

Q. センサーやウェブカメラを設置しているが、今後、さらに普及を進めていく方針であるか。

A. センサーやウェブカメラの設置については、農業者に既存の補助事業の活用を促しながら、導入の推進を図っていく。また、令和4年度に導入した茶スマート栽培暦については、十数人の茶農家が使用しており、今後はこの効果を地域全体に広めることを目指している。

Q. スマート栽培暦の利用説明会が令和6年3月に開催されてから、利用者は増えたのか。

A. 茶農家の繁忙期が終わった後に、再度説明会を開催し、利用者数を増やしていく計画である。

### **農業経営収入保険加入促進対策事業について**

- Q. 令和5年度は154経営体へ補助金を交付しているが、保険の加入者数は想定通りであったのか。
- A. 154件の加入が多いのか少ないのかの評価は難しいが、リスクに備える保険として、できるだけ多くの農業者に加入してほしいと考えている。
- Q. 保険の仕組みを確認したい。
- A. 保険は、掛け捨てのみの「保険方式」と、掛け捨てと積み立ての2階建てで構成されている「積立方式」の二種類があり、加入者の選択制となっている。

### **水田病害虫防除対策支援事業について**

- Q. ジャンボタニシの駆除に使われる薬剤を使用することによって、在来種のタニシや他の生物にも影響を及ぼす可能性はないのか。
- A. ジャンボタニシの駆除に使用される薬剤については、ジャンボタニシを対象にした登録農薬が使用されている。他の生物に対する影響についての具体的な検証は行っていないが、影響は少ないと考える。

### **茶業振興対策事業費補助金について**

- Q. かぶせ茶が品評会で良い成績を収めた場合、周知は行っているのか。
- A. 農林水産大臣賞などの1等入賞者については、市のホームページなどに掲載する方針であるが、昨年度の関西茶品評会では3等入賞ということもあり、特に広報は行っていない。
- Q. 庁舎の中で、地域の特産品などをアピールする必要があるのではないかと。たとえば、本庁舎の1階に展示スペースを設け、より多くの地場産品などを展示することが可能になれば、本市のPRにつながるのではないかと。
- A. 市役所1階のスペースが活用できるようであれば、本市のPRにつなげていきたい。
- Q. プロスポーツイベントにかぶせ茶の一煎パックを配布しているが、どんなスポーツイベントにどれだけぐらい配布されたのか。
- A. 令和5年度はおよそ3300パックを配布した。そのうち、総合体育館で行われたプロバレーボールの試合では約1200パック、サイクルスポーツフェスティバルにおいては約300パックを配布した。
- Q. 配布することによって、どのような効果を期待しているのか。
- A. スポーツイベントでは、市外から多くの方が訪れるため、本市の特産品であるかぶせ茶を知ってもらう良い機会と捉えている。
- (意見) 実際に美味しいお茶を味わうと、その違いが明らかに分かるため、美味しいお茶を入れることができる人材を育成することも、お茶の普及や振興にとって重要だと考える。美味しいお茶の入れ方を教える講座や試飲できる機会を設ける仕組みを検討してはどうか。

### **有害鳥獣捕獲業務について**

- Q. 射手より猟犬を伴う勢子の方が、金額が高い理由と、イノシシよりサル捕獲の方

が、金額が高い理由は何か。

- A. 勢子については、猟犬を使うため、猟犬の使用料を反映させる必要があることから、射手よりも 5500 円増額している。サル 1 頭あたりの処分費用をイノシシよりも 2000 円程度高く設定している理由は、サルはイノシシより捕獲が難しいことから、インセンティブを提供しているためである。
- Q. 安全装備品を購入する経費は含まれているのか。また、十分賄えているのか。
- A. 安全装備品の支出については、事務費の中で対応している。予算的に収まっているのかどうか、委託先である猟友会に確認したい。
- Q. サルの捕獲について、現在は山奥など人目につかない場所に大型おりを設置しているが、サルが人目につく場所に集まることが多くなっており、現状の方法では捕獲が難しい。小学校のグラウンドにも出没しており、人的被害の危険も高まっているため、もっと人目につく場所に大型おりを移設することで、効果的に捕獲できないか。
- A. 人目につく場所に大型おりを設置することは、いたずらや人が誤っておりに入るリスクがあるため、慎重に検討する必要がある。とはいえ、状況が深刻であることを踏まえ、土地所有者や地元から銃器を使ったサルの処分について理解が得られるのであれば、今よりも人家に近い場所での設置も検討していきたい。
- (意見) 殺処分の際は、大型おりの周囲をシートなどで囲うことで、視界を遮る方法を提案する。このままでは人的被害が発生する恐れがあるため、早急な対応を求める。

#### **北勢地方卸売市場関係事業費について**

- Q. 再整備に際して生じる余剰地に民間収益施設を誘致するとあるが、具体的にどのような施設を考えているのか。
- A. 例えば、仲卸業者が、カット野菜のカット工場を設けることや、配送センターを整備することなどが考えられる。
- Q. 今年度の具体的な計画や今後の流れについて教えてほしい。
- A. 昨年度、現在地での建て替えに関する合意形成が得られ、現在は、建て替えにおける具体的な事業スキームを検討している。また、余剰地の活用方法についても検討しており、先に述べた野菜カット工場の他にもどのような活用方法があるのかについて、サウンディング調査も実施する予定である。
- Q. 市場の建て替えについては、コールドチェーンの強化や市場機能のダウンサイジングなど、どの機能が重要であるかを具体的に話し合う必要がある。意思決定のタイミングも重要であるため、進捗があれば、議会への報告を求める。
- A. 事業スキームの検討については、様々なパターンが考えられ、行政だけで決定するのは難しい部分もあるため、議会に報告しながら進めていく。また、近隣の卸売市場でも再整備が進んでいる中で、競争力を確保するためには、できるだけ早く再整備に取りかかる必要があると考えている。
- (意見) 県とも連携を図るとともに、齟齬が生じないように、関係市である鈴鹿市及び、桑名市と一緒に進めてもらいたい。

#### **茶業振興センターの行政コスト計算書について**

Q. 令和5年から茶業振興センターの指定管理者がアクティオになった結果、利用者数が大幅に増加し、評判も良好であるが、その一方で人件費などが増加しているが、どう総括するか。

A. アクティオが多くのPR活動やイベントを行った結果、来場者数の大幅な増加に繋がったと考えている。今年度もSNSを活用したPRが好評で、多くの見学者を迎えている。今後も積極的な取り組みを支援していく。

(意見) アクティオの取り組みが延べ利用者数の増加につながっていることは評価するが、収支のバランスには課題が残る。昨年度は指定管理の初年度ということで、先行投資の時期であり、単年度だけでは評価しきれない部分もあるため、来年度以降、より良い方向へ進むよう取り組んでもらいたい。

### 《歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費》

#### 飼料価格高騰緊急対策事業費補助金について

Q. 円安の影響が一段落したことで、飼料価格の高騰は落ち着いたと理解していいのか。

A. 円安は落ち着いてきているものの、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で穀物価格は依然として高止まりしており、海上輸送費も高騰しているため、飼料価格は高値で推移していることから、畜産経営は非常に厳しい状況にある。市としては、昨年度や一昨年度と同様に県との連携の下で、支援を行っていききたい。

### 《歳出第6款農林水産業費 第3項農地費》

特段の質疑、意見はなかった。

### 《歳出第6款農林水産業費 第4項水産業費》

#### 沿岸漁業振興事業費について

Q. 近年、伊勢湾で魚介類が獲れないので、魚介類のエサが減ってきていると感じている。これまでと異なる対策は講じているのか。

A. 下水道処理施設において、窒素やリンの排出量を規制の範囲内で緩和して、プランクトンなどの海洋生物を増やす取り組みが進められているので、効果がでることを期待して注視していきたい。

### 《歳出第7款商工費 第1項商工費》

#### 中小企業新規産業創出事業費補助について

Q. 新たに企業を設立する場合は、この補助金の対象となるのか。

A. 既存の中小企業が自社の技術を活かして新商品を開発したり、新たな分野に進出したりする場合に対象となるため、新たに企業を設立する場合は、この補助金の対象外となる。

#### ものづくりエキスパート育成事業費について

Q. 本市や、本市の事業者にどのような利益をもたらしているのか。

A. 一つ目は「技術イノベーション」の分野で、主に自動車のEV化に対応するための

支援を行っている。三重県産業支援センターのコーディネーターが中心となり、エンジン関連の事業者がEV化に対応できるよう、伴走型支援を提供している。二つ目は「化学・プロセス産業人材育成事業」で、これはコンビナートを中心とした化学系企業の技術力等を向上させるための基礎講座を提供しており、コンビナートの運転停止による損失を防ぐために、15年以上続けられている事業である。三つ目の「販路開拓支援事業」では、技術があっても販路につなげられない企業を支援するため、展示会出展などをサポートし、技術の効果的な見せ方を企業と共に考えている。主に市内企業を対象にしているが、化学プロセス分野については三重県内の企業も一部参加している。

- Q. 将来的な展望について、県と一緒に進めていくために、本市から県に積極的に働きかけるべきではないか。
- A. 職員が実際に講座にも参加しており、引き続き県と一緒にやっていきたい。

#### **民間研究所立地奨励金交付事業について**

- Q. 令和2年度から制度を見直して、令和5年度の交付実績は1社となっているが、見直し後をどう評価するか。
- A. コロナ禍の影響で、企業の投資計画が一時停滞したが、企業による本市への研究機能の集積が進行中であり、今年度は交付件数が増える予定である。
- Q. 要綱を見ると、制度の適用期間が今年度末で終了になっているが、今後はどうするのか。
- A. 今年度末で5年の期限を迎えるため、年度内に企業立地促進条例と民間研究所立地奨励金交付要綱の改正について、まずは協議会で説明した上で、議会へ条例と要綱の改正を諮りたい。
- (意見) 補助金の評価検証する上で、条例や要綱を改正する場合には、検証結果を考慮して改正を行うべきである。
- Q. コンビナート立地企業2社以上による企業間連携による研究開発が進めば、非常に面白い取り組みになるのではないかと感じており、連携することで、新たな利益やマーケットを創造する可能性が高まる。こうした観点からも、企業にとってメリットが十分にあるような補助金制度にしていくために、適用範囲や活用方法についても十分に検証するべきではないか。
- A. 企業間の連携を促進し、より挑戦的な取り組みを進めたいという思いから、2社以上の連携を奨励する方針を掲げているため、企業とのコミュニケーションを密にとりながら、連携が実現できるように努めていきたい。

#### **企業OB人材センター事業について**

- Q. 渋谷区のように、企業と教育の連携事例を参考に、本市でも企業OBが探求授業のファシリテーターとして活躍する可能性を広げることは、教育と産業の双方にプラスになると考える。また、企業OBが過去の経験や技術を教えるだけでなく、新しい知識や技術を開発し続けるような取り組みが必要である。将来的には本市独自の強みを持った教育支援システムが構築できるのではないか。

A. 企業OB人材センターでは、中小企業の相談対応のほか、教育支援として小中学生を対象としたものづくり講座で、科学技術の大切さを教えている。そのほか、教育委員会と企業が主体となって行う出前授業や四日市子ども科学セミナーも、子どもたちにもものづくりの楽しさを教える大事な取組みである。さらに、企業OBが定年延長により高齢化している課題に対しても、出前授業を行う企業とのコラボレーションを通じて、新たなOB人材の確保を進めていきたい。

(意見) 小中学生に限らず、市内の高校も対象にし、講義形式だけでなくアクティブラーニングを取り入れることで子供たちの可能性や市のポテンシャルをさらに引き出せるのではないかと。教育委員会と連携すれば、今まで以上の効果を生むのではないかと。

### **コンビナートカーボンニュートラル推進事業について**

Q. 現時点では、単に企業との会議が行われただけのように見受けられるが、具体的な進捗状況はどうか。

A. 国は2030年度までに水素やアンモニアを利用開始するファーストムーバー企業への支援を行う方針を示しており、これには価格差を解消するための支援や拠点整備のための設備投資への支援が含まれている。企業と議論するだけでなく、企業との関係を深め、これらの支援制度に対するエントリーへとつなげるための具体的な取組みとして実現可能性を探っているのが実情である。

Q. コンビナートにおけるカーボンニュートラル達成のための取組みや知恵を出し合う方法について、どのように考えるか。

A. 今回の計画では、2050年に向けた長期的なビジョンを描き、それに先立って2030年の中期目標も設定している。2030年までに水素やアンモニアの導入を目指す国の目標に沿って、これらの取組みを推進する計画である。また、CO<sub>2</sub>を回収して利用する技術も現在、技術開発中であり、将来的に四日市コンビナートが環境規制を遵守しつつ発展し、カーボンニュートラル社会に貢献できるよう、さまざまな手法を模索している。企業と連携し、本市での設備投資を促進することに努めていく。

Q. 現在の知事や市長が関与した会議の内容が、わかりづらいと感じており、決算内容が実際にどのように政策に反映されるのかが不明瞭である。さらに、2050年を見据えた計画が示されているものの、その成果が短期的にどう具体化されるのか、例えば5年ごとの展望が必要ではないか。市は具体的な説明や計画を提供し、わかりやすく説明すべきである。

A. 現在の進捗としては、企業との部会を通じて、必要な関係者を特定し、それぞれの役割や協力の方法について議論している。具体的には、水素の活用を促進するための補助金やカーボンニュートラル化に向けた事業化可能性調査に対する支援に一つの政策として取り組んでいる。現時点では、どの方針が具体的な成果を生むか不透明であり、より明確な方針が見えてくるように試行錯誤している状況である。

Q. 現在の取組みで、水素やアンモニアの活用について、市として、どう実現するのかの具体的な道筋を示すべきである。どの芽を育て、どのような支援が必要かを明確にし、実行可能な政策として具体化することが重要ではないか。

A. この分野は企業が自発的に進めるには限界があり、行政のサポートが重要である。

行政が企業間の橋渡し役として関与することで、複数の企業が一堂に会した議論の場を提供することができる。水素やアンモニアの活用に関しては、どのように輸送し、どの地点にパイプラインを引くのか、タンクをどこに設置するのかといった具体的な議論が求められるが、各社の経営判断にもかかわってくる情報であるため、公開できるタイミングが来たら、議会への説明の機会を設けたい。

(意見) コンサルタント会社に頼りすぎると、最終的な政策判断が不十分になる可能性があるため、最終的な政策判断は必ず市が責任を持って行うべきである。

Q. 市内の中小企業が持続可能な航空燃料（SAF）やバイオディーゼルの製造に取り組んでおり話題になっていたが、副産物のグリセリン処理などの問題で事業が終了してしまっただけだった。こうした課題が議論されたのか。

A. 国は、2030年までに国際線で持続可能な航空燃料（SAF）の使用義務を10%にすると定めているため、供給実現へのアプローチがテーマとして挙げられている。次のステップとして、どのような規模の施設が必要か、どこに施設を建設するのかについての議論を行っていく予定である。

(意見) 食用油だけではバイオディーゼルの需要を満たすには、輸入に頼らざるを得ない状況が明らかである。市内の企業が新たなエネルギー分野での事業を継続していくにあたっての何らかの対策を講じてほしい。

#### **中心市街地イルミネーション事業費について**

Q. 事業の効果検証は行っているか。

A. 効果検証については、SNS上で話題になっているかを調べるため、ハッシュタグを使って投稿を促すという試みをしてきたものの、期待したほどの検証はできなかった。また、実際にハートのオブジェを見に来ている人と通り過ぎていく人を区別するのが難しく、効果的な数をカウントすることも困難であった。効果的な測定方法については、引き続き検討する。

#### **創業支援事業計画について**

(意見) 年間目標129名はとても高いが、実際37名が創業に至ったということで妥当な数字と考える。今後も認定連携創業支援事業者と連携して進めてもらいたい。

#### **創業者販路拡大事業について**

Q. 特定の業種の人が多くなると、競争が激しくなるため、こういった業種にどれだけの人が希望しているか把握しているか。

A. 起業を目指す方は、その方の興味や能力を基に起業を目指すケースが多く既に業種を定めている。また、業種や仕事の内容が具体的に決まっていなくても当初から業種を決めることは困難である。以上のことより、業種を分散させるのは難しいと考える。

#### **障害者雇用奨励金について**

Q. 障害者雇用奨励金などの助成金が終了した後も、障害者が引き続き雇用されている

- のか、補助金が終わった時点で契約が終了してしまうのか追跡調査を実施しているか。
- A. 市からの補助金を受けた企業については、その後の雇用状況を調査しており、継続して雇用しているケースが多いことを確認している。企業側も障害者雇用の重要性を認識し、継続的な雇用を望んでいることが多く、ノウハウの蓄積や環境整備については、国の機関や社会福祉協議会がサポートしている。さらに、成功事例を事業者に共有するため、サポートフェアなどを通じて、企業が障害者雇用に取り組む際の支援を行っている。
- Q. 補助金に加え、障害者の雇用を継続し、労働環境を整備している企業を公表する仕組みがあっても良いのではないか。企業が評価されることで顧客満足度が向上し、他の企業にも良い影響を与えると考えるがどうか。
- A. 現在、障害者雇用に関する優良事業所を表彰する施策はあるが、障害者雇用を進めていく上で表彰企業をより有効に活用できる可能性があると考え、公表方法について検討していきたい。
- Q. どういった業種に興味を持たれやすく、どういった業種には興味を持たれにくいということは把握しているか。
- A. 例えば、刃物を扱うなど危険が伴う業種では、雇用のハードルが高くなる傾向にあると感じている。
- Q. 障害者雇用の促進について、どのような方法で企業に周知しているのか。
- A. 障害者雇用が進んでいない企業に対しては、就労コーディネーターがチラシや資料を持参して企業訪問を行い、制度の導入方法や活用方法について説明し、障害者の雇用を促している。また、サポートフェアなどを通じて、障害者の働き方を見える化し、実際の雇用環境を理解してもらう努力をしている。
- (意見) 障害者の雇用について、企業とのコミュニケーションを密にすることが重要だと感じている。直接企業に行って、企業のニーズを直接把握し、それに応じた政策や支援を提供することができると考える。また、数字だけを追いかけるのではなく、内容をしっかり見ていく必要がある。さらに、農業や畜産業でも人手不足が問題となっており、障害者が適応できる仕事の可能性を見つけることができるかもしれないため、実際のニーズを把握し、障害者雇用の解決策を見出してもらいたい。

#### **障害者雇用に関する事業について**

- Q. 障害者雇用サポートフェアについて、企業に対しどのように周知しているのか。
- A. 広報よっかいちや、就労コーディネーターがチラシを配って周知している。

#### **職業訓練事業費補助金について**

- Q. 職業訓練事業費補助金の目的は何か。
- A. 職業訓練に関しては、建設労働組合に対して助成を行い、いわゆる職人の育成を支援している。

#### **ワークスタイル・イノベーション推進事業について**

- Q. 働き方改革に関する職場内研修を実施する市内企業への講師派遣について、毎年ど

れくらい件数があるか。

A. 年間5～6件の応募があり、その約半数が新規企業となっている。

Q. 今年度はどのような状況か。

A. 上限10件に対し10件の申し込みがある。半数以上が新規企業である。

Q. 年度が変わったら、再度申し込むことはできるのか。

A. 可能である。

### **地場産業振興センターについて**

Q. 稼働率が全体で35.1%と非常に低いと思うが、今後、どのようにしていくのか。

A. 現在、当館は産業の新たな拠点としてリニューアルするまでの間、経過措置としてかつての施設の内容で運営をしている。利用状況については、一部の大規模なホールや展示室の利用が著しく低く、全体の利用率に大きく影響を与えていると感じている。しかし、企業や市外からの利用が比較的高いという特徴も考慮し、今後も費用対効果を意識して、コスト管理に注意を払いながら利用促進を図り、できる限り早期に施設の有効活用を実現できるように検討していきたい。

Q. 本市の新産業の拠点として、スタートアップ支援および産業情報発信機能を強化するため、今後どのように計画を実行していくのか。

A. リカレント教育やリスクリングといった基軸が整ってきたものの、具体的な取り組みや支援方法についてはまだ模索している段階である。特にスタートアップでいえば資金調達といった問題があるため、様々な機関と連携しながら市内でのスタートアップ育成の方法を探っている。現在の取り組みとしては、市内事業者とのマッチングが有効だと考えており、三重県や中小機構などと連携しながら進めており、ハード整備とソフト支援を組み合わせ、スタートアップ支援の体制を整えていく予定である。

Q. スタートアップ支援については、マッチングやビジネスチャンスを探るフラットな場を提供することが重要である。敷居を低くし、居心地の良い場所で自然な対話が生まれる環境を整えることで、ビジネスの出会いが促進されると考える。本市が、どのようにサポートを提供するかが重要なポイントであるため、今後も試行錯誤しながら、効果的な支援を行ってはどうか。

A. 現在の検討には、「知る」、「育てる」、「つながる」といったコンセプトがあり、市の役割は、事業者がビジネスチャンスに出会う場所を提供することにあると考えており、民間事業者や支援機関との連携が重要だと考える。様々な機関と相談しながら、事業者にとって役に立つ施設を目指して検討を進めていきたい。

Q. リスクリング支援以外にも、導入を検討している機能はあるのか。

A. リカレント教育などもこの中に含まれる。

### **〈四日市市議会提言チェックシート 政策提言（前年度）の取扱い〉**

#### **空き店舗等支援事業補助金について（令和5年度継続分）**

今年度から開始した中心市街地再開発に関連した空き店舗対策について、数年かけて効果検証をする必要がある。継続して運用状況を確認するため「継続」として扱うこととする。

## 競輪事業特別会計

### けいりん事業について

Q. 場外収入やネット収入が増えている一方で、施設の利活用については課題が残ると感じる。例えば、アーバンスポーツの導入や施設のリニューアルを通じて、競輪場の活性化を図ることで、競輪へのイメージ転換を進めるべきだと考えるがどうか。

A. インターネット投票を中心とした売上が好調で過去最高の車券売上となった一方で、競輪場への来場者数をいかに増やすかという点が課題となっている。競輪場の有効活用に関しては、ランバイクの会場としての活用を検討しており、競輪場のオープンスペースや駐車場の一部を積極的に開放していきたいと考えている。また、今年度にはカラー照明を導入し、競輪場の演出面を強化する予定で、照明整備後には、地元住民を招いたイベントなどを実施し、車券売上の向上と来場の促進を図りたいと考えている。

(意見) 潜在的なニーズを調査し、どのような施設やサービスが求められているのかを把握することが重要である。ランバイクのような自転車関連のアクティビティは競輪場との親和性が高く、新たな集客にもつながる可能性がある。売上が好調な今こそ、将来に向けたグランドデザインを作成し、競輪場のリニューアルや転換を進めるべき時期であり、市民の声を反映させた設計が重要と考える。

(意見) 競輪場は駐車場も広く、アクセスも良好で、企画次第で多くの人を集める可能性があるため、ぜひ積極的に取り組んでもらいたい。ランバイクなどの子ども向けの自転車イベントも、バンクなど競輪ならではの魅力を知ってもらいきっかけとして役立つのではないか。

Q. 広告宣伝費が増加していることについて、広告やインターネットの経費が増えている中で、どの媒体がどれほどの効果を上げたのか。

A. 広告宣伝費の増額については、主に2つの要因がある。まず、令和4年度はGグレードのナイター競輪が1回の実施であったが、令和5年度は振替開催の誘致成功によりGグレードのナイター競輪を2回実施したことが影響している。もう一つの要因は、「泗水美海」を活用したYouTube番組を年間36本制作するなど、新たな施策を実施したためである。

## 食肉センター食肉市場特別会計

### 食肉センター食肉市場について

Q. 決算をどう総括するか。

A. と畜場においては、可能な限り機械化等を進め、空調も更新し、働く環境の改善も行ってきているが、施設は築40年以上経過していることもあり、十分な対応とは言い難いところがある。近隣県では建て替えの動きが見られるため、今後の対応についても視野に入れていく必要があると考えている。

(意見) 今後の施設について考える際、サイズ感や施設の具体的な機能なども考慮しな

がら、順序立てて進める必要があると考える。

(意見) 再整備の実施にあたっては、総合計画の見直しに際して、調査費を計上して進めてもらいたい。その際、三重県だけでなく、北勢地域の関係する市町との関係性を整理し、関係する市町にも再整備の協議に参画してもらえらるような仕組みを事前に作ることが重要だと考える。

Q. 今の場所は狭いため、この場での建て替えは非常に難しく、現場の職員に大きな負担をかける可能性があるため、郊外にある県有地などに移転することも考えてはどうか。

A. 単に施設が古くなったから建て替えるというわけにはいかないため、まず、現在の課題をどのように解決していくかを検討するとともに、どのような施設が必要なのかを調査した上で、必要であれば建て替えも検討していきたい。また、場所については、食肉処理施設の設置を認めてもらえる地区を探すことが困難だと思われるため、先ずは一方通行化の実施のため今の場所を拡張し、建て替えることが決まれば、その敷地内で建て替えをしていきたい。

#### 《四日市市議会提言チェックシート 政策提言（前年度）の取扱い》

##### 食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について（令和4年度継続分）

食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について、家畜搬入車両の場内一方通行化は、場内の十分な衛生管理をする上で解決すべき課題であり、特に、難航している三重県との用地交渉については早期に解決すべきである。継続して交渉状況を確認する必要があるため「継続」として扱うこととする。

#### 議案第23号 令和5年度市立四日市病院事業決算認定について

##### 職員の処分事案について（個人情報の不正閲覧）

Q. 今回の事案の対象職員は医療従事者なのか。

A. 医療従事者である。

Q. 再発防止策として、役職や部門別にどのように個人情報の閲覧権限を設定するのか、また不必要な閲覧をどのようにチェックし管理するのかについての対応策はあるのか。

A. どの医療従事者がどの患者に対応するかが事前に分からず、職員ごとに権限を制限すると、緊急時に対応が遅れる可能性があるため、医療従事者全員が同じように閲覧できるように権限設定している。閲覧履歴のチェックについては、どの閲覧が適切でないかをその都度判断することは難しいため、患者からの相談があった際に確認を行うことができるよう、適切に記録を残すこととしている。

Q. 再発防止策として、職員が適切に閲覧しているか全て把握するのは物理的に難しいものの、頻繁な閲覧や異常な行動が見られた場合に抜き打ちでチェックするなどの防

止策やIT技術を活用して異常を検知する仕組みを検討する必要があるのではない  
か。

A. 他院での取り組みを研究し、有効なものは取り入れていきたい。

(意見) どの閲覧が適正で、どの閲覧が不正なのか判断が難しいため、上席者のマネジメントについても検討が必要である。コンプライアンスの徹底を再確認し、院内での周知と研修の強化を求めたい。

Q. 個人情報不正閲覧について、他に相談は寄せられているか。

A. 相談は受けていない。

Q. 再発防止策として、院内に周知することや研修は大切なことだと思うが、その他に罰則を科す規定はあるのか。

A. 罰則については、市の服務規律違反に基づく懲戒処分として対応される。

### **職員の処分事案について（不適切な契約事務及び支出処理）**

Q. どういう経緯で発覚したのか。

A. 長期にわたって担当していた職員が今年4月に人事異動で転出した後、他の職員が業者から届いた請求書に基づき支払事務を行おうとしたところ、これまで病院の費用によって支払いが行われていなかったことが判明した。その後、当該職員から事情を聴取した結果、問題が発覚したものである。

Q. 当該職員は、どれくらいの金額を自己負担したのか。

A. 自動精算機のクレジットカード決済に係るデータ処理業務の手数料と、診療報酬の電子請求に係る回線の使用料、合計333万円余である。

Q. 当該職員が自己負担した金額について、返金する予定はあるのか。

A. 当該職員から返金の請求があり、なおかつ本人が支払ったことを客観的に証明できる証拠が提出されれば、その時点で検討したい。

Q. 本来なら市立四日市病院が支払うべきであった金額であるにもかかわらず、当該職員から請求がないと返金しないことについて、どのように整理しているか。

A. 今回の事案では、本来病院が支払うべきであった金額が支出されておらず、結果として病院が利得を得ていることは事実であるが、弁護士とも協議の上、本人に返金するには相応の証拠が必要であると判断した。

Q. 不適切な契約事務及び支出処理について、どのような課題があったと認識しているか。

A. この事案はカード決済そのものではなく、それに関連して、自動精算機の決済データを各カード会社に送信するというサービスで発生したものであり、業務そのものが他の職員には認識されていなかったという側面があった。また、当該職員が一人で業務を担当していたため、チェックが及ばなかった部分もあった。今後は、担当業務の定期的な入れ替えと、複数職員による支払いのチェックを徹底し、再発防止を図る方針である。

Q. 請求書は業者から病院宛に届くため、請求内容が把握できれば問題に気づくことは可能だったはずであるが、問題が表面化しなかったのは、上席者やその部署のマネジメントに問題があると考えられ、相談や報告をしづらい職場環境であった可能性があ

る。再発防止策としては、職場風土の改善も含めた上席者のマネジメントの見直しが必要である。職員が適正に契約や支払い処理を行える環境を整備し、問題が起きた際に適切に対処できる体制を築くべきではないか。

A. この事案が発生した当初の平成 25 年度に遡って、当時の上司や同僚職員に対する聞き取り調査を行ったが、パワハラ等の事実は確認されなかった。しかしながら、将来的に同様の事案が発生しないよう、風通しの良い職場風土の構築に努めていきたい。

Q. この事案を通じて、契約管理やマネジメントの重要性が浮き彫りになったと考える。事務的な不正を防ぎ、病院の信頼を守るために、今回の事案を教訓にして、より強固な管理体制を築くべきではないか。

A. 今回の処分事案で、業務を担当者一人に任せることのリスクや、そういった状況が生まれにくい仕組み作りの重要性を改めて認識した。今後は、チェック体制を整備し、再発防止に努めていきたい。

Q. 当該職員は一般事務職で 10 年以上在籍していたのか。これと同様の業務形態はあるのか。

A. 当該職員は一般事務職であるが、長期間同じ業務を担当していた。今後は定期的な業務の入れ替えを実施していくことから、同様の状況にはならない。また、医事課には一般事務職のほか医療事務の専門職である診療情報管理士を 3 名配置しているが、これらの職員についても定期的な業務の入れ替えを行っていく予定である。

Q. 個人名で振り込まれていることについて、業者に違和感はなかったのか。

A. 市立四日市病院の名義で振り込んでいたため、そのようなことはなかったと聞いている。

Q. 現在の業者との契約はどうなっているのか。

A. 平成 25 年度に契約した業者でこの事案が発生しているが、その後、令和 4 年度に業者が変更された際にも同様の処理が行われていた。このため、令和 6 年 3 月末付で契約を一旦終了し、適正な手続きを経て 4 月 1 日付けで再契約を行った。

Q. 当該職員が行った業者との契約は有効に成立したことになるのか。

A. 弁護士に確認したところ、職員が内部の手続きなしに契約申し込みを行った場合でも、病院として相手方と契約を行っていることから、その契約の不成立を病院側は法的に否定できず、契約は法律上認められるという整理である。

Q. 職員が契約行為を勝手にしたとなると、公印を勝手に持ち出して契約行為をしたことになるが、今後、どのように公印を管理していくのか。

A. 公印を使用する際は、上席者が確認することに加え、帳簿に使用目的を記入した上、上席者がチェック欄に押印するという運用に改めた。

#### **Wi-Fi 環境等整備事業について**

Q. 患者用 Wi-Fi の設置に関し、受益者負担についてどのように考えているのか。

A. 患者の満足度向上を目的に始めた経緯があるため、現状では受益者負担を求めることは考えていない。

- Q. 設備の調達をリースで行うことや、病院が持つ電話回線がすべて必要なのか見直しを行うことなどによりコストを削減することについて、経営改善プロジェクトでの検討に含めてもらってはどうか。
- A. 通信機器のより効率的な調達や運用方法の検討のほか、電話回線の使用状況等についても、適正であるかどうかを改めて検証し、必要であれば契約手法を含めて見直しを検討したい。

### **経営改善プロジェクトについて**

- Q. 経営改善プロジェクトの目標は何か。
- A. 令和6年4月に発足した当該プロジェクトの目的は、悪化した経営状況を改善させるためのコスト削減や収益増加だけでなく、より良い組織風土と職員の一体感の醸成も含まれる。一つ一つの疑問や意見を積み重ね、多職種での意見交換を常に行うことも必要であると考え、いずれかのタイミングで経営改善に関する院内組織に改変し、継続的に取り組んでいく予定である。
- Q. 職員の提案に対してインセンティブを提供している民間企業の手法を取り入れてはどうか。
- A. 職員の意識改革とその継続的定着が重要であり、経営改善プロジェクトを通じて、全職員が経営の改革に関与する意識を継続的に持つことができるよう、より良いインセンティブの付与など、有益な方法を考えたい。
- Q. プロジェクト会議を行うのは、業務時間内であるか。
- A. 経営改善活動は業務の一部として業務時間内に実施するべきだという考えを持っており、これにより職員の本気度を高め、病院の改善を促進できると考えている。プロジェクト会議をはじめ他の会議においても、開始時間を早めて時間内に業務を終えるなど、業務効率を向上させる改革を進めている。
- Q. 報告会はどのようなものか。
- A. 報告会は病院の組織内で、幹部職員で構成する本部と各検討チームが集まり、提案内容について意見交換を行う場であり、改善提案の方向性について議論し、すり合わせている。
- Q. 経営改善プロジェクトを立ち上げたことは、診療報酬、プロモーション、コスト削減の点で適切なアプローチであると考えているが、各チームのリーダーを医師が務めていることで、他の意見が出しにくくなる風土が形成されていないか。
- A. 医師の中には病院全体を考える視点が不足している者もいるため、医師の意識改革も必要である。例えば、本市在住の医師が減少している現状に対処するためには、病院への愛着を持たせることが重要である。また、任期を2年ごとに変更することで、一部の医師が強い影響力を持つことを防ぎ、全体的な意見を反映させていく。
- Q. プロモーションチームは、地域医療機関との連携強化策について、院内だけではなく、医師会や他の大きい病院との意見交換や連携を考えているのか。
- A. 医師会への参加を通じて、プロモーション活動に関与することは重要だと考える。患者数を増やすために、例えば、地域の医療機関に対し、「手紙を余分に1枚書く」「電話を余分に1本かける」といったことが考えられる。こういった提案が、プロジ

エクトチームから提出されることを期待しているが、徐々に浸透していると感じている。

Q. コロナ禍によって医療界全体が変わり、市立四日市病院やその他の病院もその影響を受けており、患者数が減少し収益面での厳しい状況が続いている。これに対応するための戦略として、患者にアンケート調査を実施するなどのマーケティングをすることが経営に必要ではないか。

A. コロナ禍の影響で、多くの病院が患者数の減少に直面していることに加え、特に急性期病院では、手術成績が向上している一方で、患者の入院日数が短縮され、病床の需要が減少している。将来的には人口減少に伴い、病床数の見直しの検討が必要となるが、急性期の疾患に対応するためには、一定の病床数と医療資源の確保も必要である。医療機関は変化する需要に対応するための柔軟な戦略を立てる必要があると考える。

### **負担金徴収等について**

Q. コロナ禍後の医療体制の再評価を進める中で、松阪市のような、救急車で搬送されながら入院に至らなかった患者からの選定療養費の徴収や、外国の有料救急車システムなども考慮しながら、適切な運用方法を検討するべきと考えるべきではないか。

A. 選定療養費について、当院では救急車で搬送された患者については緊急やむを得ない場合と見なし、徴収しない方針を採っている。松阪市のような取り組みを導入する場合には、当院を含め輪番制で救急車を受け入れている4病院が足並みをそろえる必要があると考えるが、現時点では他の病院も当院と同様の取扱いとしているとのことである。今後、松阪市の効果検証など、情報収集と研究を進めていきたい。

Q. 市外からの入院患者に対し、別料金を徴収することについてどう考えるか。

A. 当院は北勢地域の中核病院としての役割を担っており、また、今後患者数の減少も予想される中、市の内外を問わず広く患者を受け入れていく必要があると考えている。そのため、現時点では市外居住の患者に対して個室料等を別料金で請求することは考えていない。

Q. 例えば、消防の広域衛生組合などでは、自治体から事務手数料や負担金を徴収しているところもある。市外からの入院患者に負担を求めることは難しいが、自治体からの負担を検討する余地があるのではないか。病院経営においても、他の自治体に負担を求めるという観点に対し、市民の意見や考えを反映しながら、今後の方向性を探るべきではないか。

A. 消防やごみ収集など、自治体が行うべき業務には、費用負担の仕組みが存在している。四日市市が自発的に設置した現状の病院事業について、他の自治体に費用負担を求める仕組みが整っていないため、現状のまま費用負担を取り決めることは難しい。(意見)例えば、松阪食肉公社のように、各市町村から負担金を徴収して経営する方法があるように、市立四日市病院も同様の負担金制度を導入することを検討する余地があると考え。市外からの利用者に対しても何らかの負担を求めることで、税金の公平な配分を図るべきという意見も考慮すべきではないか。

Q. 周辺の自治体に応分の負担をお願いする場合、事務組合や公益財団法人化する必要があるのか、今のままでも可能なのか。

A. 周辺自治体からの負担や支援を得るための仕組みについて、例えば、「一部事務組合」や「事務委託」などの形態が挙げられるが、これらの仕組みが適用できるかどうかについては、他市の事例や関連する法令などを研究していきたい。

Q. 市立四日市病院の材料費の割合は、同規模の病院と比較すると高めであり、さらに、患者1人あたりの材料費も、同規模の病院よりも多いという状況である。この増加には、何らかの課題があったのか。

A. 市立四日市病院では高度医療を提供しており、その結果として医業費用に占める材料費の割合が高くなっている。今後の経営改善プロジェクトにおいて、材料費の価格交渉やコスト管理にも注力することで、さらなる効率化を目指している。引き続き経費の管理を徹底し、高度な医療サービスの提供を維持していくことが大切であると考ええる。

### **入退院支援センターについて**

Q. 今年度から入退院支援センターが設置され、患者の退院手続きや転院引き継ぎ、さらには病院全体での支援体制の強化を図っていることについて、どのように捉えているか。

A. これまでは、患者が入院してから患者に係る情報の収集や褥瘡（じょくそう）のリスク評価などを行っていたが、入退院支援センターの開設により、入院が決定してから実際に入院するまでの間に、それらを事前に行うことが可能になった。これにより、入院後スムーズに治療が開始できるというメリットがある。また、入院前に看護師が患者の環境を詳しく聞き取り、地域連携・医療相談センターである「サルビア」と連携することで、患者が入院する前から退院後まで見据えた支援を行える点は、患者に安心感を与える上で重要なポイントであると考えている。

### **医療DXについて**

Q. 病院のDX化を進めることで、患者や遠方の家族とのオンラインでのコミュニケーションや確認が可能になり、支援体制が柔軟かつ効率的になるのではないかと。また、オンライン診療の導入も適切に準備すれば、患者と病院双方にメリットがあり、患者満足度や病院評価の向上につながるのではないかと。

A. 医療分野でのDX化や働き方改革に関し、ITやAIの活用を進め、患者とのコミュニケーションツールも検討していかなければならないと感じている。オンライン診療は全国的には遠隔地における医療提供を目的とした導入が多いものの、会議や講習会での幅広いオンラインツールの利用も増えてきているため、急性期医療を提供する当院においても積極的に研究していきたい。

(意見) オンライン診療は、対面診療が基本であることを前提にしつつ、患者の来院が困難な場合に役立つ手段として検討するべきで、遠方に住む家族や患者にとって、病院訪問が困難な状況があるため、オンライン診療を活用することで患者の負担を軽減し、患者満足度や医業収益の向上に寄与する可能性があると考ええる。また、入退院支

援センターが病院の「顔」となるような存在に育てるため、設置の意義を最大限に活かし、ソフト面も充実させることを求める。

## **【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

## **予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和6年8月定例会月議会)**

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### **議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第4号)**

#### **【商工農水部・経過】**

##### **第1条 歳入歳出予算の補正**

##### **《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費》**

##### **産地生産基盤パワーアップ事業補助金について**

Q. 補助対象の内容を確認したい。

A. 一戸の農家がトラクターと肥料散布機等を購入するものである。

Q. 埼玉県の学校給食では、輸入小麦の残留農薬を懸念して、国産小麦「あやひかり」を使用している。子どもたちに安全な食材を提供するため、国産の利用を考慮すべきではないか。

A. 市内で生産される大豆や小麦は、ほぼ全量がJAに出荷されており、麦は県内の製粉会社、大豆は県内外の業者と契約していることを把握している。今後は、需要に基づいた栽培についても考えていきたい。

(意見) 国産小麦は高価で売りにくい面があるため、市が関与して市場を形成するような取り組みを考えてもらいたい。

#### **【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

## 産業生活常任委員会委員長報告(令和6年11月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第62号 四日市ドーム条例の一部改正について、委員からは、指定管理者に施設管理を行わせたことで、市の当事者意識が薄れ、設置者としての管理がおろそかになった結果、施設の老朽化を早めたのではないかと。また、指定管理から直営に戻す理由を明確にするべきではないかとの質疑があり、理事者からは、指定管理者の指定期間が満了となることに加え、改修の時期も未定であるため、令和7年4月以降の運営を直営に戻すための条例改正であるとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、四日市ドームを改修するのか、除却するのかの方針を決定してから、議案を提出すべきである。今後の方針が決まっていないのに、直営に戻すための条例改正を行うのは、順序が間違っているため、賛成できない。早急に、改修か除却かの方針を決定するべきである。また、直営に戻す場合、スポーツ課を四日市ドームに配置し、専門の技術職員が現場に入るべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、現行条例と条例改正案の違いについて説明を求めるとの質疑があり、理事者からは、今回の条例改正では、現行条例が指定管理者による管理運営を前提としていたものを、市が直営で管理運営することを基本としつ

つ、指定管理者制度も導入可能な条例に変更したとの答弁がありました。

また、他の委員からは、条例改正に至るまでの経緯や理由、特に指定管理から直営に戻す理由を明確にすべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、例えば、四日市ドームに大物アーティストを呼ぶことができたのは指定管理としていたメリットだと考える。施設の継続または、除却を含め、市全体の公共施設の在り方と照らし合わせて議論することが重要ではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、市の将来を考えると、指定管理と直営のどちらが最適かを決めないまま、指定管理の期間満了や改修時期が未定であることを理由に変更するのは短絡的である。指定管理だけでなく直営も可能にする条例に変更することは理解できるが、今後の施設の方向性が定まっていないうちで先に条例改正の結論を出すべきではないとの意見がありました。

また、他の委員からは、この条例改正が否決された場合、令和7年4月以降の施設利用にどのような影響があるのかとの質疑があり、理事者からは、現行の条例では使用許可などについて指定管理者が行うこととなっているため、条例改正が否決された場合、利用者への影響が大きいと考えるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、四日市ドームにかかる来年度以降の予算審査よりも前の段階で条例を改正すべきであり、手続

きを進める順序が間違っているとの意見がありました。

また、他の委員からは、現行条例は指定管理者が料金徴収や管理を行うこととなっているため、指定管理者に問題が発生した場合の対処が難しいという問題点があったと考える。条例改正案は、どのような状況でも運営を続けられるため、可決すべきだと考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、条例改正を行わないと、来年度からの運営ができなくなり、利用者に対する損害賠償のリスクがあるため、可決せざるを得ない状況になっている。もっと早い段階で議論すべきではなかったのかとの意見がありました。

また、他の委員からは、市民への影響や市の方針が明確に示されていないため、全体を俯瞰してもっと広い視点で議論すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、条例改正が否決された場合、2月議会で補正予算を組んで委託業務を行うことは可能かとの質疑があり、理事者からは、契約などの準備行為が必要なため2月定例月議会での上程で間に合わせるのは難しいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、職員配置や予算配分などを考えると、直営の場合と指定管理の場合のコストを比較した資料を提出するべきであるとの意見がありました。

また、委員長からは、委員会での指摘事項について、理事者に対し、十分な検討を求めるとともに、四日市ドームの今後の方向性について、早期に判断するよう強く求めるとの意

見がありました。

議案第63号 四日市市ふれあい牧場条例の一部改正について、委員からは、条例廃止も含めて近いうちに結論を出してはどうかとの意見がありました。

議案第65号 工事請負契約の締結について、委員からは、空調の燃料は何を使用しているかとの質疑があり、理事者からは、都市ガスであるとの答弁がありました。これに対して、委員からは、災害時、都市ガスは機能しなくなるため、プロパンガスを薄めて使用できる機械の手配を検討してほしいとの意見がありました。

議案第66号 工事請負契約の締結につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上により、当委員会に付託されました4議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決および同意すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況、について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和6年11月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

#### 【市民生活部・経過】

#### 第3条 債務負担行為の補正

##### 戸籍住民基本台帳事務費(戸籍の振り仮名に関する業務委託)

- Q. 戸籍住民基本台帳事務費について、国が設置するコールセンターもあるが、本市独自のコールセンターも設置するのか。
- A. 国のコールセンターの役割は制度の説明を行うことであり、自治体での対応や個人情報に関する部分については、本市のコールセンターが対応するものである。
- Q. 臨時窓口も設置する予定か。
- A. 臨時窓口は、本庁舎1階ホールのマイナンバーカードと保険証を紐付けするコーナーの隣に設置予定である。
- Q. 人員の計算について、積算根拠を確認したい。
- A. 振り仮名の届け出件数は、本市の本籍人口の約10%にあたる約2万9,000件を想定しており、3~5人の人員を弾力的に配置することで対応する。
- Q. 市民に対する目的や制度の説明が必要と考えるが、周知費用も含んでいるのか。
- A. 広告周知の費用は含まれており、市民への事前説明も地区だよりなどで丁寧に行う予定である。また、国の方針が変更され、届出対象が一部変更されたため、今後も国の方針を見極めながら丁寧に周知を進めていきたい。
- Q. 国の方針変更で「名前の読み方に変更が生じた人」に届け出をしてもらうという意味について、説明を求める。
- A. 現在、戸籍には振り仮名が登録されていないが、住民基本台帳には出生届の読み方が登録されている。今回の通知では、住民基本台帳の振り仮名を仮の振り仮名として市民に通知し、変更が必要な場合は修正の届出を提出してもらうものである。
- Q. 名字の読み方の変更について、世帯の中で読み方がばらばらになることも想定されるが、特に規制はないのか。
- A. 名字の確認は戸籍上の筆頭者にのみ行うため、筆頭者以外には確認を行わない。

##### 働く女性、働きたい女性のための相談事業業務委託

- Q. 本市の男女共同参画課では、女性対象の事業に自称女性の男性も参加できるという公式見解を持っているが、この方針に不快感を示している人もいる。今後もこの方針なのか。
- A. 心が女性である方が対象であるという意味であり、女性と偽る行為はお断りしたいと考える。

Q. 以前は自称さえすればよいとの見解であったが、今回の見解では自称だけでは十分とのことである。この変化の理由は何か。

A. 例えば、自称で女性と名乗って女性対象の対面相談に来た場合において、会話等を通じて違和感を覚えた時は、詳しく聴き取り、その時点で相談を終了する判断ができる。本人が最後まで女性として相談を続けた場合は、そのまま受け付ける。

Q. 今日の見解では以前と変わったように感じたが、本市は、明らかに女性ではないと感じる人でも本人が「女性だ」と言えば受け入れるのか。

A. 極端な例であると考えるが、基本的には、来た人に対して丁寧な説明を行い、問題が起こらないように対応していきたい。

(意見) 女性対象の事業に男性が参加すると、女性が不快感を持つ可能性があるため、「女性のための」ではなく「市民のための」とすべきではないか。

(意見) まずは当人の訴えを尊重し、その後、疑義があれば毅然とした態度で対応すべきである。

### **男女共同参画センター夜間開館管理運営業務委託**

Q. 男女共同参画センターの夜間開館の管理運営業務委託について、毎年、同じ団体が受託しているのではないか。

A. プロポーザル方式で委託先を決定しているが、結果として一つの団体に継続して委託している状況である。

Q. 夜間開館時の利用者はどれくらいいるのか。

A. 令和5年度の総利用者数は8,740人で、そのうち夜間利用者は約14%の1,250人である。令和6年4月から10月末までの総利用者数は5,366人で、そのうち約15%の831人が夜間利用者であり、このペースだと今年度の夜間利用者は1,400人を超える見込みである。夜間は学生等も利用しており、夜間開館は有効であると考える。

Q. 登録団体は、夜間も利用できる知っているのか。団体の施設利用を促進することや、プロポーザル方式に参加し得る団体を育成するための工夫が必要だと考える。

A. 登録団体の施設利用を促進するために、年に1回全団体を集めた会議を行い、利用を促している。今後も、夜間開館管理運営を委託できる団体を育成するために積極的に取り組んでいきたい。

Q. 男女共同参画センター「はもりあ四日市」の近くに「なやプラザ」もあり、「なやプラザ」も夜間開館しているが、両施設ともに夜間開館が必要なのか。

A. 「はもりあ四日市」のフリースペースは市民も利用可能であるが、貸室は男女共同参画の趣旨に沿った登録団体のみが利用できる。「なやプラザ」と「はもりあ四日市」とでは設置目的が異なっており、設置目的に沿った団体が両方の施設に登録している場合もあるが、そうでない団体も多いことから、それぞれの施設が夜間運営を行っている。今後もこの形で進めていきたい。

(意見) 職員を増やして「はもりあ四日市」の管理運営を直営することも検討してもらいたい。

## **戸籍住民基本台帳事務費（戸籍証明書等広域交付確認業務委託費）**

- Q. 広域交付が可能になったのは今年3月からであるが、今回、新規に確認業務を行う人員を配置するのか。
- A. 国の広域交付システムの検索機能が不十分で、手動で戸籍を探す必要があるため、時間を要することと誤交付のリスクも高いことが判明した。このため、今年9月から来年3月まで緊急措置として確認業務を委託している。
- Q. 確認業務を行う人員は、各地区市民センターに配置されているのか。
- A. 市民課に、確認業務を行う人員1名を配置し、23地区市民センターと駅前にある市民窓口サービスセンターで広域交付の申請があった際、地区市民センターの職員と同時に検索・確認を行っている。
- Q. コンビニ交付でも窓口における広域交付と同じ戸籍の取得が可能か。
- A. 窓口での広域交付は、過去から現在までの戸籍が取得できるが、コンビニ交付は現在の戸籍のみ取得できる。

## **【シティプロモーション部・経過】**

### **第1条 歳入歳出予算の補正**

#### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》**

別段の質疑、意見はなかった。

#### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費》**

### **四日市ドーム施設管理運営費（四日市ドーム指定管理料）**

- Q. 四日市ドームの指定管理料について、エアコンはガス方式のためガス代で補填し、照明などの電気代も補填が必要であるとのことであるが、令和6年度の収支見込みに補填しても、令和6年度は約35万6000円の赤字になるということか。
- A. 現在の見込みでは補填を行っても、赤字となる。
- Q. 来年3月から新たに「よっかいちクリーンエネルギー株式会社」の発電によって市の公共施設の半分程度を賄うことについて、来年度は当初見込みよりも電気代が安くなるのか。
- A. 「よっかいちクリーンエネルギー株式会社」による電気の供給については、環境部を中心に進めており、四日市ドームがそれに見合うかどうかを今後検討していく予定である。
- Q. 四日市ドームに見合うかどうかを検討するとは、どういう意味か。
- A. 四日市市クリーンセンターで発電した電気は低圧供給が難しいため、本市における高圧電力を効率よく利用する方法を検討する必要がある。日中や夜間の使用状況を考慮し、最適な電力供給先を判断することが重要であり、四日市ドームが適しているか、他の施設がより効率的かを検討する必要があるため、環境部と協議して決定していきたい。

### 第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

#### 四日市市美術展覧会開催費

- Q. 四日市市美術展覧会は毎年開催されているが、これは自治体に法的義務があるからなのか、それとも市が自主的に行っているのか。
- A. 美術展覧会の開催は法的義務ではなく、市民の美術創作意欲や文化水準を高めるための市の自主的な取り組みである。
- Q. 本市の予算規模は、同格市と比較してどの程度か。
- A. 以前に同格市について調べた結果、本市と同じような出展部門や予算規模であった。本市は出品料が無料であることが特徴で、出品数も高水準を維持している。
- Q. 応募総数と実際の出展数について確認したい。
- A. 出品者の要件と作品のサイズ規定があり、これをクリアした作品は全て審査の対象となる。審査の結果、展示にふさわしくないと評価された作品だけが選外となるが、ほぼ100%の作品が入選し展示されている。
- Q. 出品者の人数について確認したい。また、1人で2点、3点を出品する人もいるのか。
- A. 1人1点だけ出品できる。今年は、342点の作品が出品され、出品者は342人である。
- Q. 市美術展覧会は三浜文化会館でも実施可能か。
- A. 三浜文化会館での開催も検討したが、運営委員会の意見で、時期を変えてでも文化会館の方が展示しやすく見栄えも良いとの結論に至った。
- Q. 三浜文化会館は文化活動を行う場であるが、芸術を鑑賞する場所としては適していないということか。
- A. 三浜文化会館は練習活動をメインとした場であり、展示を行うにはピクチャーレールや展示用パネル、展示台の設備が十分ではないことから、大規模な展示には適さないと考える。
- Q. 今後の開催について確認したい。
- A. 今後の開催については、令和8年度開催を大規模改修工事終了後とすると令和9年度の開催時期と近すぎるため、令和8年度開催を後ろ倒しするのが良いのか、1回見送る方が良いのかを運営委員会と引き続き協議していきたい。
- Q. 今回の出展者には、次回開催が早くなることについて、既に周知しているのか。
- A. 今回の開催時に次回開催期間が変わる予定であることを周知している。
- Q. 作品を披露する場を求めている人がいることから、文化会館以外の場所でも展示できるように考えてはどうか。例えば、三浜文化会館や駅などの公共施設に展示スペースを設けることが考えられる。本市は、展示への投資が少ないため、市民の作品を展示できる場所を検討してもらいたい。1年ほどかけて具体的な計画を立てることを求める。
- A. これまでも検討してきたが、小さなスペースでも展示できる場所を探していきたい。

## 四日市ドーム管理運営費

Q. 新たに直営となる管理業務委託について、今回の債務負担行為額は、施設管理に必要な費用と同額か。

A. この金額は債務負担行為額だけであり、人件費やその他の経費などが含まれておらず、今回の補正予算要求をお願いしている管理運営費などに加えてそれらの経費が別途必要である。

(意見) 債務負担行為であるため、上限額を設定していると思うが、なるべく経費を圧縮するよう努力してもらいたい。

Q. 四日市ドームの事業手法の比較について、どの方式が一番現実的と考えるか。

A. 財政負担を軽減することや民間事業者の参入のバランスを取る必要があることから、さらに分析し最終判断を行いたい。

Q. 四日市ドームの修繕について、問題点は、老朽化と修繕費の増加の2点である。修繕に多額の資金を投資することとなると、利用料の引き上げも必要であるし、将来的に見た時に、どうすればいいのか判断しなければならない。また、この1年間の進展が見られないため、早急に結論を出すことを求める。

A. 四日市ドームの修繕計画に関し、様々な工法を検討しているが、コスト削減が難しい状況であり、利用者のニーズや建物の持続性も考慮しつつ、具体的な解決策を模索している。年度内に一定の方向性をまとめたい。

(意見) 修繕費が高いと判断して立ち止まったが、結論を先延ばしするのは問題であり、早急に判断を下す必要がある。また、市民の税金を使う以上、納得できる説明が求められる。工事費や人件費は今後も上がる可能性が高く、早急な対応が求められる。

### 【議員間討議によって出された意見】

- ・四日市ドームについて、全庁的に検討すべきであり、市長の決断が必要な大きな問題である。立地条件が悪いこともあり、撤去や移転、さらには安価な工法の選択肢も考えるべきである。中途半端な修繕では長期的にコストが高くなる可能性があるため、見通しの良い計画が求められる。
- ・修繕を一旦ストップして再考する中で、市民の安全をどう担保するのかが明確でないことが問題である。現在、建物の上部に安全上の問題があることも示されており、そのまま使用し続けることによるリスクが懸念されているため、具体的な安全担保の期間や対策を示す必要がある。また、地域住民が四日市ドームを必要としている現状もあることから、早急に安全対策と修繕計画を明確にしてもらいたい。
- ・本市の公共施設を今後40年間、継続して利用するには、床面積を20%削減する必要があるとのシミュレーションが示されている。四日市ドームだけでなく、全体的な視点で考えなければならないが、利用ニーズが高い施設の除却は難題である。大規模修繕の手法も多様で、PPPを活用すれば市債の発行は抑えられるものの、毎年度の支払いが増えるリスクもある。DB方式にはメリットもあるが、財政的には一長一短であり、決定が難しい。財政当局や二役も含めて全庁的に方針を検討し、対応策を考えた上での決定が必要であり、現時点で結論を出すのは難しいと考える。

- ・現行施設の修繕費用と新設施設の費用対効果の比較が必要である。既存の利用者を満たす規模で、新設する場合のコストや財政負担を考慮に入れ、どちらが長期的に安くなるかを判断することが求められる。具体例として、豊田市のアリーナなどの成功事例を参考にすることで早急に結論を出せるのではないか。市民の安全を最優先に考え、管理責任を問われないようにするためにも、修繕するのか新設するのかを早急に決定すべきであり、決断を先延ばしにすることが最も問題である。
- ・アリーナ形式にすると収益は増えるかもしれないが、市民の利用が制限される可能性もある。利用者の多さを考慮しつつ、どの選択が最も適切かを早急に決める必要がある。図書館の移転先でも堂々巡りがあったが、今回は特に安全面のリスクが高いため、迅速な対応が求められる。全庁的に協議し、早い段階で具体的な提案を出してもらいたい。
- ・四日市ドームは単なるスポーツ施設ではなく、多目的な屋内施設で、アリーナにすることで費用が高くなった。また、建設時に、運営コストや修繕費の積立が考慮されなかったことが問題である。建設から25年経って、この問題が明らかになった今、どうするかを考える必要がある。

## 【商工農水部・経過】

### 第1条 歳入歳出予算の補正

#### ≪歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費 第2目畜産振興費≫

Q. 現在、非遺伝子組み換えの輸入大豆の価格は国産大豆よりも高く、全国的に納豆や豆腐メーカーが影響を受けている。輸入農産物の高騰についても、何か支援はないのか。

A. 市としては、市内の農畜産業者の経営に少しでも寄り添い、支援を行いながら持続可能な畜産業の発展に寄与していきたい。

(意見) 円相場や国際情勢による影響で、穀物価格は上昇する。この点について配慮してもらいたい。

### 第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

別段の質疑、意見はなかった。

## 議案第53号

### 令和6年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

別段の質疑、意見はなかった。

# 議案第 57 号 令和 6 年度市立四日市病院事業会計第 1 回補正予算

## 【市立四日市病院・経過】

### 委託業務について

- Q. 委託業務について、昨年と同様ではなく、経営委員会を作ったことを契機として、各職員が担当する委託業務の見直しを徹底させるべきではないか。各担当者がコスト削減のために他社との比較も行うよう徹底する必要がある。
- A. 委託業務の見直しと精査については、医療職を含む多職種職員で構成する経営改善プロジェクトチームに加えて、事務局職員も検討会議を立ち上げて、適宜見直しを行っているところである。金額や内容について、業者への疑問点の確認や、他病院への事例調査等も実施している。

### 中央材料室管理運営等業務委託費

- Q. 手術室の機材の滅菌、洗浄、後処理、手術前の準備など、専門知識が必要な業務が含まれていることから、高額になっていると考えるが、金額の根拠について説明を求める。
- A. 委託料の大半は、病院に常駐しているスタッフの人件費であり、常勤換算で 25 人分の人件費を計上している。業務内容としては、器械の滅菌整備、診療材料の払い出し、手術で使用する器械の準備、術後の清掃整備、ICU・HCUでのベッドメイキング等の助手業務となっている。

### 放射線量測定業務委託

- Q. アイソトープ室と放射線治療室の両方で放射線量測定を行う理由は、医療従事者の健康管理の他に、患者に安全に病院を利用してもらうためか。
- A. その通りである。放射線量測定業務委託は、放射線が管理区域の外に漏れていないかどうかを測定するもので、法定業務である。アイソトープ検査室は毎月、放射線治療室は年 2 回測定を行い、適正な範囲内に収まっているかを確認している。

### 次期総合医療情報システム更新計画策定等業務委託

- Q. コンサルタント業者に 4 年間委託する妥当性について、積算根拠の説明を求める。
- A. 各業者にヒアリングを行い、委託業務の範囲内の費用を見積もりとしている。また、他病院の事例も確認した上で、委託料を積算した。
- Q. 委託せずに職員で実施する場合の人件費や、他病院が同様の業務に要するコンサルタント料のデータを含めた積算根拠を後日報告してもらいたい。
- A. 次期総合医療情報システムについては、7 年ごとに更新を予定している。更新に向けて年度ごとにどのような業務を行い、どのような工程で進めるか、金額の妥当性も含めた資料を作成し、提出する。
- (意見) コンサルタント業者に委託する風潮があるが、全てを任せるのは問題である。市立四日市病院が決めるべき部分と、コンサルタント業者に任せるべき部分を精査す

る必要がある。また、経営の観点から、給料をもらうために働くのではなく、稼いで給料を得るという意識を持つべきである。

Q. 国際規格に合わせる動きが様々な業界で見られるが、これは義務なのか。また、そのための補助金は交付されるのか。

A. 厚生労働省は医療DXの一環として、来年度に電子カルテの情報共有サービスを開始予定である。情報共有サービスが開始すると、診療情報提供書、健診結果の報告書、患者サマリーの3文書と、病名、薬剤アレルギー、その他アレルギー、感染症、検査、処方等の6情報が共有され、各病院が患者の診療情報を閲覧できるようになる。国際標準規格に対応するための補助金はないが、電子カルテの情報共有サービスに参加する場合には、費用の2分の1が補助される予定である。

Q. 電子カルテの情報共有サービスに参加するのは、どれくらいの費用を要するのか。

A. 概算で約1500万円を想定している。

### **就職準備資金貸付事業費**

Q. 就職準備資金貸付事業費について、貸付率が100%にならないのはなぜか。

A. 貸付の案内を合格通知とともに案内し、4月入職者には年明けにも追加書類の提出に併せて再案内を行っているが、それでも申し込みをしない人が一定数いるため、100%に達していない。

Q. 就職準備資金の貸付が100%にならない理由の一つとして、「貸付」という名称が影響しているのではないかと聞かれています。3年間勤めれば返済不要であるにもかかわらず、「貸付」という表現であることから、借りない人もいると聞く。名称など、改善が必要ではないかと聞かれています。

A. 実家から通勤するため必要性を感じない人や、保証人となる家族の方の意向によっては、利用されないことがある。また、単純に手続きを忘れてしまう人も何人かはおり、100%にはなっていないと考える。

(意見) 安心して就労できるように、制度の周知に努めてもらいたい。

## **議案第81号 令和6年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算**

### **【市立四日市病院・経過】**

#### **住居手当について**

Q. 人件費の引き上げの部分で、住居手当が下がっているのはなぜか。

A. 今回の人件費補正では、給与改定による増額と当初予算で不用となっている分の減額を合わせて補正を行っている。住居手当については、当初予算を組む際、新規採用者全員が市立四日市病院近くの賃貸住宅に居住することを想定し計上しているが、実際には実家から通う人もいることから、支給する住居手当が減少したものである。

## 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第 51 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算(第 6 号)第 1 条 歳出歳入予算の補正 歳出第 2 款 総務費 第 1 項総務管理費 第 22 目体育施設費中 四日市ドーム施設管理運営費および、第 3 条 債務負担行為の補正(関係部分)のうち、四日市ドーム管理運営費については賛成少数により否決すべきものと決し、その他の部分については、いずれも別段の異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

## 産業生活常任委員会委員長報告(令和7年2月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第115号 四日市市企業立地促進条例の一部改正について、委員からは、中堅企業は、本市にどれくらい存在するのかという質疑があり、理事者からは、中堅企業は市内に数十社存在すると考えている。その中でも、条例の一部改正による対象は製造業と一部の物流業であることに加え、大企業と一定の資本関係があれば除外されるため、10社弱が新たに対象になると認識しているとの答弁がありました。

続いて、議案第120号 四日市市農業経営基盤強化促進法関係手数料条例の廃止については、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上により、当委員会に付託されました2議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてではありますが、令和6年度同和行政推進審議会及び令和6年度人権施策推進懇話会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

【 請願（審査の経過と結果） 】

産業生活常任委員会に付託されました請願第14号 四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場の早期建替えを求めることについてにつきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、審査に先立ち、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

本請願につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がありました。

四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場は、施設の全面改築から、約50年が経過しており、施設の老朽化が顕著となっている。昨今、岐阜県では、食肉処理施設を再編・統合させる動きがあり、養老町に大規模な食肉処理施設が整備される予定である。整備予定地は、交通の利便性が高いことから出荷量が奪われ、四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場を運営している三重県四日市畜産公社の経営に大きな影響を及ぼしかねない。

以上の理由から、四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場の早期建て替えを実現してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、建て替えをする候補地は考えているかとの質疑があり、請願者からは、

と畜場から出る排水処理や、環境問題に対して近隣住民の理解を得る必要があることなどから、場所の移転は難しいのではないかとの説明がありました。

また、他の委員からは、各生産者の年間出荷頭数のうち、何割程度が四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場へ出荷されているのか確認したいとの質疑があり、請願者からは、各生産者で異なるとの説明がありました。

また、委員からは、施設を建て替えることによる将来の展望を確認したいとの質疑があり、請願者からは、新しい施設となれば、現施設の係留所が狭隘であることや、処理頭数の増加に対応できることに加え、衛生的な課題が解決できる。また、と畜から加工までの作業を同一の施設で行うことにより、大手量販店が求める衛生基準を満たすことが可能となる。さらに、畜産公社の経営においては、新たに加工場や保管用の冷凍庫を設置して賃貸借が可能となれば、新たな収益源として経営の安定化を図ることができるのではないかとの説明がありました。

また、委員からは、施設の建て替えの方法について確認したいとの質疑があり、請願者からは、隣接する三重県が所有する土地を取得できた場合、その土地を利用して施設の建築と解体を繰り返す方法が考えられるのではないかとの説明がありました。

また、委員からは、当施設は広域的な機能を有していることから、建て替えに際しては三重県の方針も十分に考慮すべきであると考え。その場合、北勢地域の近隣市町に新しい施設が整備されることも考えられるが、場所や開設者にこだわりはないのかとの質疑があり、請願者からは、と畜場を

併設した市場を現在地に開設した歴史的な経緯もあり、移転は考えにくい。また、移転により施設の規模が拡大すると、規模に応じた人材確保が難しいという課題もあることから、移転は難しいと考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、養老町に整備される施設は、どこが主体となっているのかとの質疑があり、請願者からは、岐阜県内の全市町村や全国農業協同組合連合会岐阜県本部などが入った「岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会」であるとの説明がありました。

また、委員からは、受益者負担としてと畜料を引き上げることで三重県四日市畜産公社の経営の継続性を担保することはできないかとの質疑があり、請願者からは、三重県四日市畜産公社の牛のと畜料は、全国的に見ても高いため、と畜料を引き上げることにより、集荷が減る可能性があることを危惧しているとの説明がありました。

また、他の委員からは、本市から三重県に対し、隣接する三重県が所有する土地を利用できるように要望していることも含め、三重県の協力を得た上で建て替えの話を進めないと、三重県は、本市が単独で施設整備を進めるものと受け止める可能性がある。三重県に対する請願については、どのように考えているかとの質疑があり、請願者からは、三重県にも請願を提出する予定である。まずは、四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場の開設者である四日市市と四日市市議会に現状を知ってもらうことを目的として請願を提出した。また、これまでも三重県に直接出向いて、建て替えに関する要望を伝えているが、三重県からは、四日市市から具体的な整備計画が提出されないと検討する余地がないとの回答をもらっ

ている。四日市市が三重県と協議して、建て替えに向けて進めていくことを要望したいとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、いつまでに建て替えを予定しているのかとの質疑があり、理事者からは、遅くとも施設の耐用年数を迎える2050年までには具体的な建て替えの議論を進めていくことになるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、長期的に考えて、建て替え計画を円滑に進めていくためには、三重県の協力が必要不可欠である。財政負担について、三重県との協力をどう考えているのかとの質疑があり、理事者からは、市外からも多くの出荷があることや、広い地域で食肉が消費されていることに加え、大規模な施設の建て替えであるため、本市単独では負担が大きく、三重県の協力のもと、国の補助も活用していきたい。本市のみならず、三重県全体の畜産振興や食肉流通を考慮し、三重県と協議を進めることが不可欠であり、周辺市町とも議論を行い、市民に理解していただけるような建て替え計画を示していく必要があると考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、令和7年度予算には、四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場の再整備に関する基本設計などの費用が含まれているのかとの質疑があり、理事者からは、一方通行化に伴う北勢家畜保健衛生所移転の可否調査や代替地となる駐車場の調査、三重県四日市畜産公社の将来構想調査が含まれているが、建て替えに必要な基本設計や実施設計の費用は含まれていないとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、三重県が所有する土地の活用

について、三重県の協力が得られていない状況でも、市が主体性を持って今後の対応を進めていくことが重要であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、毎年の施設整備事業費を考慮して、早期に建て替えた方が効果的であるというような試算は行っているのかとの質疑があり、理事者からは、将来構想調査の中で、現在の施設を最大25年使用する場合のランニングコストなども含めて調査を行っているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、設置当初の計画と比べて、現在の取扱数量はどのような状況かとの質疑があり、理事者からは、豚の取扱数量は1日当たりの施設の処理能力を超えているが、牛の取扱数量は施設の処理能力に達していない。今後10年ほどは、同様の状況が続くと予測しているとの答弁がありました。

また、委員からは、建設費が上がっている現状を考慮すると、早めに建て替えた方が良いのではないかとの質疑があり、理事者からは、建て替えをするにあたっては、現状の分析と将来の展望を考慮した計画が必要であり、現在行っている調査の結果を基に判断材料を集め、議会にも示した上で、早期の建て替えが必要かどうかを決定していきたいとの答弁がありました。

これを受けて、他の委員からは、判断材料がいつ頃出てくるのかとの質疑があり、理事者からは、今年度は三重県四日市畜産公社の業務の主要な課題をピックアップした。ハード面については、これから調査を進めるが、可能であれば令和7年度中に判断材料となる項目を集めたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、判断をする上でも、県内からどの程度の畜産物を集荷し処理ができているか、常に調査をするべきではないかとの質疑があり、理事者からは、施設を建て替える際には、と畜能力や三重県四日市畜産公社による食肉の販売方法も考慮し、周辺の食肉処理施設の状況も含めて調査を進めていきたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、大規模な土地に移転することも、現在地で留まることもそれぞれ考えられる。過去に移転が検討されたこともあるが、どこにどのような規模で建て替えを行うか慎重に考えないと、三重県四日市畜産公社の存続を左右しかねないとの意見がありました。

また、他の委員からは、施設見学へ行った際に、業務が非常に大変であることを実感した。特に技術者の育成が難しいという課題があるため、その点も含めて今後の対策を考えてもらいたいとの意見がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、請願者の願意を受け、建て替えが遅れることで、人材の確保が難しくなることや競争力が低下すること、輸出のようなビジネスチャンスを逃す可能性があることから、早急に建て替え計画の策定を進め、三重県に協力の要請を行うことが重要であると考え、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

これらの議論を受け、四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場の早期建替えを求めることにつきましては、当委員会として、本市が三重県に対して、四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場の早期建替えについての協力を強く要望してい

くとともに、三重県も主体となって本市と協議して基本構想、基本計画を策定していくことを求めるという請願者の願意を確認した上で、委員会として本請願を採決することといたしましたことを申し添えます。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第14号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和7年2月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算

#### 【市民生活部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算

#### ≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費≫

#### 楠ふれあいセンター

Q. 楠ふれあいセンターの子供の遊び場やリラックスルームなどの機能について、売却後の想定を確認したい。

A. 想定では、楠ふれあいセンターの建物およびその施設はそのままの状態売却する予定である。売却後の当該施設の機能については、購入する法人との協議により決定する。

Q. 現在の機能を維持することを前提に売却先を探していくのか。

A. 地域としては、売却後も現在の活用形態に近い形での運営を望んでいることから、売却先として社会福祉法人を想定している。

Q. 除却した場合、音楽などの利用団体がどこで活動するのか懸念がある。利用団体や地域の理解を得ているのか確認したい。

A. 地域全体の意見は、楠地区検討委員会からもらっていると認識している。個々の利用団体には、楠地区以外の団体もあるため、利用団体への対応は、次の段階として進める予定である。

Q. 楠ふれあいセンターの売却後は、地区市民センターなどの他の施設を活用し活動を続けられるように整理しているのか確認したい。

A. 地区外の施設として三浜文化会館なども含めて、活動場所を案内する予定である。  
(意見) 意見を完全に一致させるのは難しいが、小さな意見も拾いながら進めてほしい。  
また、次世代のために公共施設の適正化が必要なので、丁寧に説明しながら進めてほしい。

#### 市民相談事業

Q. 市民相談事業について、市民活動におけるトラブルも対象にしていくということか。自治会やNPOなどの団体も含まれるのか。

A. 地縁団体を含めた市民活動団体の活動におけるトラブルを未然に防げるよう、相談体制を拡充した。

#### ≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費≫

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

**地区市民センター**

Q. 地区市民センターの防災機能を強化する取組について、防災機能を備えたモニターなどを地区市民センターに設置してはどうかと提案したがどうなっているか。

A. 各地区市民センターの防災機能強化のためWi-Fiや特設公衆電話、非常用発電など、機能強化に努めてきた。

**【議員間討議によって出された意見】**

- ・全国的に人口が減少していく中で、農協では、支店を統廃合する動きが始まっている。地区市民センターにおいても、10年以内には、近隣の地区市民センター同士を統合していくように考えていくべきではないか。長い時間をかけることは、答えが出ずに時間が過ぎるため、1年以内に明確な方針を出すことを強く要望する。
- ・1年以内に結論を出すのは時間的に困難ではないか。
- ・単に「検討する」と言うだけではなく、具体的な情報を出さないと意味がない。課題整理や具体的な再編計画を1年以内に作成して実行に移していくことを要望する。
- ・地区市民センターを再編していくことには賛成だが、1年以内に計画を出すのは難しいと考える。人員の配置や機能の集約、人口動態を考慮しながら進めなければならないため、一步一步進めていく必要があるのではないか。
- ・自治会の世帯数減少と公会所の老朽化に対処するという観点からも、地区市民センターの配置の見直しを検討してほしい。また、過去に、地区市民センターの統廃合の話が出たときは、地域から様々な意見が出たため話がまとまらなかったことも踏まえて、地区市民センターの在り方を考えてもらいたい。

**地区市民センター保有図面等の集約化事業**

Q. 地区市民センターに残っている古い地図や土地台帳の集約について、電子化はまだ先か。

A. 資料の集約化だけでなく、電子化も同時に進めている。膨大な量があるため、令和14年度頃までかかる見込みである。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第13目計量消費経済費》

**市民・消費生活相談室事業**

Q. オレオレ詐欺の被害が多く、被害が発生していることをわかっていても引っかかる人が多い。この問題は最終的に警察の業務なのか確認したい。

A. 警察が犯罪抑止に向けた活動を行っているが、市も啓発活動を警察に協力して行っ

ている。

Q. ロマンズ詐欺や SNS 型の特殊詐欺の被害が増えており、十分な対策を講じないと、深刻な問題になる。市として今後どのような対策を考えているのか。

A. 犯罪抑止に向けた啓発活動として、高齢者が集まるイベントなどで詐欺の手口を紹介し、発生状況を細かく情報発信することを考えている。

(意見) 金融機関には、一定の年齢層以上の方が大きな金額を振り込む際に制限をかける機能があるが、それでも被害が発生していることから、さらなる対策に予算を投じるべきだと考える。

Q. 詐欺の被害者の年齢層を把握しているか。

A. 警察の発表によると、全国的には、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗の被害の 95%以上が 65 歳以上の高齢者となっている。

Q. 市内の若い世代による闇バイトが増加しているとの情報は把握しているか。

A. 警察からは、特に情報は入っていない。

(意見) 若い世代に悪影響が及ばないように、今の段階から対応してもらいたい。

Q. ロマンズ詐欺の被害が増えているが、効果的な防止策はあるか。

A. 例えば、警察が劇団による詐欺被害の動画を作成している。今後も警察に協力し、市民に対して効果的な情報発信の方法を検討していきたい。

(意見) 高齢者向けの情報発信や啓発を強化し、例えば、市の公式 LINE で情報を発信するなど、きめ細かい対応が必要だと考える。また、警察の対応を待つだけでなく、自治体自身も対策を進めてほしい。

Q. 特殊詐欺に関する啓発について、地域への発信の考え方を確認したい。

A. 防犯活動に携わる団体などを通じて、詐欺被害の情報や注意点を発信している。他の先進事例を研究し、効果的な情報発信を行っていきたい。

Q. 本市で防犯劇などの啓発活動を行っている団体はあるのか。

A. 本市にはそのような劇団はないが、県内には活動している団体があり、警察と連携して啓発活動を行っている。

## 《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 16 目男女共同参画費》

### 市民協働促進計画と男女共同参画プラン

Q. 令和 7 年度において、第 3 次市民協働促進計画と男女共同参画プランよっかいちを策定される予定だが、その方針や課題について確認したい。

A. 第 3 次市民協働促進計画は令和 8 年度からの 5 ヶ年計画として検討中である。市民協働促進委員会で協議を進め、新たな担い手や持続可能な市民活動について委員の意見を聞きながら検討していく。男女共同参画プランについては、ワーク・ライフ・バランスや女性相談など重要な柱があるため、男女共同参画審議会委員をはじめ、皆様の意見を聞きながら計画を策定していきたい。

### ワーク・ライフ・バランス推進事業

Q. 女性就労支援事業について、相談窓口で受けた相談内容は、企業に届けているのか。

- A. 相談内容に企業への要望が含まれる場合もあるが、多くは個人のキャリア形成に関するものであるため、個々の企業に届ける仕組みにはなっていない。
- Q. 相談窓口で集めた声を企業に提供することで、企業が改善を検討するきっかけになるのではないか。
- A. 相談内容を確認し、企業への情報提供について検討したい。
- Q. 市民生活部と商工農水部との取り組みの違いを確認したい。
- A. 個人と企業という形で線引きをしており、市民生活部では主に女性個人に対する就労支援やキャリアデザインを行っている。一方、商工農水部では、企業向けにワーク・ライフ・バランスの推進等を行っている。
- Q. 女性従業員向けキャリアデザイン事業の対象は、企業に勤める方に限定しているのか。
- A. 企業に勤めている人を対象としており、個人事業主を対象としていない。
- Q. 企業からの参加だけでなく、個人の時間を使ってキャリアデザイン研修に参加している人もいるのか。
- A. 企業における研修の一環として参加されている人と、個人の時間を使って参加されている人がいる。
- Q. 市で起業支援はしているものの、ステップアップをするための支援が不足していると思う。個人事業主はキャリアデザイン研修に参加することができないのか。
- A. 令和5年度四日市市雇用実態調査において、市内における女性の管理職の割合は9.5%といまだ低い現状がある。本事業は、企業で働く女性リーダー候補者がコミュニケーションスキル等を身につけて、いずれは次世代女性リーダーとして活躍していただけるようにすることを目的としていることから、企業に勤めている人を対象としている。
- (意見) 商工会議所からも創業支援をもっと促進してほしいという意見がある。創業する人も勤めている人もワーク・ライフ・バランスは必要であり、そういう視点が女性の参画につながると考える。
- Q. 女性デジタル人材育成事業は、いつ開始した事業か。
- A. 令和5年度からの事業である。
- Q. ボトムアップ講座を実施する背景を確認したい。
- A. 女性デジタル人材育成事業は、令和5年度、令和6年度ともに定員を大きく上回る応募があった。応募者のデジタルスキル等を考慮して20名を選考したが、落選者の中には、本講座の受講レベルには達しないものの、デジタルスキルを活用した就職に意欲的な人が多いことから、落選者にも一定のデジタルスキルを習得してもらうために、令和7年度から、新たにボトムアップ講座を実施する。
- Q. 大学が行うオンライン講座なども活用して、さらに高度なデジタル人材育成も併せて実施してはどうか。
- A. 令和5年度を受講生のさらなるスキルアップのために、令和6年度からステップアップ講座を実施している。令和7年度も前年度受講生向けにステップアップ講座を実施し、スキル向上を支援していきたい。

(意見) 持続的にデジタルスキルを向上させるためには、修了生同士や講師とのネットワークの活用も大切である。今後も、キャリアアップを実現するための取り組みを続けてもらいたい。

### **女性相談支援員**

- Q. 女性相談支援員は、現在何名いるのか。
- A. 令和7年1月1日時点で3名であり、4月1日から1名増員する予定である。
- Q. 人材育成について、どのように実施しているか。
- A. 1月から採用した女性相談支援員については、1～2か月間の研修を経て、3月から電話対応を開始している。女性相談支援員を十分にサポートし、育成して、この体制を維持できるよう努めていきたい。
- Q. 電話がつながらず、市民に迷惑をかけているということはないか。
- A. 現時点で電話が繋がらないという苦情は聞き及んでいない。

### **相談事業**

- Q. 女性就労支援事業の相談窓口では、何らかの専門家が相談を受けているのか。
- A. キャリアコンサルタントという国家資格を持っている専門家が対応している。
- Q. 心の相談窓口では、どのような資格を持った人が相談員をしているのか。
- A. 心理相談では、フェミニストカウンセラーの資格を持った相談員が対応している。
- Q. フェミニストカウンセラーの資格を持っていることが採用条件なのか、それとも採用後に資格を取っているのか確認したい。
- A. 以前は、臨床心理士に心理相談をお願いしていたが、その人に依頼できなくなったため、新たに他の自治体で実績がある人をお願いすることになり、その人がフェミニストカウンセラーの資格を持っていた。したがって、フェミニストカウンセラーに限定しておらず、心理相談ができる人に依頼している状況である。
- Q. フェミニストカウンセラーの資格取得の難易度について確認したい。
- A. フェミニストカウンセラーの資格を取得するためには、四年制大学または大学院で心理や社会福祉、教育、社会学、看護、医学のいずれかを専攻して卒業していることや、日本フェミニストカウンセリング学会が提供する教育訓練講座を受講すること、総計で150時間以上の相談の経験などが条件となっている。
- Q. フェミニストカウンセラーの資格を持つ現在の相談員との契約が切れた後、別の資格を持つ人を採用することもあり得るのか。
- A. フェミニストカウンセラーにこだわることはなく、適任者を探していく予定である。
- Q. 相談員との契約期間はどれくらいか。
- A. 契約は1年ごとに更新しており、令和7年度も現相談員の契約を更新する予定である。

### **男女平等・デートDV予防教育講師派遣事業**

- Q. デートDVやジェンダーの平等に関する講座の参加人数について、今後の展望を確

認したい。

A. 今後の予定としては、市内の全小・中学校で講座を行っているわけではないので、多くの小・中学校にも講座を受けてもらえるように引き続きPRを行っていききたい。

Q. 男女平等教育指導者養成講座を実施しているか確認したい。

A. 令和5年度まで実施しており、30人ほどの修了生がいる。令和7年度は開催の予定はないが、これまでの修了者が活動できるようにアプローチをかけ、育成した人材を活用していききたいと考えている。

(意見) 修了者も含めて、ボランティア感覚で実施できないかというところも含めて、考えてもらいたい。

Q. 相談実績に「別れた夫・恋人」とあるが、ストーカーについての相談という解釈でいいか。

A. 別れた後もストーカーも含め、トラブルを引きずっているという相談である。

Q. 「別れた夫・恋人」に関する相談件数が減っているということは、ストーカー対策が進んでいるということか。

A. ストーカーについては、法律でも規制が進んでおり、その影響で相談件数が減っていると思われる。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

##### 自治会法人化促進事業

Q. 法人化している団体が30%と少ない。自治会法人化促進事業の説明会を自治会長や自治会に対して開催しているのか。

A. 今年度から開始した事業であり、地区単位での説明会は開催していない。全自治会長にパンフレットを配布しており、リアクションのあった自治会に対して専門家を派遣するなどの対応をしている。

Q. 基本的なレクチャーを行うことで、事業がさらに有効に活用されるのではないか。

A. 基本的な理解が必要であると認識している。自治会の法人化について説明する機会を設けることを検討していきたい。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第18目市民活動費》

##### なやプラザ事業

Q. ノウハウの構築をしっかりと行うことが重要である。今後も直営で運営していく方向か。

A. 直営を継続するのかどうかを含めて、今後検証を進めていきたい。

Q. なやプラザを利用する団体が多いため、団体が集まって話し合う機会を設けてほしい。また、団体の特徴を理解するために職員が参加し、団体が希望する講座を計画してほしい。

A. 市民協働まつりなどのイベントでの交流などを通じて、各団体の意見を直接聞くことで団体同士の距離を近づけていきたい。

Q. なやプラザのプラットフォーム機能を高めるために、協同労働の取り組みを県とど

のように連携していくのか確認したい。

- A. 県が協同労働のモデル事業として啓発などを進めているところであるが、市民活動を広げるため、労働者協同組合を新たな担い手として NPO や一般社団法人、地縁団体などと連携できるよう、なやプラザを活用するなどして、協同労働の考え方を啓発していきたい。
- Q. 県の相談窓口やアドバイザー派遣事業を活用し、なやプラザのノウハウの蓄積を進めてほしい。
- A. 労働という観点もあり、商工農水部とも連携し、市としてどのように啓発を進めていくか検討していく。

### **地域防犯支援事業**

- Q. 前年よりも予算が 40%アップしている要因は何か。
- A. 来年度の設置予定の聞き取りにおいて、地域が設置する予定の防犯カメラの台数が増加したことが主な要因である。
- Q. 防犯カメラについて、各地区でどれくらい設置されているか。
- A. 現在までに 682 台の防犯カメラが設置されている。
- Q. 防犯カメラの設置台数に関して、街中や郊外での傾向について確認したい。
- A. 市街地や郊外など地域による明確な傾向は見られない。
- Q. 最近、多く発生している不審火などに対応するため、防犯カメラを行政が無償で設置し、運営費は自治会が負担するような方法は考えられないか。
- A. 市が指定した場所に無償で設置し、自治会に管理運営を任せることは今のところ考えていないが、今後の検討材料としていきたい。
- Q. 地域に入ってくる主要な道路の入口にカメラを設置すれば、効果的だという意見を聞く。そういった場所に優先的に設置するため、専門機関と相談しながら進めてはどうか。
- A. 自治会がそのような場所への設置が必要と判断した場合は、自治会と一緒に考えていきたい。
- Q. 以前、防犯カメラに民家や洗濯物が映り込み、プライバシーの侵害であるとのクレームがあり、カメラをつける場所に困ったとの声を聞いたが、最近はどうなのか。
- A. 個人のプライバシー保護のため、設置の申請があった際は、周囲の同意が得られているかどうか確認している。プライバシーを優先した設置をお願いしている。

### **市民協働促進計画と男女共同参画プラン**

第 16 目男女共同参画費に記載

### **《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 20 目生涯学習振興費》**

#### **なやプラザ事業**

第 18 目市民活動費に記載

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

## 《歳出第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》

### 庁内キオスク端末設置事業

Q. キオスク端末を市民窓口サービスセンターに設置することについて、どのように考えているか。

A. 市民窓口サービスセンターは、証明書の交付のほか、他部局の届出等も総合的に受け付ける窓口であるため、窓口業務の総合的なデジタル化が必要と認識している。行政DX推進室や関連する窓口部局と連携しながら、窓口の総合的なデジタル化について検討している。

Q. キオスク端末の設置は将来的に窓口の人員体制の見直しや他の業務への振り分けに役立つと考える。将来的な展望を確認したい。

A. 庁内にキオスク端末を設置し、庁内で利用方法を経験してもらうことで、コンビニ交付サービスの利用が容易になると考えている。最終的には、窓口の待ち時間の短縮や混雑の緩和を目指している。

(意見) コンビニでの証明書交付が増える中、将来的に人を介さずに証明書を取得できるシステムをあらゆる場所で整備するべきである。人口減少を見据えて、コンビニ交付だけでなく、庁内や地区市民センターなどの設置を検証し、運営体制のあり方を検討してほしい。

Q. 地区市民センターでの交付が全体の約半数を占めていることから、キオスク端末を設置する目的は窓口業務の軽減であると考えている。端末を設置することによって、人員を減らす予定はあるのか。

A. キオスク端末の導入によって職員の減員は考えていない。

Q. キオスク端末で1年間に何件の証明書を交付することを目標としているのか確認したい。

A. 本庁のキオスク端末は10月に設置予定であり、6ヶ月間で2800件を目標としている。

Q. キオスク端末の専属職員の人件費はいくらか。

A. 人件費を含む委託料は、令和7年10月からの6ヶ月間で356万4000円である。

Q. コンビニでのキオスク端末の交付手数料はいくらかかるのか。

A. 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍の附表票の写しが150円、戸籍証明書が350円である。

Q. 庁舎のキオスク端末に証明書発行のための人件費が1枚当たり1200円掛かることは高すぎる。窓口業務の人員を削減するべきではないか。

A. 現時点ではコストが高いが、証明書交付数が増加することで長期的にはコストが軽減されると考える。

Q. キオスク端末の専属職員にするのではなく、その他の業務も委託するべきではないか。

- A. キオスク端末に加えて、新しく申請書作成支援機器を導入したため、この機器操作の案内も含めて委託する予定である。契約上の業務内容について再検討し、他の仕事も行えるようにすることを考えたい。
- Q. 会計年度任用職員にもキオスク端末の誘導案内ができるように契約を更新できないか。4月の契約更新時に対応できるのではないか。
- Q. 年間約700万円の案内職員を雇う契約は理解しがたく、現在の職員で対応するべきではないか。
- A. 正職員は、残業が非常に多い状況であり、正規職員を補助する会計年度任用職員での対応は考えておらず、本業務は外部委託を予定している。キオスク端末の案内職員が手すきの場合は、他の業務も含めて市民の利便性を高めることができるような契約を検討していきたい。
- Q. 全国的には庁内にキオスク端末を置くケースが少なく、市役所に来る人は窓口で対応の方が一般的ではないか。なぜ庁内に端末を置くのか、その理由を確認したい。
- A. 機械の操作に不安がある方に、機械の利用を体験してもらい、コンビニ交付サービスの利用促進につなげたいと考えている。
- Q. コンビニで各種証明書が取得できることを知らせるポスターをコンビニに貼るなどの啓発活動を考えているか。
- A. 過去に、コンビニにポスター配布を依頼してから時間が経過しているため、改めてコンビニに依頼することを考えたい。
- (意見) 市民がコンビニで証明書等を取得するようになれば、将来的には窓口の負担も減ることから、方向性として正しいと考える。様々な方法を活用することを考えてもらいたい。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第1目社会教育総務費》

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

**【シティプロモーション部・経過】**

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》

**こども芸術体験事業**

- Q. 障害のある子供や放課後等デイサービスを利用する子供たちに芸術体験を提供する取り組みについて確認したい。
- A. 社会福祉協議会や障害者福祉センター、あけぼの学園などと情報共有しながら、どのような対応が必要か学んでいるところである。乳幼児と保護者を対象とする「はじ

めてのコンサート」では、こどもたちが泣いても走り回ってもよいとしているので、その場に障害のあるこどもや指導者の方に来ていただくことから試行していく予定である。すべてのこどもに文化芸術が身近になるよう、引き続き努力していきたい。(意見) すぐに結果が出なくても、さまざまな知見を積み上げ、文化を醸成することを期待している。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目体育振興費》

### 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業

Q. 現状では、関係者や地域の方以外にはあまり広まっていないように感じる。今後、市民の関心をどのように高めていくのか。

A. 周知については、広報よっかいちなどで行っているが、主に地元の方が見に来ている状況である。今後は、広報よっかいちだけでなく、さまざまな媒体を活用して周知を図っていきたい。

(意見) 開催場所が一般の人が気軽に見に行けるような場所ではなく、駐車場や交通手段の問題もあるため、関心を高めるには具体的な方法を考える必要がある。

Q. 公認コースにすることで大会を増やしてはどうか。

A. 現在も公式コースであるが、交通規制が必要であり、地元住民に不便をかけるため、複数回の開催は難しい。

Q. 菰野町側の道からしかメイン会場に進入できず観戦できない点について、対応策はあるのか。

A. YouTube 配信などを活用して観戦機会を増やしている。

Q. 菰野町側からの道案内がわかりにくいため、看板を増やしてほしい。

A. 警備員を配置しているが、次年度は案内をさらに改善していきたい。

Q. 菰野町観光協会とのタイアップは検討しているか。

A. 具体的な話し合いには至っていない。

(意見) 選手たちは、大会後に近隣のレジャー施設を観光している。本市から温泉の割引クーポンを配布することも検討してはどうか。

### スポーツ大会等開催費補助金

Q. スポーツ大会等開催費補助金は、どのように位置づけているのか。また、総合型地域スポーツクラブの事業費の補助について、これまでの総括を確認したい。

A. スポーツ大会等開催補助金を活用して市内でリーグ戦や全国大会を開催することは、スポーツを見る機会を創出することに寄与していると考え。一方、総合型地域スポーツクラブについては、生涯スポーツを含めて普段からスポーツに親しむことを促進し、身近にできるスポーツの振興を進めている。今後も、これらの見るスポーツと地域でのスポーツを推進することにより、スポーツ振興につなげていきたい。

Q. 国際大会や全国大会を開催すると、その間会場を使用できなくなり、地域スポーツに影響が出ることについて、どのように考えるか。

A. 例えば、総合体育館が予約できない場合には第2体育館を案内するなど、指定管理

者において対策を取っている。今後、大きな大会が増える場合においても、市民大会と両立できるよう調整していきたい。

Q. トップレベルの選手が来る際に地域スポーツと連動させることで、好循環を生む方法を検討してはどうか。例えば、大会前後に地域の子供たちやスポーツ団体と交流するイベントを設けてはどうか。

A. バレーのリーグ戦やテニスの国際大会では、選手と近距離で触れ合う機会を設けている。今後も、市民がトップレベルの選手と近くで交流できるよう、スポーツ振興を進めていきたい。

Q. ボクシングや野球など、本市の施設を活用して様々なスポーツイベントを企画してはどうか。

A. ボクシングに関しては、有名選手の試合などの事例がある。他のスポーツ競技についても、補助金を活用して市内で大会を開き、市民が触れ合える機会を創出していきたい。

### **総合型地域スポーツクラブ**

Q. 市内に7つの団体があるが、今後、どれくらい増やしていくのか。

A. 市内全域に広げていきたいと考えている。ただし、行政が一方的に作るのではなく、地域の方々が自主的に運営することが重要である。

Q. 希望があれば補助できるようにするため、予算を計上しておくべきではないか。

A. 立ち上げには1年から2年かかることが多く、自主的な運営のための体制整備も必要であることから、職員が現場に赴き相談を受けながら準備していく。

Q. 補助対象となる広報物の内容に制限はあるのか。

A. 補助対象である広報物については、内容を確認した上で補助金を交付している。

Q. 補助金を交付していない団体もあるのか。

A. 補助金を申請していないため、交付していない団体もある。

Q. 総合型地域スポーツクラブと部活動の地域移行の連携について確認したい。

A. 総合型地域スポーツクラブは、現在、休日の部活動地域展開の受け皿として考えられている。総合型地域スポーツクラブがすべての種目を受け入れることは難しいため、教育委員会では拠点型の整備も検討している状況である。来年度には教育委員会に新しい組織もできる予定であるため、教育委員会と十分に連携をとり、子供たちが地域で身近にスポーツや文化活動に参加できる環境を整えていきたい。

Q. 補助対象となるスポーツ安全保険は子供も対象か。

A. 子供から大人まで含まれる。

Q. 「本市は子ども医療費が無料なのに、なぜ医療費が出るような保険に入る必要があるのか」との声がある。医療費が無料なのにそのような保険に加入するのは無駄ではないか。

A. スポーツ安全保険については、本人の怪我だけでなく、相手に怪我をさせた場合の賠償部分も含んでいるため、一定の必要性があると考えます。今後、教育委員会や各種団体にも、どのような保険をかけているのか確認したい。

(意見) 死亡保障や障害補償、他人に対する賠償補償は必要だと考える。しかし、子供自身の怪我については、医療費が無料であるため、その部分の保険は不要だと考える。  
(意見) 子供が怪我をした際には仕事を休むことや、送り迎えすることなど、医療費以外の費用が発生する。そういった場合に保険が役立つこともあると考える。

### **スポーツ活動振興事業全般**

- Q. 補助実績にこれまでのスポーツ大会に水泳が一つもないのはなぜか。  
A. 水泳大会も補助対象だが、これまで大会主催者からの問い合わせがないため、実績がないと考えている。  
Q. 水泳大会を市外の施設で開催したい場合、補助の対象となるのか。  
A. 市内の施設で開催することが補助の条件となる。  
Q. なぜ水泳だけが対象から除外されているのか。  
A. 水泳を除外しているわけではなく、補助対象となる水泳大会が開催されていないため補助金が交付されていない。様々な事情で他のスポーツでも大会が開催されていない状況である。

### **＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費＞**

#### **水泳競技施設**

- Q. なぜ水泳だけ競技場が整備されないのか。法的根拠は何か。  
A. スポーツ基本法には、スポーツ施設の整備に努めるとあるが、具体的な施設設置については規定はない。  
Q. 本市に以前あった水泳競技場がなくなったため、機能回復が必要だと思う。事業計画が必要ではないか。  
A. 現在、市の施設としてはプールが2施設ある状況であるが、今後、本市のスポーツ施設全体の整備計画の策定について検討していきたい。  
Q. 時代の変化とともに、屋外競技場ではなく室内競技場が必要となり、本市が自立自活のまちを目指す上で、屋内競技場がないのは問題ではないか。過去に水泳競技場を壊した際に代替機能として霞ヶ浦プールを整備したが、これは競技場としての体をなしていない。機能回復がないことは、市民や競技者にとって不公平感があり、総合計画に屋内競技場の設置を含めるべきではないか。  
A. 過去の経緯や現在の状況を踏まえつつ、時代や環境の変化を考慮して、四日市に必要な運動施設を再評価する必要があると認識している。今回の意見を踏まえ、多くのスポーツ施設を維持しながら、本市にとってどのような運動施設が必要かを検討し、今後の計画に反映させていきたい。  
(意見) 「ゼロに何をかけてもゼロ」である。競技施設がなくなって、マイナスになってしまった以上、それをプラスに戻すこと、つまり、機能回復することが重要であるという考え方を、行政が持つべきである。  
(意見) 霞ヶ浦プールは、防潮堤の外にあるため観覧席を作れない。また、昌栄町の温水プールも港湾法や用途地域による制限を受けるため、集客することができない。本

- 市は人口も多く、水泳競技でオリンピック出場者など数多くの選手がいるのに、水泳競技大会が開催できる施設がないことは、水泳が差別されていると考えざるを得ない。
- Q. 総合計画に含まれていないと新しい競技場は建てられないのか。また、大会本部席はどこに設置されるのか。
- A. 総合計画には、プールを含めて具体的にどの施設を整備するかは記載していない。しかしながら、令和17年に国民スポーツ大会が開催予定のため、その情報収集をしていくことについては記載している。大会本部席の配置については、今後、主催者である水泳協会において検討していただき、決定する予定である。
- (意見) 国からの補助金があるから計画するという考え方は間違っているのではないか。

### **霞ヶ浦第1野球場**

- Q. 看板による広告収入を想定しているか。
- A. 高校野球の予選などで多くの方が訪れる施設と考えているため、看板などの広告収入について、検討を進めるべき施設であると考えている。
- Q. ネーミングライツの導入を想定しているか。
- A. 総合体育館や第2体育館に続いて、ネーミングライツの候補として霞ヶ浦第1野球場も考えている。まずは、総合体育館で取り組んだ結果や意見を踏まえた上で、今後のネーミングライツの対象施設について検討を進めていきたい。
- Q. 施設整備後に、大会や合宿の誘致などの稼働率を上げ、有効活用を進めるための所見を確認したい。
- A. 現状でも、霞ヶ浦第1野球場は土日を中心に多くの利用があり予約が難しいが、人工芝化によって、さらに利用が増えると見込んでおり、今後もPRを強化していきたい。
- Q. 全国高等学校野球選手権地方大会で使用する際は減免対象外か。
- A. この大会については減免対象外であり、利用料金を徴収している。

### **《歳出第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》**

#### **シティプロモーション事業**

- Q. インバウンド向けのプロモーションとは何を指すのか。
- A. セントレア(中部国際空港)でのデジタルサイネージを利用して本市をPRしている。
- Q. 具体的に何をアピールしているのか。
- A. 主に外国人観光客に向けて、「必見四日市」という本市のプロモーションビデオを放映し、東海道やとんてきなど本市の魅力を紹介している。
- Q. 「必見四日市」以外の取り組みはあるのか。
- A. デジタルサイネージで「必見四日市」の動画を流すことに加え、四日市の工場夜景のタペストリーを展示しており、セントレアを訪れる方からも好評である。

#### **四日市花火大会事業費補助金**

- (意見) 民間と行政が主催するイベントは初期設定や方向性が異なる。行政が行うイベ

ントでは、市民全般を対象にし、税金を投入して実施しているという考え方を念頭に置くべきである。協賛金を多くもらった企業に対してインセンティブを与える考え方も理解できるが、基本的には市民全体が楽しめるイベントを優先すべきである。

- Q. 花火大会の抽選制について、市外から来る方への対応はどう考えているか。また、集客数が少ないため複数の会場を設けるなどの提案は出ているか。
- A. 抽選に外れた方や市外の方には、テレビや SNS での発信を検討している。また、大きな花火を打ち上げるため、今後は他にも見られる場所を増やす方向で実行委員会と検討していきたい。

### **おもてなしの環境整備**

- Q. 観光振興に資する事業や東海道などでおもてなしの環境整備を行う事業者とは、具体的にはどのような事業者を指しているのか。
- A. おもてなしの事業として東海道沿線で観光客に東海道を楽しんでいただけるような場所を整備している事業者を指す。例えば、東海道を歩く方々が使用するトイレや休憩所を整備する際に、補助金を出している。
- Q. 補助の対象は自治会ということか。
- A. 自治会も対象となるが、例えば東海道沿いにある店舗のトイレを開放する場合や、休憩所として利用できるようにするための看板を設置する場合なども対象となる。
- Q. 東海道を散策している人は年間何人くらいいるのか。
- A. 具体的な人数は把握していない。
- Q. 市内には、他にも観光客が多く訪れる場所がある。他にも補助対象とすべき場所があるにもかかわらず、なぜ東海道だけが対象なのか。
- A. 東海道の宿場まちとしてのその歴史的価値を活かした誘客とするため、東海道沿いを対象としている。
- Q. 東海道に限定する必要はないのではないか。
- A. 東海道に加え、水沢地区や小山田地区などで、地区空き家等活用計画に位置付けられた事業で、観光案内所などを作る際も補助対象としているが、その他の観光資源への支援については、今後、検討していきたい。
- (意見) 東海道だけに限定せず、他の観光客が多い場所にも同じような支援を行うべきである。本市全体で観光客の多い場所を把握し、優先順位をつけて支援を進めるべきだと考える。
- (意見) 他にも、多くの観光客が訪れる地域もあるため、地域と話し合いながら進めてもらいたい。

### **泗水十貨店**

- Q. 市民が知らないものを県外の人を知るの難しいと考える。EC サイトの広がりも重要であるが、市内の人たちへの周知がまず必要ではないか。この点について、事業者の意見を確認したい。
- A. まず、市民に理解してもらうことが重要だと考え、プラグスマーケットや名品館で

の販売、市内のイベントなどを通じて市民に周知を図っている。また、ECサイトは市外でのイベント時に効果的なPR手段となっている。

Q. 令和7年度以降、地場産業振興センターの売場が閉鎖されることが明確になってきたため、市内での売場の確保について、早急に目標を定めてもらいたい。また、泗水十貨店の販売員について、どのように募集する予定か。

A. 販売員については、観光協会が募集を行う予定である。お盆を始めとする帰省時期など多くの人が集まる期間にしぼって販売員1～2名を確保する方針である。

Q. 販売員の経費は観光協会が負担するのか。

A. 観光協会に委託する予定である。

(意見) 販売員としての基本である初歩的な接客をしっかりと行い、販売の現場で顔となる存在となるよう取り組んでもらいたい。

Q. ふるさと納税のように販売チャネルを増やすことで認知度を高めれば、売上が拡大すると考える。近鉄百貨店以外の百貨店のネットショップにチャネルを増やす考えはあるか。

A. ECサイトなどを近鉄百貨店で試験的に行っているが、今後は販売チャネルを増やす予定であり、サービスエリアでの新たな販路開拓や東京での展開も検討している。また、飲食店と泗水十貨店の商品をコラボした新しいメニューを作り、そのメニューを提供する飲食店に商品を置くなどの仕組みも案として出てきているため、このような取組を進めたい。

(意見) チャネルを増やすのと同時に認知度を高め、リピーターを増やすことが重要である。ネットショップは過剰な在庫を持たずに営業でき、日本全国に商品を届けることができる。こうしたチャネルを増やして売り上げを拡大し、泗水十貨店の認知度を高めてほしい。

### **観光対策推進事業**

Q. 訪日外国人向けの案内として、英語など主要な言語の案内が非常に少ない。訪れた外国人が食事をする際に全く分からないという話をよく聞くが、観光協会との連携はどのようなになっているか。

A. 外国語表記については、現状では観光協会のホームページが6カ国語に対応している。また、観光情報冊子「まるごと四日市」は英語版を用意している。今後は、飲食店などで訪日外国人に本市を楽しんでもらえるよう、さらに検討していきたい。

(意見) 本市が訪日外国人を多く呼び込むことと、中心市街地を整備することを関連付けて考えてはどうか。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第1目社会教育総務費》

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

### ○第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

## 【商工農水部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算

≪歳出第5款労働費 第1項労働諸費≫

≪歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第1目農業委員会費≫

≪歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第2目農業総務費≫

別段の質疑、意見はなかった。

≪歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費≫

### 地域計画

Q. 全地区で策定されているのか。

A. 人・農地プランから引き継ぐ形で、1地区を除く計15地区で地域計画が策定される見込みである。

Q. 地域計画の対象範囲に耕作放棄地も含まれるのか。また、耕作放棄地の考え方について確認したい。

A. 地域計画の策定に関わらず、耕作放棄地を少しでも減らし、優良農地にしていくために補助事業を設けている。

Q. 休耕地と耕作放棄地の違いは、どのように定義しているのか。

A. 農業委員会は農地法の規定に基づき、毎年、農地利用最適化推進委員や農業委員が市内の農地を手分けして調査している。この調査では、耕作放棄地を草刈りや簡単な整備で作付け可能な農地、重機を入れないと再生できない農地、完全に山林化して農地として復元できない土地などに区分している。なお、米の転作として、作物を作らず適切な草の管理が行われている水田を休耕地としている。

Q. 耕作放棄地の現状はどうか。

A. 国による都道府県別の耕作放棄地の面積に関する調査結果によると、傾斜地が多い農地や日当たりが悪い場所など生産条件の悪い農地で耕作放棄が進んでいる。これは全国的にも同じ傾向である。

### 森林環境譲与税

Q. 森林環境譲与税の活用についてガイドラインなどはあるのか。

A. 森林環境譲与税は、手入れが行き届いていない人工林の整備、木材利用の推進、人材育成に活用されるものとされている。本市では林業が産業として存在しないことから、管理が不十分になった人工林を行政が整備を行う予定である。

Q. なぜ、この場所が選ばれたのか。

A. 今回の地区は、人工林が集中し、特に土砂災害の発生リスクが高く公共施設や人家が近くにあることを優先したためである。

Q. 最終的にどのような整備を目指すのか。

- A. 人工林は間伐や植林などを行って木材生産することを目的としているが、今回の整備では管理が不要な広葉樹を植え、公益的機能の発揮に資する環境林にすることを考えている。
- Q. 現状のスギやヒノキを全部撤去して広葉樹に植え替えるのか。また、受益者負担はあるのか。
- A. 詳細な設計は今後行うが、全てを伐採するのではなく、必要なところだけを間伐し、広葉樹を植える形を考えている。なお、この譲与税を活用した森林整備については、土地所有者の経済的な負担は発生しない。
- Q. 工事後に土砂崩れなどが発生した場合、一般論では地権者の責任になるが、その点についてどう考えるか。
- A. 行政が工事を実施し、そこに原因があるのであれば、一定の責任は行政に生じると考えられる。
- Q. 私有地を税で地主の負担なしに整備することは不公平であるし、責任の所在が曖昧ではないか。
- A. 事例などを研究していきたい。
- Q. 他の危険な場所も含めて、整備を希望する人を募集する予定はあるのか。
- A. 他の自治体では希望者からの要望を受けて事業を実施している例もあるが、本市では人家に影響がありそうな場所を基準として選定し、事業を実施していきたい。
- Q. 今回の整備対象となる土地の所有者は何名いるのか。
- A. 40名強である。
- Q. 整備工事を実施するには、地権者全員の同意が必要か。
- A. 基本的には全員の同意を得たいが、相続未了などで同意が得られない場合は、その部分を外して対応することも考えている。

### **みえ森と緑の県民税市町交付金**

- Q. 里山保全活動団体が活動の幅を広げるため、チップ車などの高額な機械を導入できるよう、里山竹林環境保全支援事業費補助金を増やすべきではないか。
- A. この補助金の利用者数は比較的少ない状況にあるが、活動範囲を広げるために更に補助額を増やしてほしいという声は確認している。これまでに補助事業を活用した方々の意見を伺いながら、制度設計について改めて考えていきたい。

### **優良農地復元化事業等**

- Q. 耕作放棄地がまだ多く残っており、現状の事業では対応しきれないのではないか。
- A. 優良農地復元化事業費補助金の周知を図り、より多くの人に活用してもらうことで耕作放棄地を減らしていきたい。
- Q. 水田や畑地の耕作放棄地が山林化していることや、水路や道路の問題で農地として復元が困難な場所が多い。農業経営の安定化には一定の面積拡大が必要になるので、国の事業ではなく市によるほ場整備事業の予算を確保してはどうか。
- A. 来年度、大鐘町で市の土地改良事業費を使って、小規模なほ場整備を行う予定であ

り、地域で意見がまとまれば、ほ場整備を実施することができるので検討していただきたい。

Q. 予算が先に確保されているのか、それとも地元の意向を受けてから予算を計上するのか。

A. 市が行うほ場整備事業は、まず地域で合意形成が得られた後、必要な予算の確保を行う。

Q. 農家が知らない補助制度が多いので、農業者が集まる機会を捉えて周知を図ってほしい。また、猛暑の中の農作業は本当に大変なので、水稻農家だけではなく、野菜農家の高温対策も検討してもらえないか。

A. 高温対策について、様々な農業者が困っていると認識している。特に野菜や大豆の農家がどのような対応策を求めているかを調査し、来年度以降の予算要求に反映させたいと考えている。

(意見) 大豆や野菜を栽培する農家にとって、1年に1作の収穫で経営を安定させるのは非常に厳しい状況である。補正予算を含めて支援策を検討してもらいたい。

### **ふるさとの食推進事業**

Q. 本市では無農薬栽培をしている農家が少ないため、給食での使用が難しい。無農薬栽培に協力してくれる団体を探すことは可能か。

A. 無農薬栽培の生産者は限られているが、減農薬・減化学肥料に取り組んでいる農家に無農薬栽培を勧めることは可能である。その意向を確認し、前向きな意見が出てくれば関係機関と協力して推進を図りたい。

(意見) 全国の自治体で給食に地元産の無農薬農産物を取り入れる取り組みが進んでいる。無農薬栽培は通常の栽培に比べて収穫量が減るので、市内での取り組みは難しいかもしれないが、希望する農家がいる場合には、収入の減少分を支援することも検討してもらいたい。

### **《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第4目農業研究施設費》**

### **《歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費》**

### **《歳出第6款農林水産業費 第3項農地費》**

別段の質疑、意見はなかった。

### **《歳出第6款農林水産業費 第4項水産業費》**

### **豊かな海づくり推進事業**

Q. 種苗放流に一定の効果はあるものの、自然産卵の個体が増えておらず、根本的な解決には至っていない。温暖化だけでは説明できない複数の原因が考えられるが、原因究明は行われているのか。

A. 伊勢湾の水温上昇による貧酸素水塊の発生や、黒潮の蛇行が魚介類に影響を与えていると考えられるが、具体的な原因はまだ明確にはされていない。

Q. 農薬がプランクトンに影響を与えている可能性がある。プランクトンが死ぬと、エ

ビヤカニなどの稚魚も生き残りにくくなると指摘する学者もいる。他の水産物も捕れなくなって、本市の漁業者の漁獲量が大きく減少している。これらの問題についての認識はあるのか。

A. 漁業協同組合から1年分の漁獲量や漁獲金額の資料をいただいております、その内容を見ると非常に厳しい状況だと理解している。少しでも漁獲量や漁獲金額が上がるように支援を行っている。

(意見) 漁業者は非常に厳しい状況にあるため、何らかの支援を考えてもらいたい。

#### 《歳出第7款商工費 第1項商工費 第1目商工総務費》

別段の質疑、意見はなかった。

#### 《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

##### 障害者雇用

Q. 障害者雇用率の最終的な目標値を確認したい。

A. 目標は、国が定める雇用率が今後上がることを見据え対応していくことである。現状は、雇用率は目標を上回っており、この状況を継続し、事業者が障害者を雇用しやすい環境を維持するための支援が必要であると考えます。

Q. 障害者雇用を促進するためには、具体的な仕組みやインセンティブが必要である。例えば、市の事業に入札する業者の中で、障害者雇用率が高い業者に対し、入札時にポイントを加算する制度が考えられる。また、全市的な取り組みとして、福祉部門や関連部門と連携し、オール四日市で障害者雇用を推進する仕組みを構築することが重要ではないか。

A. 現在、総合評価方式での入札においては、障害者雇用率が評価項目になっている。また、市は三重労働局と雇用対策協定を結び、庁内で具体的な取り組みを検討しており、提案内容についてどのようなことができるか、検討していきたい。

Q. 商工業を担当する部として、産業界に対して障害者雇用を促進する具体的な支援策を導入すべきである。例えば、障害者雇用を積極的に行う企業に対して、表彰だけでなく、経済的メリットを提供することが重要である。検討ではなく、具体的な施策を早急に作り、必要なら予算の修正を行うべきではないか。

A. 今回の予算で新規に挙げているものとして、障害者を常用雇用している企業に対するハード整備がある。これは、障害者雇用を進める企業に対するインセンティブとしての第一歩であると考えているが、併せて市全体の仕組みについては検討していきたい。

Q. 障害者雇用率をさらに引き上げるため、市全体のルールの変更や仕組みの改善を行い、障害者雇用が進むような制度を作るべきである。次の議会までに具体的な提案を行うことを求める。

A. 障害者雇用のインセンティブになるような工夫ができるか既存事業を見直した上で検討した結果を報告する。

## **四日市市空き店舗等活用支援事業補助金**

別紙提言チェックシートに記載。

### **イルミネーション事業**

Q. 効果測定をどのように実施しているのか。

A. 例えば、SNS での反応を確認することや、商店街との話し合いを通じて、実際に街にどのような変化があったかを捉える方法があるが、現時点では、どれだけの賑わいが生み出されたかといった具体的な効果測定は難しい。

Q. 例えば、市民アンケートや手紙、メールによる市民からの励ましのメッセージなど、目に見える形の効果はあるのか。

A. 市のモニター制度などを利用して、統計的に確認できる方法を検討したい。

(意見) どのような事業をする際でも、目に見える成果が必要であると考え。例えば、市民アンケートにイルミネーション事業についての項目を追加し、市民がどう感じているかを尋ねることが一つの方法である。市民の声や賛否をどこかのタイミングで収集し、それを根拠として事業を続けていくことが大切であると考え。

Q. イベントとのタイアップはあるのか。

A. 例えば、イベントの一部として演出に使われることはあるが、イルミネーションと公式に連携したイベントはない。

(意見) 諏訪公園は非常に美しいが、夜間は暗くて勿体ないと感じる。過去にワインイベントが行われ、多くの人が集まったことがある。ワインや日本酒のイベントを視野に入れることが有益であると考え。

### **カーボンニュートラル推進事業**

Q. 現状では本市にある市有林と国有林だけでは、CO2 排出量の 10 分の 1 しか吸収できない。どのようにして CO2 を吸収するのか確認したい。

A. 市町村単位でカーボンニュートラルを実現することが理想であるが、森がない都市や森しかない町もあり、その差が出る。本市では、すべてを森林やブルーカーボンで賄おうとしているわけではなく、主に排出量の削減に重点を置いている。

Q. 本市が CO2 吸収源として利用できる海域が存在するのか。

A. 本市には四日市港管理組合が管理している港湾区域と市が管理する漁港区域がある。ブルーカーボンとしての CO2 吸収については、例えばワカメや昆布などの海藻を植えることが考えられ、これにより、海洋を CO2 の吸収源として利用することが可能である。

Q. 市の CO2 排出量がゼロになる考え方を確認したい。

A. 化石燃料の使用やプラスチックの原料を変えることで排出量を減らすことはできるが、完全にゼロにするのは難しい。そのため、残った排出分をクレジットで購入するなどしてゼロにする動きがある。また、国は、CO2 を直接吸収し貯留することやセメント材に取り込む技術により、CO2 を吸収したとみなすこともできるとしている。さらに、大気中から CO2 を直接回収（キャプチャー）する技術も考えられているが、コス

トや技術的な課題がある。

#### **四日市市地場産業振興センター**

Q. 名品館の代替場所について、バスタ整備に合わせると、相当先になる。完成までの間、少しでも販売する場所を設ける予定はあるのか。また、名品館を廃止することは、出品者に情報は伝わっているのか、スケジュールも含めて確認したい。

A. 現在の販売を継続することについては考えていない。じばさんを継承した際に商品の販売に関しては、中心市街地のどこかに再び設けることを検討中であると案内している。今後の方針が決まった段階で、まちづくり財団に伝えた後、出品者にどのように伝えるかを考えていきたい。

Q. 現在の委託出品者からは、販売場所がなくなることについての不安の声はないのか。

A. 不安の声は届いていないが、今まで販売していた場所がなくなることに對する不安が事業者の中で生まれることは想定されるため、市の考えを事業者に理解してもらいながら事業を停止することが非常に重要であると考え、丁寧な対応を心掛けたい。

(意見) 近鉄百貨店のプラグスマーケットで多くの方が「お土産売り場はどこか」と尋ねる状況がある。本市の特産品が他の商品と混在していて見つけにくく、アピールが不足している。シティプロモーション部とともに、この問題に對應してもらいたい。

Q. 四日市公害と環境未来館の活動室の移転先はどこになるのか。

A. 環境部とも協議のうえ、地場産業振興センターの3階となる予定である。

Q. なぜ、地場産業振興センターの3階なのか。

A. 市として総合的に判断した結果、最も適していると考えた。

#### **景気動向**

Q. コロナ後にはさまざまな支援を行ったが、特に弱っている分野、例えば病院や飲食業はまだ回復していない。コロナが終わったと見なすのか、それともまだ支援が必要だと考えるか。

A. 事業者や業種によって異なるため、一概に景気が悪いとは言いにくい。本市の産業政策としては、まず基幹産業を支え、併せて中小事業者も支援することで、市内の飲食店やサービス業にも波及効果をもたらすことが重要だと考えている。

Q. 景気が弱まったとき、弱者が敗者にならないように、市は、融資や支援金制度をもっとスピード感を持って実施すべきだ。コロナ後の厳しい状況に對し、行政が支援することで、その後の結果が戻ってくるという認識を持ち、零細企業の支援を強化すべきではないか。

A. コロナ後、景気や事業活動は回復しつつあるが、物価高や資材高騰もあり完全には戻っていない。デジタル化や生産性向上に向けてセミナーの開催や商工会議所などを通じて中小企業を支援することが必要である。支援が後手に回らないよう、事業者の声を聞きながら、次の予算に反映できるように工夫していきたい。

(意見) 国の政策をうまく活用し、支援が必要な企業に對して情報を提供することが市

の役割である。アンテナを常に張り、支援策を活用して育てることが重要だと感じる。特定の企業に対して支援を呼びかけることは不平等ではなく、むしろ必要な行動である。市には、こうした支援の声かけを積極的に行ってもらいたい。

## ○第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

## 議案第89号 令和7年度四日市市競輪事業特別会計予算

### 一般会計繰出金

Q. 令和7年度の競輪事業からの繰り出し金が小中学校のトイレの洋式化や空調設備の大規模改修に多く充てられているが、優先順位はどう考えているのか。

A. 現在スポーツ振興や霞ヶ浦緑地の運動施設への充当を優先しているが、令和7年度は霞ヶ浦緑地の整備が少なくなり、特に教育施設の整備への充当を予定している。

### 改修

Q. 改修には音響や照明も含まれるのか。

A. 両方とも含まれる。照明については令和4年度に競輪場の照明をLED照明に交換し、今年度はカラー演出照明を整備している。これらは3月13日から開催するG3ナイトで活用する予定である。

(意見) 音響や照明に昭和感がある雰囲気が好きだという声があるため、それを壊さないでもらいたい。

## 議案第91号 令和7年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

### 食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業

別紙提言チェックシートに記載。

## 議案第96号 令和7年度市立四日市病院事業会計予算

### 統合型バックアップストレージ

Q. 統合型バックアップストレージは院外のサーバーに保存されるのか。また、サイバー攻撃に備え、端末の管理も統合的に行われているのか。さらに、実際にDoS攻撃やランサムウェア攻撃を受けたことがあるのか確認したい。

A. 統合型バックアップストレージは院内に設置予定であり、ランサムウェアによって不正に暗号化されることを防ぐ仕組みを導入する。端末の管理については、インター

ネットアクセスやUSB接続を制限し、必要な場合は、決められたUSBメモリーを使用している。保守用回線（VPN）を通じた攻撃への対策として、機器の脆弱性への対応と認証の強化を図るため、保守用回線を統合する。また、これまでに、ランサムウェアやDoS攻撃による被害は確認されていない。

Q. 高額な費用であるが、サイバー攻撃を受けた場合に復旧まではどれくらいかかるのか。

A. 侵害された状況や条件によって異なるが、広範囲に影響を受けると復旧には1～2か月かかる可能性が高い。影響の範囲が小さければ、バックアップから復元することで、より早く復旧できる可能性がある。

Q. 電子カルテのベンダーと保守管理は、別の業者か。

A. 同じ業者である。

Q. 電子カルテの業者が統合型ネットワークを構築するのか。

A. 統合型ネットワークについては、電子カルテの業者に依頼するのか、他のシステムを提供する業者に依頼するのかは、今後の入札やプロポーザルによって決定する予定である。

### **デジタル問診システム**

Q. デジタル問診システムの導入はいつ頃を予定しているのか。

A. タブレットで入力した情報を電子カルテに連携させるための準備作業が必要であり、業者からは準備に半年程度かかると聞いている。このため、導入は令和7年度の後半からを予定している。

### **CS向上推進委員会**

Q. CS（カスタマーサティスファクション）という表記は、他の略語と混同する可能性があるため、「顧客満足度」と漢字で書いたほうがわかりやすいのではないか。

A. 院内委員会の名称であるためCSという表記をなくすことはできないが、外部に発信する際や患者さんや市民の方に向けて発信する際には、「患者満足度」という表記を併記していきたい。

### **今後の医療需要**

Q. 今後の人口減少に伴う患者数の減少による、病院の規模縮小について、どのように考えるか。

A. 人口減少や患者の需要減少は全国的な課題であるが、北勢医療圏では2040年以降に入院患者数のピークが来るとされている。急性期医療を提供するために必要な医療スタッフの需要調整は難しく、季節による患者数の変動もある。短期的な対策だけでなく、中長期的な視点で病床数や受け入れ体制を検討していくことが必要であり、地域医療構想調整会議などでの議論を踏まえ、他の医療機関とも協議しながら検討が進むものと考えている。

## 接遇研修

Q. 接遇研修の実施状況を確認したい。

A. 昨年度は2日に分けて集合して映像研修を実施したが、参加率は約22%と低かったため、今年度は研修映像をパソコンに配信し、いつでも視聴できるように考えている。

Q. 研修を視聴したかどうかを確認しているか。

A. 今年度中には映像配信とともに、視聴確認のアンケートを実施予定である。

## 紹介状

Q. 紹介状を持って受診した場合、紹介した病院への連絡が行われているのか。

A. 紹介状を持って当院を受診した方の受診報告は、事務職員が行っている。

Q. 紹介状は、医師が作成しているのか。

A. 医師が作成している。

Q. 紹介状や予約がないと受診できない診療科はあるか。

A. 紹介状が必ず必要な診療科は、脳神経内科、血液内科、糖尿病内分泌内科、呼吸器内科、形成外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科口腔外科、乳腺外科の12科である。次に、完全予約制の診療科は、形成外科、呼吸器外科、心臓血管外科、耳鼻咽喉科、糖尿病内分泌外科の5科である。

## 地域連携・医療相談センター

(意見) 地域連携を担う地域連携・医療相談センターの業務は多岐にわたり、さまざまな会議や窓口での相談業務もあり、とても煩雑で大変であるため、スタッフの残業時間にも注意を払ってほしい。

## カスタマーハラスメント

Q. 職員を守るために、カスタマーハラスメントについて掲示するなどの取り組みをするべきではないか。

A. 診療に関わる医療従事者に対する、患者さんからの不当な要求については、例えば名札を本庁のように名字だけにする準備を進めている。また、救急外来などで不当な要求を受けることへの対策も検討しており、患者さんへのお願いや掲示を見えるところに貼ることも考えている。

## 年末年始の医療提供

Q. 年末年始の対応は非常に大変だったと聞いている。次の年末年始も9連休となるため、応急診療所との連携を強化することが必要だと考える。北勢地域の基幹病院としての役割をどのように考えるか。

A. 年末年始の対応については、1次救急を担う応急診療所との連携を進めつつ、当院が3次救急を担う医療機関としての役割を果たしていく。また、年末年始にお子さんが体調を崩した時の連絡先などの情報提供も重要であると考えます。

現場からの意見としては、年末年始でも常に10人ほどの医師が院内に待機し、救急

外来も5人ほどの体制で対応しており、当直医も24時間体制である。このような厳しい状況の中でも人材を確保し、年末年始においても地域医療を維持するために努力していることを理解してもらいたい。

### **経営改善**

(意見) 経営改善のために新しくコンサルタントを導入することだが、看護師の働き方改革の観点などから、業務効率化のための諸課題について、デジタル化の視点を持って考えていくべきである。また、最先端のソフトウェアの導入も検討してもらいたい。

Q. 外部の意見を取り入れるためにコンサルタントを導入することがあるが、病院の実情を良く知る立場にある経営のトップがコンサルタントと直接話し合い、決定する方が経営には適していると考え。外部のコンサルタントは、あくまで補完的な役割を果たすべきであり、全面的に依存するのは望ましくない。外部の意見を取り入れる際には、仕様書をしっかりと作成し、的確なアドバイスを得られるようにする必要がある。また、人口減少が進む中、総合病院の在り方も見直すべきかもしれない。北勢地域の総合病院で専門部門を分け合い、補完し合うことも一つの方法であり、こうしたことは長期的に見れば重要な視点ではないか。

A. 地域医療構想では、2040年までに北勢の三泗地域で急性期病床を200床減らすことを求めている。病院の更新計画も始まっており、長期的には何床にするべきかという問題が出てくる。役割分担に関しては、小児科、NICUを持つ病院が他にもあり、重複する状況が生まれており、いずれは、病院統合の話が出てくる可能性もあると考えている。

1年間で実効性のある成果を得るために、当院における委託業務の実績が豊富な医療経営コンサルタントと随意契約を行いたいと考えており、現場と十分に協議して、課題を見つけ出してもらい取組を進めることが重要であると考えている。

(意見) 良い結果を得るためには、市立四日市病院のことを熟知しているコンサルタントに任せるべきである。そのためには、コンサルタントとの適切な接触を行い、適切な情報を提供し共有を図ることが重要である。

## **議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第9号）**

### **【市民生活部・経過】**

#### **＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費＞**

別段の質疑、意見はなかった。

#### **＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費＞**

#### **地区市民センター**

Q. 地区市民センターの階段昇降機の設置予算を減額しないことに変更したのは、執行できる可能性があるという意味か。

A. 他の地区市民センターと同様のものを今年度に設置することは出来ないと考えているが、今後の方向性が定まっていないことから、引き続き可能性を探っているところである。

Q. 繰り越すということか。

A. 繰り越しではなく、決算時に、不用額となる見込みである。

### **館長権限予算**

Q. 事業を開始して何年か。

A. 令和6年度で10年となる。

Q. 事業を開始して10年経ったのであれば、一度見直す必要があるのではないか。継続するにしても、工夫や改善が必要だと考える。

A. 館長権限予算について、再来年度にかけて振り返りを行う予定である。現在のやり方にこだわらず、改めて見直しを行いたい。

Q. 長期的な計画には使用しにくい事業となっているため、長期的な計画に使えるようにしてほしい。

A. 基本的に4年目以降は、事業主体を地域に移行するという考え方で進めてきた。館長権限予算の見直しを行う中で、長期的な計画への対応も含めて検討していきたい。

### **アセットマネジメント事業費**

Q. アセットマネジメント事業の減額理由を確認したい。

A. 地区市民センターについては、設計を外注する予定だった部分を営繕工務課の職員で対応できたことが一つ目の要因である。また、空調設備の工事に関して、天井を全面的に外す必要があると見込んでいた工事が一部だけで済んだため、当初の見込みよりも費用が抑えられたものである。あさけプラザについては、空調の工事の入札差金である。

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》**

別段の質疑、意見はなかった。

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》**

#### **あさけプラザ**

第10目地区市民センター費に記載

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》**

### **《歳出第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》**

別段の質疑、意見はなかった。

## 【シティプロモーション部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目体育振興費》

別段の質疑、意見はなかった。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費》

Q. 温水プールの建設工事費が大幅に減額となった理由は何か。

A. 当初予算計上時に、近年の人件費増加や物価上昇、省エネ機器の導入を見込んで積算していたが、実施設計の過程で設計を見直すとともに、設備機器についてメーカーと検討を重ねた結果、設計段階で減額することができた。また、入札時点で金額が落ちたことも減額の要因である。

(意見) 減額した金額で、可動床を導入できたのではないかと考える。

#### 《歳出第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

別段の質疑、意見はなかった。

## 【商工農水部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### 《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第2目農業総務費》

#### 《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費》

#### 《歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費 第3目食肉センター食肉市場費》

別段の質疑、意見はなかった。

#### 《歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 第2目土地改良費》

#### 多面的機能支払交付金事業費について

Q. 組織数が減少しているが、広域的にまとめられたのではなく、完全に活動を止めたのか。

A. 令和5年度末に9組織が解散し、新たに2つの組織が創設されている。

Q. 高齢化が進む中で農地の維持が難しくなっているが、どのような対策を考えているのか。

A. 組織の解散の原因は高齢化の他に、書類作成や事務手続きの煩雑さにあるため、これまでも県を通じて事務の簡素化を要望している。また、少しでも負担軽減につながるよう事務作業の支援を行っている。

(意見) この活動組織による草刈りや水路清掃などの活動は重要な役割を果たしていることから、どうしたら組織が存続できるか研究してほしい。

#### 《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

別段の質疑、意見はなかった。

## **議案第 138 号**

### **令和 6 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）**

別段の質疑、意見はなかった。

## **議案第 140 号**

### **令和 6 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 2 号）**

別段の質疑、意見はなかった。

## **議案第 145 号**

### **令和 6 年度市立四日市病院事業会計第 3 回補正予算**

別段の質疑、意見はなかった。

## **【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項についても、特段ありませんでした。これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

# 四日市市議会提言チェックシート

## ～当初予算案への反映状況について～

(令和7年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 1

<b>事業名</b>	四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について	
<b>事業概要</b>	四日市商店連合会に加盟した組織がある商店街および高度経済成長期に郊外に建設された補助対象となる住宅団地における空き店舗等を活用し、新たに出店しようとするものを支援することにより、空き店舗の解消によるにぎわいの創出ならびに市内の買い物拠点の維持および再生を図る。	
	<b>決算額</b>	決算額 7,033,000 円

### 次年度予算への提言

#### <提言> 四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について

コロナ禍により生活様式が大きく変わった今、コロナ禍前から実施している空き店舗に対する支援方法が効果的なものかどうか、過去の実績を分析した上で、商店街の活性化に資する支援のあり方について評価検証を行うべきである。

※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（補助金の過去実績等による評価検証の実施）

#### 【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

##### [商業労政課]

中心市街地活性化における商店街振興について、バスタ等中心市街地再整備の各種プロジェクトの完成後を見据え、プロジェクトの効果が商店街にしっかりと波及するよう、下記のとおり、商店街等団体やエリアプラットフォームが商店街の区域内の空き店舗の全部または一部を新たに活用する事業を補助対象事業に加えることとする。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を行う空き店舗が立地する商店街組織から推薦を受け、当該商店街組織に加入して活動する意思があるもの</li> <li>・事業を行う郊外住宅団地内で地域活動に参加する意思があるもの</li> <li>・事業を行う地区空き家等活用計画を定めた地区内で地域活動に参加する意思があるもの</li> </ul> <p>・【拡充】商店街等団体またはエリアプラットフォーム</p> <p>※いずれも最低3年以上営業を継続する意思があるものを対象とする</p>
補助対象事業	<p>①商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに出店する事業及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業（諏訪栄町地区の飲食業は対象外）</p> <p>②郊外住宅団地内の空き店舗その他の既存の建物を活用し、日常生活に必要な</p>

	<p>な商品及びサービスを提供するために新たに出店する事業及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業</p> <p>③①及び②における区域に、新たに小売業として出店する事業</p> <p>④地区空き家等活用計画を定めた地区内の空き店舗等を活用し、都市計画法に基づく許可を受けて新たに出店する事業</p> <p><b>⑤【拡充】商店街等団体またはエリアプラットフォームが商店街の区域内の空き店舗の全部または一部を新たに活用する事業</b></p>
補助対象経費	<p>店舗等の整備費（製品の購入が主目的となる家具、家電、什器等を除く。）、光熱水費、広告宣伝費その他市長が適当と認める経費</p> <p><b>※【拡充】補助対象者が商店街等団体またはエリアプラットフォームの場合、賃料、消耗品費も補助対象経費とする</b></p>
補助額	<p>①～④：＜1年目＞</p> <p>①、②、④：補助対象経費の2分の1以内（上限額500千円）</p> <p>③：補助対象経費の4分の3以内（上限額1,500千円）</p> <p>＜2年目＞</p> <p>光熱水費、広告宣伝費にかかる補助対象経費の2分の1以内（上限額200千円）</p> <p><b>⑤【拡充】：補助対象経費の2分の1以内（上限額500千円）</b></p> <p><b>※複数年度、同一事業での申請を可とする</b></p>

【令和7年度当初予算】

空き店舗等活用支援事業補助金 10,000千円（前年度当初予算：10,000千円）

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な議論

Q. どのように事業継続の意思を確認しているのか。また、意思はあったものの、結果として半年や1年で辞めた場合には、何かペナルティがあるのか。

A. 3年以上継続する意思があることを書面で確認している。事業の完了を受けて補助金を交付しており、半年や1年で店を閉じた場合でも、補助金の返還は求めない整理になっている。

Q. 補助金の拡充について、どのような分析に基づいて判断したのか。

A. 当委員会において分析の結果を報告し、大部分の店舗が営業を継続していることから、事業に一定の効果があつたことを認めていただいたものと考えている。来年度の拡充部分については、既存の事業者に影響を与えることのないよう、商店街やエリアプラットフォームが空き店舗の活用を図り、中心市街地の活性化に資する事業を新たに対象とするものである。

Q. 提言内容は、過去の実績に基づく評価検証の実施を求めるものであり、拡充の提言ではない。具体的には、どの会議体で、どのようなデータを用いて検証を行ったのかプロセスの説明を求める。

A. これまでの委員会での報告等で、検証結果を協議してきたと認識している。

（意見）丸亀市の視察で感じたのは、市の支援の限界と、思い切った街の再開発が必要だということだった。本市は、そこまで深刻ではないが、シャッター街が増えないように、さらなる工夫が求めら

れる。

(意見) 事業手法の見直しが必要ではないか。無期限に支援を続けるのではなく、コロナ後2～3年後の効果を見極めるべきである。効果が確認できない場合は、既存の空き店舗補助金を残しつつ、市は、空き店舗対策から少し距離を置くことも考えられる。

(意見) これまでの委員会の意見を反映し、エリアプラットフォームという新しい視点で面的な空き店舗対策を考えたことを評価する。あと1年試行して結果を出すという方針が適切だと考える。

Q. 肌感覚として、成功していると感じるか。

A. 肌感覚としては、多くの人々が寄り集まり、新しい人々が繋がり、新しいアイデアが生まれ始めている。今ある空き店舗をリソースとして活用することで、さらなる発展の芽が出てくる可能性があり、変革の可能性があると感じている。

(意見) 郊外型のショッピングセンターはテナント料が高いため、中心市街地への新規出店が難しい。中心市街地での個人店舗の新規出店がうまくマッチングすれば、名古屋市の商店街のように成功例となる可能性があるため、継続的に取り組むべきである。

(意見) 円形デッキも完成することから、どのように来客を掴んでいくかが重要である。商店街が盛り上がるようなコンテンツとして、例えば、大須商店街のコスプレ大会のように、人を呼び込むための新しい取り組みが求められる。

Q. 商店街の会議には、市も参加しているのか。

A. 参加している。

(意見) 若い人たちが積極的に参加できるような形にすることが重要である。期間をとって粘り強く取り組んでいくことが望ましいと考える。

(意見) 諏訪栄地区は、飲食店以外の物品販売や体験型店舗の出店を重視している。行政と共に粘り強く取り組んでいく必要がある。

## 2. 反映状況

新たに、商店街等団体またはエリアプラットフォームの場合、賃料、消耗品費も補助対象経費とすることに拡充しており、この事業による効果については、引き続き議論が必要である。コロナ後の社会情勢の変化も見据え、コロナ後3年間の事業の効果検証を実施し、その結果によって、事業を継続するかについて判断する必要があるため、⑤事業手法の見直しに分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

# 四日市市議会提言チェックシート

## ～当初予算案への反映状況について～

(令和7年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 3

<b>事業名</b>	食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について							
<b>事業概要</b>								
	決算額							
<b>次年度予算への提言</b>								
<p><b>&lt;提言&gt; 食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について</b></p> <p>食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業における家畜搬入車両の場内一方通行化は、場内の十分な衛生管理のもと、今後も引き続き安全で高品質な食肉を供給するために、解決に向けて取り組んでいくべき課題であり、特に、難航している三重県との用地取得についての交渉は早期に妥結させるべきである。</p> <p style="text-align: center;">※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（家畜搬入車両の場内一方通行化に向けた取組を強化）</p>								
<p><b>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</b></p> <p><b>【食肉センター】</b></p> <p>家畜搬入車両の場内一方通行化を早期に進めるため、県有地の代替地として近隣の市有地を活用するための調査・設計を行うとともに、食肉センター食肉市場の将来構想づくりの中で一方通行化の詳細な手法等について検討を行う。また、当該県有地の一部に位置する三重県北勢家畜保健衛生所の移転候補先として予定している三重県四日市庁舎北館への移転可否調査を並行して実施する。</p> <p><b>【令和7年度当初予算】</b></p> <p>食肉センター食肉市場施設整備事業費（推進計画） 20,000千円（前年度予算：25,900千円）</p> <p><b>【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】</b></p> <p>1. 主な議論 (意見) 引き続き、家畜搬入車両の場内一方通行化に向けた取組を強化していく必要があると考える。</p> <p>2. 反映状況 引き続き、県との交渉に係る調査のための予算は計上されていることから⑤その他（具体的な予算化に向けた取組を継続）と分類することとした。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">分類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①廃止</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">次年度事業費予算に関連するもの</td> </tr> <tr> <td>②縮小</td> </tr> <tr> <td>③拡大</td> </tr> </tbody> </table>			分類	備考	①廃止	次年度事業費予算に関連するもの	②縮小	③拡大
分類	備考							
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの							
②縮小								
③拡大								

④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

## 5. 所管事務調査報告書

## 産業生活常任委員会

### ○泗水十貨店について

#### 1. はじめに

令和5年6月から、本市への来訪者に向けた地域ブランド「泗水十貨店」の運用を開始し、新たな四日市土産を生み出す仕組みづくりを行ってきたところであり、令和7年度から本格始動する予定である。

令和6年6月からは、既存の8品目に併せて、5品目を追加したところであるが、今後も事業を継続していくには、事業者と消費者をつなぐための取り組みが必要である。両者が感じている課題を解決していくことが、事業の継続性につながると考えられる。

令和7年度の本格始動を迎えるにあたって、持続可能な自走体制を構築するためには、どういった課題があり、どのように解決していくのかについて調査研究するため、所管事務調査をすることとした。

#### 2. 泗水十貨店とは

##### ・立ち上げの経緯 四日市市総合計画（2020～2029）より抜粋

ビジネスやスポーツなどで本市を訪れる人に向けて、伝統と技術が受け継がれてきた地場産品や豊かな風土で育まれてきた特産品など、地域ブランドを用いた新たな四日市土産を生み出す仕組みづくりを行う。また、この四日市土産を中心市街地や高速道路SA・PA等において販売できる仕組みを構築する。

##### ・期待する効果

###### （1）来訪者の満足度向上・誘客促進

四日市土産として店頭で陳列することで「おもてなし」を充実させ、来訪者の満足度向上・誘客促進を図る。

###### （2）都市イメージの向上

地域ブランドを積極的にPRすることで、地域ブランドの認知度向上とともに、本市の都市イメージ向上を図る。

###### （3）地場産業の持続的な発展・地域経済の活性化

本市で生産・製造される魅力ある特産品などの新たな魅力を発信する新商品開発のモチベーションや商品競争力の向上により、地場産業の持続的な発展・地域経済の活性化を図る。

##### ・ブランドストーリー

「四」の付く日に市場が開かれたことが地名の由来とされる「四日市」は、水が豊富に湧き出る四つの井戸があったことから「泗水の里」とも呼ばれていた。

また、江戸時代には、東海道五十三次の四十三番目の宿場町となり、人とモノが交流するまちとして栄えた。

地の利や恵まれた環境を活かし発展を続けてきた四日市の人々は、伝統や技術の継承・向上にたゆまぬ努力を注ぎ、今日もこだわりの逸品を生み出している。そして、それらを次世代へ引き継ぐために日々新たなチャレンジを続けている。

「泗水十貨店」は、泗水（四日市）のこだわりをお届けするため、少数で厳選された特産品（十貨）を取り扱う商店として誕生した。

・ブランドミッション

「泗水十貨店」は、四日市の認知度・都市イメージの向上や地場産業の持続的な発展に寄与するため、作り手の新たなチャレンジを支援するとともに、こだわりの逸品を地域一丸となって伝達し、「四日市」の魅力が泗水のごとく湧き出る場を創出することを目指す。

### 3. 4つの特徴

～特徴～

#### (1) ロゴ・パッケージの統一化

視覚的に統一された商品群を店頭で陳列することで、多くの消費者から注目を集め、思わず「手に取ってみたいくなる」商品を取り揃える。

#### (2) プロモーション・販売の支援

市民や来訪者に認知・購入されるブランドを確立するとともに、生産者の積極的な参画を促すため、プロモーション・販売への支援を実施する。

#### (3) 厳格な審査・認定制度

消費者に支持されるブランドとすべく、ブランドの認定に際しては厳格な審査を実施する。また、審査員は販売に携わる店舗のバイヤーを中心に構成され、責任ある立場から本当に良いものを厳選する。

#### (4) 自走体制の構築

四日市ブランド事業を長く続けるためには、事業内で資金を循環させる仕組みが必要である。生産者は販売額の一部を手数料という形で負担することになるが、その資金を運営費用やプロモーション等に充当し、事業の更なる拡大を目指す。

・特徴1「ロゴ・パッケージの統一化」

パッケージの作成、売り場の装飾により、「泗水十貨店」という商品群として消費者にアピールする。

パッケージは、認定事業者の意向をベースとしつつ、使用する紙質にもこだわった「想いが伝わる、手触り感のあるデザイン」となるよう制作を進める。



・特徴2「プロモーション・販売の支援」

HP、SNSによる発信、パンフレット、ポスターの作成、各地でのイベント販売を通じ、四日市市内外での認知度獲得を目指す。

また、ブランドのHPでは各商品の個別ページを設けることで、商品の特徴や生産者の想い、こだわりを広く訴求する。



Instagram



HP (商品紹介ページ)

【イベント販売】

上：八芳園（東京都港区）

下：御在所SA

～令和5年度プロモーション実績～

【イベント出店】

- ・アマンド六本木 コラボイベント
  - ※1週間で約1,400名来場
- ・御在所SA 13周年イベント
- ・ご当地キャラ博 2023（滋賀県）
- ・北伊勢観光物産展（名古屋）他

【プロモーション】

- ・映画館CM
  - （109シネマズ四日市、ミッドランドスクエアシネマ）
  - ※各館15秒、のべ21スクリーン・約74.8万人動員
- ・トナリエ四日市 街頭サイネージ 他



【メディア掲載】

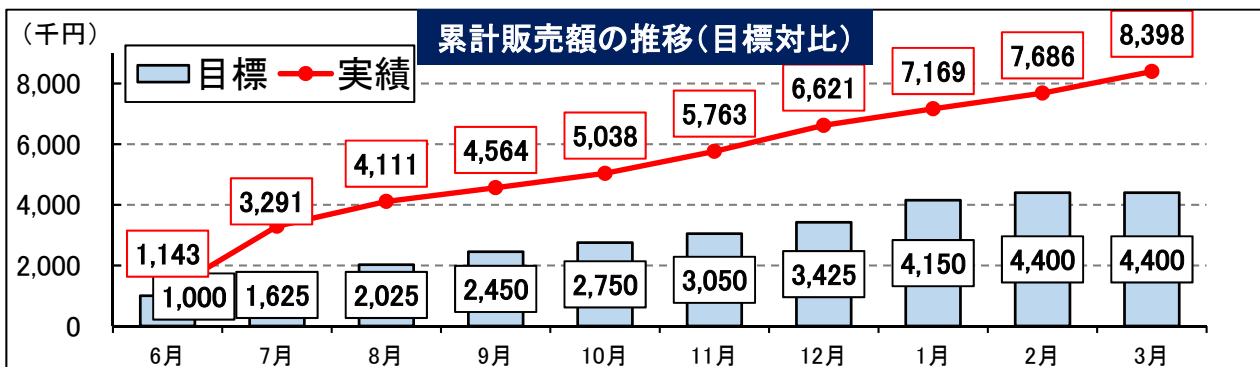
- ・広報よっかいち（7月号）巻頭特集  
 ※市内全戸（約14.2万部）配布
- ・CTY「ケーブルNEWS」
- ・その他新聞、WEBニュース
- ・雑誌「KELLY（11月号）」他



- ・「販売支援」

商品審査・パッケージ制作、販売等の整備を目的に、令和5年度に試験販売を実施。

時期	場所	期間
夏期	近鉄百貨店2階 プラグスマーケット内	(2023年) 6月14日～8月16日
	じばさん1階 名品館内	(2023年) 6月15日～8月14日
秋期	近鉄四日市駅構内（ファミリーマート横）	(2023年) 9月15日～11月14日
冬期	近鉄百貨店2階 プラグスマーケット内	(2023年) 11月29日～(2024年) 3月26日
	じばさん1階 名品館内	(2023年) 11月30日～(2024年) 3月26日
イベント	アモンド六本木ほか関東圏4件、 金山駅ほか三重県外5件、 御在所SAほか三重県北勢地域6件	(2023年) 9月～(2024年) 3月



- ・特徴2 厳格な審査・認定制度①

四日市ブランド認定要領（第2条）

四日市ブランドの認定の対象は、原則、四日市市内に主たる事業所を有する法人、個人、団体が製造する商品であり、四日市市内で生産（栽培、飼育又は採取）された原材料を使用した商品又は、四日市市内で製造、加工された商品とする。

【認定基準】

認定審査では、以下の基準を基に審査を行い、認定の適否を協議する。

項目	独自性・希少性	優位性・市場性	将来性
配点	40点	40点	20点
ポイント	①「泗水十貨店」のブランドコンセプトと整合している。 ➡ <b>こだわり、チャレンジ精神</b>	④味や見た目、機能性において、他の商品よりも優位性が認められる。 ➡ <b>購入意欲の刺激</b>	⑦市の歴史、文化、伝統、風土などを活かした商品である。 ➡ <b>市の歴史・文化の発信</b>
	②類似商品が少ない、または希少性が認められる。 ➡ <b>アイデア、独自性、希少な材料</b>	⑤価格設定に妥当性があり、一定の売上が期待できる。 ➡ <b>品質と価格のバランス</b>	⑧市のイメージ向上や、市の特産品、地場製品の地位向上に貢献できる。 ➡ <b>ブランド発展への意欲、他の認定品への波及効果</b>
	③生産や製造の過程で高い技術や独自の工夫が施されている。 ➡ <b>熟練の技術、独自の生産方法</b>	⑥生産・品質の管理体制が整えられ、市場への安定供給が可能である。 ➡ <b>供給・管理体制の整備</b>	

・特徴3 厳格な審査・認定制度②

魅力ある商品ラインナップを維持することを目的に、更新3年に1回の頻度で更新制とする。

【更新審査項目】

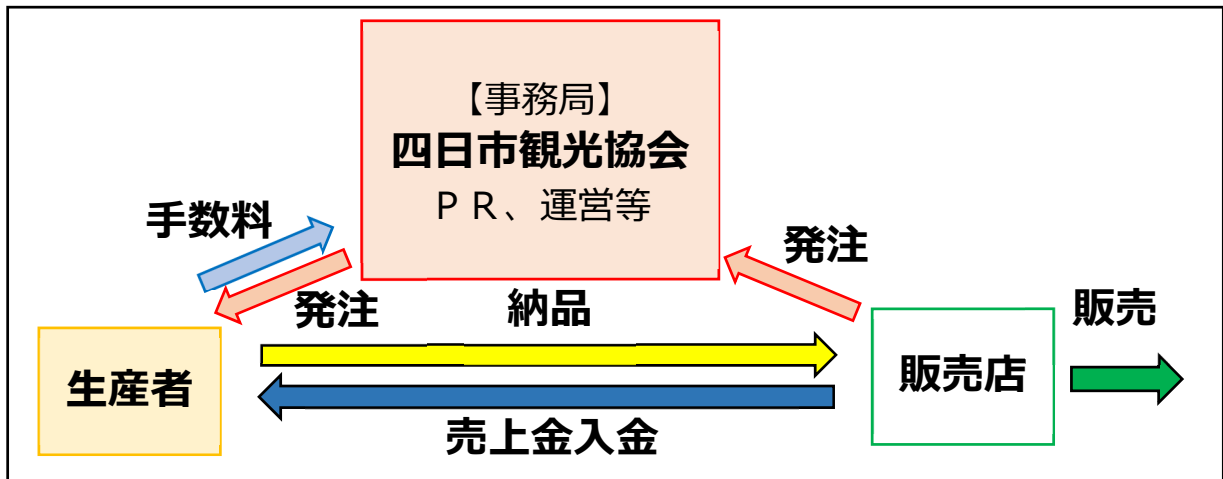
項目	①味や見た目、機能性において、他の商品よりも優位性が認められる。	(審査のポイント) 審査の項目は新規審査時の認定基準の「優位性・市場性」が中心となります。認定期間中の販売実績や供給体制を評価の軸とし、認定審査会が審査を実施します。
	②価格設定に妥当性があり、消費者の支持を得ている。	
	③生産・品質の管理体制が整えられ、市場への安定供給が可能である。	
	④ブランドの趣旨に沿った運営がなされている。	

店頭・イベント販売の他、企業からイベント景品用としての大量発注あり  
※販売店が継続して販売したいかどうか  
が審査のポイントとなる。



・特徴4 自走体制の構築

ブランド事業の継続・拡大を目的に、認定事業者の皆様から売上金の5%の手数料を負担いただきます。その資金は各種プロモーション費や次の認定品のデザイン費、事務局の運営費に充てられます。



観光協会は販売店から連絡を受けて生産者へ発注した数量を取りまとめ、  
四半期毎に請求書を発行。

(例) 商品価格：1,000円、3か月間の発注個数：300個の場合

→売上30万円

⇒30万円×5%＝1万5千円の仲介手数料

販売に係る手数料は販売店毎に異なるが、

食品：25%（委託手数料20%＋仲介手数料5%）

非食品：35%（委託手数料30%＋仲介手数料5%）を目安とする。

### 3. 商品紹介

・第1弾商品（8商品）



香るうちわ



濃い抹茶



ごはん鍋



四日市カステラ



伊勢水  
純正胡麻油



茶房露



なが餅



手延そうめん

・第2弾商品（5商品）



果のまま 梨



焼きかぶせ茶菓子



ひとしずく



オリーブ透明石けん



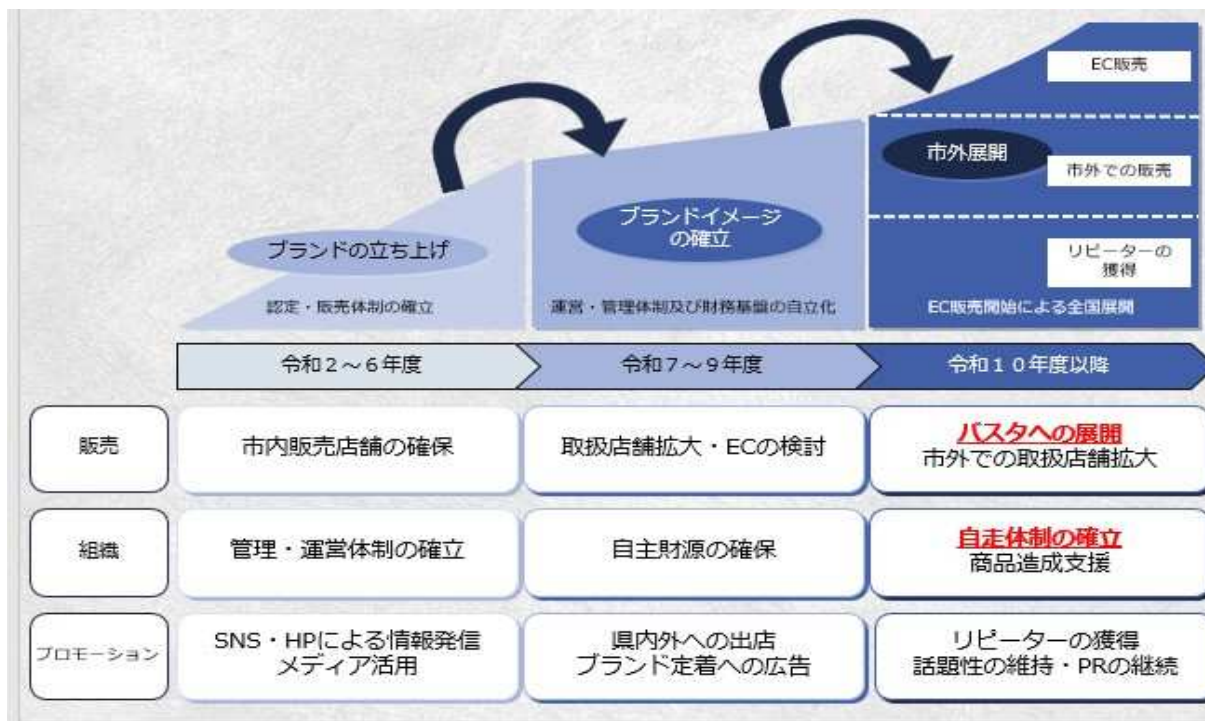
泗水ようかん

〈販売期間・場所〉

令和6年6月12日(水)～令和7年3月25日(火)

近鉄百貨店四日市店2階プラグスマーケット

4. 今後の展開



令和4，5年度：組織体制の確立と、四日市ブランドの認知度を着実に増加させる。

令和6，7年度：自主財源を確保するとともに、取扱店舗拡大・ECを検討する。

令和8年度以降：市外への出店、パスタ四日市の利用客向けの展開を進める。

商品造成支援、リピーター獲得を目指す。

## 5. 主な質疑・応答、意見

### <販売について>

Q. 累計販売額の推移は非常に良い数字であるが、今後は、どれくらいを目標とする予定か。

A. 13 商品でまずは 1000 万円を目標としているが、将来的な目標としては 1 億円を掲げている。理由としては、5%の手数料収入を見込んでおり、運営費用が年間 400 万から 500 万円かかると予想されるため、収益目標を 8000 万円から 1 億円と設定し、運営に必要な費用を確保したいと考えるためである。

Q. 800 万円以上の売り上げを 8 品で達成するという事は、1 品あたり約 100 万円の売り上げになる。この数字自体は良いものだが、生産者や出品者にとっては、その売り上げに対する経費や手間が大きな負担になると考えるが、1 品ごとの数字を伸ばしていくためのプロモーションについてどう考えるか。

A. 現状の 2 店舗の販売に加え、市外や県外、特に東京などの主要都市で販売店舗を拡大することが考えられる。

Q. 地元で知られていない状況で東京に出品しても意味がなく、四日市に来たらお土産として買ってもらえるように、市民へのプロモーションを優先すべきである。また、地場産業振興センターやプラグスマーケットには販売員がいないため、商品のブランドストーリーや経緯を伝えるために、経費をかけてでも販売員を配置すべきと考える。実店舗も重要で、特に駅に近い場所に店舗を設置し、ブランドストーリーや四日市の歴史をしっかりと伝えるプロモーションを確立することが大切ではないか。

A. 販売員を配置して商品の良さをきちんと伝え、購入してもらうことは非常に重要だと考えるため、検討していきたい。また、バスタがスタートしていく中で、円形デッキやバスタエリアに基幹店を確保することも重要であると認識しており、さらに、サービスエリアなども考慮しながら、さまざまな取り組みを検討していきたい。

Q. 令和 7 年度の正式販売の具体的な形は決まっているのか。また、自走体制が整わなかった場合は、どのように対応するのか。

A. 令和 7 年度の正式販売に向けて、現時点で確固たる計画はまだ決まっていないが、今後は常設店を増やすことやイベントを通じて市外・県外でのプロモーションも検討している。例えば、東京で発信することで、名古屋のテレビ局などが取り上げやすくなるというメリットがあるため、東京でのプロモーションを通じてメディアの注目を集めることを考えている。しかし、市民にもっと周知するため、四日市や名古屋圏でのプロモーションも重要だと考えており、どこでどのような規模のオープニングイベントを行うかについては検討段階である。

Q. まずは販売チャネルを確立していくことが重要であるが、県外に出店することについては、売上を伸ばすためだけに県外に出すとブランドイメージを下げる可能性があるため、どのような販売チャネルを作るかが重要だと考える。また、現段階で生産者が仲介手数料の 5%と委託手数料の 20%を払うことについて、生産者がこれを払う意味合いを感じているのか。

A. 生産者は、泗水十貨店に選ばれても利益が大きくなるわけではないと理解しており、四日市を盛り上げたいという思いから参加していると解釈している。行政としては、店舗の確保と販売の PR を行うことが最大の魅力であるとのアンケート調査の意見を反映して取り組んでおり、販売数が伸びれば赤字にならないと考えているため、手数料については、仲介手数料の 5%と委託手数料の 20%をお願いしている状況である。

(意見) 食品 25%、非食品 35%の負担は大きいと感じる。単純に5%の手数料だけを見ると、販売チャネルの拡充や販売方法の工夫が必要。ブランド化して四日市のイメージを高めるためには、並べるだけでなく、市場調査やマーケティングのプロと協力して商品開発を行うことが重要で、感性に訴えるマーケティングも必要だと考える。もし、泗水十貨店に認定されても事業者にもメリットがないとなれば、ブランドが後退してしまい、四日市のイメージも低下する恐れがあるため、確固たるブランドデザインや計画を立ててもらいたい。

Q. 価格帯について、例えば、結婚の挨拶や実家への手土産、出張の手土産など、それぞれの手土産の相場があるため、ターゲットをどこに設定するかが非常に重要だと考える。特に帰省やお歳暮の時期などに、手土産として選ばれるような魅力的な商品を提供することで、潜在的なニーズを掘り起こすことができると考える。単独の商品での価格設定だけでなく、セットでいろいろな価格帯の商品を作り、魅力ある商品にしていくことが必要ではないか。

A. 例えば、商品をまとめて箱に入れたギフトボックスのような形態の話があり、今後考えていかなければならないと認識している。また、商品の数や個包装であることが会社でのお土産に適しているというニーズを把握しているため、お土産の数や量、形態についても検討を進めていきたい。

Q. 令和7年度のブランドオープンに向けて、現状のプラダマーケットや地場産業振興センターのスペースではプロモーションに対応するには不十分と考えている。実店舗の設置が必要で、売り場の確保と計画を真剣に進めるべきと考える。特に、ブランドオープン時に売り場が不足することは避けたいが、具体的な対応策はあるのか。

A. 現在のところ、2店舗での運営が続いており、近鉄百貨店などの大きなスペースの確保には至っていない。今後、近鉄百貨店や地場産業振興センターとの協議を通じて、スペースの確保を進めていきたい。また、他の店舗の確保も視野に入れて検討していきたい。

Q. 泗水十貨店の宣伝に見合った販売体制を構築しないと、「来てみたら期待外れだった」となってしまう。特に、地場産業振興センターの運営においては、専門スタッフを配置し、接客の質を向上させる必要があるのではないか。

A. 説明ができる販売スタッフを配置することは、非常に重要であると認識しているため、改善に取り組んでいきたい。

Q. 三十三総研は、どのような役割を担っているのか。

A. 三十三総研は、システム構築、販売の流れや店舗の確保などを担当している。デザイン部分については、別のデザイン会社に協力してもらっている。

(意見) 自走開始になるまでに全然売れなくなってしまったら意味がないため、三十三総研にはもっと真剣に取り組んでもらうべきと考える。三十三総研に対して、スケジューリングやコンセプトなどをしっかり押さえるように伝えてもらいたい。

Q. 令和7年度の本格運用に向けた計画は、いつごろ具体的になるのか。

A. 令和7年度予算要求時に計画の大枠を固め、2月定例月議会の予算議案で委員に提案する流れとなる。

Q. 自走体制を構築する上で、具体的な販売目標や売上目標を明確に設定する必要がある。特に、どの製品をどれだけ売るかなど、具体的な数値を示すことが重要だと考える。現在の進め方では、失敗する可能性が高いため、最初の段階で確固たる目標設定を行い、コスト意識を持つことが重要である。場合によっては、事業を中止することも視野に入れ、そのための基準を設け

ておくべきである。また、店舗を増やすことは必ずしもプラスにはならないため、慎重に考える必要があるのではないかと。

A. 1億円の売上目標については理解しやすい目標として設定したものの、運営費用が500万円かかるため、それに見合う売上が必要であると認識している。現段階では2000万円から3000万円程度の売上を見込んでおり、当初から想定している30品目となれば、5000万円の売上を目標とすることは可能であると考えている。

(意見) 事業者も税金が投入されていることもあり、一度乗り出したら引くに引けなくなる状況もあると考える。机上の話で1億円や5000万円の売り上げと言っても、商品を1本売って1000円の売り上げでも利益が10円か20円しかないこともあるため、生産体制や在庫の問題も考慮するなど、いくつかの視点を持って取り組むべきと考える。

(意見) 事業撤退ラインの考え方について、今後の委員会などで示せるように要望する。

(意見) 三十三総研に多額の金額を支払って依頼しているため、三十三総研がどのように目標金額を考えているのかを明確にすることが必要だと考える。その数字を基に、今後、事業を続けるために何をすべきかを再構築してもらいたい。

Q. EC販売について、三十三総研から具体的な数字は示されているか。

A. EC販売については、本市を訪れる人へのおもてなしの一環としてオンラインでの販売に位置づけるべきか、市民が利用することを重視して、市内での販売に位置づけるべきか、具体的な方針は決まっていないが、EC販売は将来的に取り組むべきだと認識しており、令和10年度以降に向け計画を進める予定である。現時点では、EC販売における具体的な目標金額はまだ設定されていない状況であるため、今後、具体的な目標を設定する必要があると考えている。

#### <商品審査について>

Q. 商品審査の合格率はどれくらいか。

A. 278社にアンケートを実施し、そのうち117社から回答があった。回答があった117社の中で、泗水十貨店に興味があり参加する意思があると答えたのが45社あり、実際に商品を提供したのは18社であった。最終的に、そのうちの8社を採用した。

Q. 興味があったが出品しなかった27社は、なぜ出品しなかったのか分析しているか。

A. 新しい製品を開発するためには費用を要するため、参加を見送ったとの声は聞いている。

Q. 新しい製品でなくても、出品することはできるのか。

A. 全てが新しい製品もあるが、既存の製品の場合、新たなこだわりを持たせるようお願いしている。

Q. 四日市市内で生産された素材や加工・完成された商品が条件となっているため、市外で生産された食材を使用して四日市市内で加工した製品であれば、条件を満たすということか。

A. 例えば、小麦粉を始めとする素材は、輸入品が多いため、四日市市内の業者が手がけた製品であれば可としている。

Q. 辞退した事業者の中には、手数料がゼロであれば参加すると言った事業者もあったと聞いている。高価格の商品は富裕層にしか買えず、令和7年度からはさらに厳しい状況になるのではないかと。まだ本格的に立ち上がっていないため、断念することは可能である。市から辞めることは難しいかもしれないが、意見を聞いて判断してほしい。今後の委員会等で、必要な販売数量、生産体制、採算の見通し、本格運用時の撤退の可能性について明確にしてほしい。また、

事業者が無駄な努力を強いることは賠償問題にもなりかねないし、頑張っても利益に繋がる仕組みが整っていないのは問題ではないか。

- A. 現在、試験販売に協力してもらっている事業者が継続的に生産できるように支援する必要があることを認識している。これまで進めてきた取り組みを確立するためにこういった形で進めていくべきか、改めて精査して示していきたい。

<名称について>

- Q. 名称について、「泗水十貨店」の正しい発音は「じっかてん」であるのに、多くの人が「じゅっかてん」と読んでいる。覚えてもらいやすくするためには、正しい発音を求めるよりも、ブランド名が広く認識されることが重要であるため、令和7年度の本格運用のタイミングで名称を「じゅっかてん」に変更してはどうか。
- A. 「じっかてん」と強調して伝えるように努めているが、今後については、協議していきたい。(意見) 菰野町のポスターが上手なキャッチコピーで全国的に注目を集めたことがある。それと同じ考えで、「じっかてん」を「じゅっかてん」と読む現象を逆手に取り、意図的に「じっかてん」としてアピールしてブランド名の認知度を高める戦略は効果的ではないかと考える。

## 6. まとめ

令和7年度の本格始動に向けたプロモーションについては、市外向けに販売を拡大するだけでなく、市民へのプロモーションを優先すべきとの意見があった。また、商品のブランドストーリーを伝えるための販売員を配置することで、認知度を向上させる必要がある。

商品開発と価格設定については、価格帯やターゲット設定が重要であり、手土産として選ばれよう魅力的な商品を提供するため、商品をまとめたギフトボックスの検討や、個包装にすることが会社のお土産に適するというニーズがあるため、販売チャネルの確保を進める必要がある。

また、本格始動するにあたっては、多くの来訪客が予測され、さらなる売り場面積の確保や販売スタッフによる商品説明の強化が不可欠となる。今後、バスタ整備によって、近鉄四日市駅前が本市を訪れる人の玄関口となることを見据え、バスタ周辺での販売場所を確保していく計画だが、より販売が強化されるように、産業生活常任委員会としても注視していく必要がある。

最終目標である自走体制を目指すにあたっては、撤退基準を持っておくべきとの意見があった。自走体制を目指すためには、三十三総研と密に連携し、調査・検討する必要があることを要望し、調査報告とする。

---

### [委員会の構成]

委員長	小田	あけみ
副委員長	田中	徹
委員	伊世	利子
委員	荻須	智之
委員	上	麻理
委員	川村	幸康
委員	中川	雅晶

委 員 諸 岡 寛

産業生活常任委員会

○病院施設更新に向けて

[調査テーマについて]

市立四日市病院は、昭和53年に現在地に移転してから、40年以上が経過している。令和20年頃に、目標耐用年数である60年を迎えることから、病院施設の更新計画を検討していく必要がある。検討するにあたっては、どのようなスケジュールで進めていくのか、どのような課題があるのか、現在の検討状況を調査研究することとした。また、場所の選定や建物の構造については、通院患者や医療従事者にとって、利用しやすい施設とするには何が重要かという点も含め、所管事務調査を実施することとした。

1. 経緯

(ア) はじめに

市立四日市病院は、昭和53年に現在地へ移転新築後、40年以上が経過しているが、目標耐用年数である60年を迎える令和20年(2038年)頃までは、現在地で病院運営を継続していくこととしている。

そのため、現在、未改修部門を中心とした改修を進めるとともに、患者が安全、安心で快適に過ごせるような医療環境の改善や、医療従事者にとっても働きやすい労働環境の整備を令和8年度中の完了を目指し、適宜進めている状況である。

一方、目標耐用年数を迎える令和20年以降の新たな病院施設での切れ目のない運営を見据えて、今年度から病院施設更新計画の策定に向けた取り組みに着手するとともに、現総合計画の中間見直し(分野別基本政策)においても、病院施設の更新について検討及び取り組みを進めることを新たに盛り込む予定である。

(イ) 総合計画上の位置づけ

分野別基本政策      政策8 健康・福祉・医療

基本的政策            No. 23 質の高い医療を安定的に提供する体制整備

推進計画事業名      病院施設更新計画検討事業

・令和6年度(1年目)      病院施設更新計画策定に向けた課題抽出・整理

〔 期 間      令和6年8月9日から令和7年3月14日まで  
業務委託料      40,700,000円  
受託者      株式会社山下設計 中部支社 〕

・令和7年度(2年目)      病院施設更新計画策定に向けた基礎調査

・令和8年度(3年目)      病院施設更新計画策定に向けたあり方検討

## 2. その後の予定

- ・令和 9 年度（4 年目） 新病院の基本方針（施設規模や立地などを含む） 策定
- ・令和 10 年度（5 年目）～ 新病院の基本構想 策定、用地交渉

~~~~~

- ・令和 20 年度（15 年目） 工事完了、開院準備
- ・令和 21 年度 4 月 新病院 開院

## 3. 令和 6 年度の実施状況報告

現在地で病院の建て替えを想定した場合の工事・建物計画について 2 パターンの検討を行い、現地建て替えに起因する様々な課題の抽出・整理を実施した。

### ●パターン 1：北側敷地拡充

診療業務に影響を与えることなく新病院建築は可能であるが、動線効率や部門間連携が良い機能的な病院を実現できない可能性が高い。

また、工事期間中における駐車場の運用面で課題があるほか、生活道路や商業施設の廃止が必要となるなど、地元を与える影響が極めて大きい。

#### 主な課題)

- ・既存建物解体時、院外南駐車場等から新病院までの動線（公道経由）が長くなるため、安全性・利便性が低い。
- ・生活道路である公道 2 本を廃道する必要があるため地元住民への影響が大きい。
- ・日常生活に密着する商業施設が無くなるため地元住民への影響が大きい。

### ●パターン 2：南側敷地拡充（隣地駐車場）

診療業務への影響を最小限に留め新病院建築は可能であるが、動線効率や部門間連携が良い機能的な病院を実現できない可能性が高く、C 病棟の継続利用についても可能ではあるものの利用価値が低い。

また、工事期間中に不足する職員駐車場への対応の面でも課題があるほか、2 度目となる道路の付替えが必要となるため地元への影響がある。

#### 主な課題)

- ・C 病棟を継続利用できるが、有効に使える部分が 2 割程度であり利用価値が低い。  
また、将来増築を行う際には、C 棟の解体や減築が必要となる。
- ・7 年以上の長期にわたる工事期間中、職員駐車場が大幅に不足するため、職員の通勤手段の確保が必要となる。

・現病院建設時に付替えた道路を再度付替える必要があり、地元住民への影響がある。

本業務では、各部門の詳細な平面計画の検討までを行い病院施設の将来性や機能性も踏まえて評価を行う予定としていたが、地元に与える影響をはじめとした大きな課題が明確になったため、詳細検討は行わず、その部分については減額の変更契約をして業務完了とする。

また、上記のとおりパターン1及び2の両案とも、現在地での建て替えは不可能ではないものの課題が大きいことから、今後は移転も視野に入れて最適な建て替え場所について検討する必要がある。そのうえで、現在地で建て替える場合（今年度業務）と別の候補地に移転する場合の優位性を比較検討することにより市民にとって最適な建設地の選定を行っていききたい。

#### 4. 主な質疑・応答、意見

Q. 将来的に診療科目が増え、診療フロアが不足する可能性を考慮して、余剰スペースを設けることはできるのか。

A. 医療の進歩に対応するため、柔軟に対応できるように設計したいと考えているが、建設費や容積率の問題があることから、最初から余剰スペースを見込むのは難しいと考える。

Q. 現在地で建て替える場合、従来通り井戸は使用できるのか。

A. 現在の井戸を引き続き使用できる見込みである。

Q. C病棟は2割しか使えないというのはどういう意味か。

A. C病棟は階高の問題で渡り廊下の設置が難しく医療従事者の移動に支障があるため、全体の2割程度しか利用できない見込みである。そのため、新病棟に医療部門を集約し、C病棟には主に事務局や倉庫を配置する方針である。

Q. 周辺の用地取得の見込みについて、周辺の土地代が高いため、場所の移転も視野にあると聞いたことがあるが、どのような状況か。

A. 地権者と話をしておらず、可能性の検討段階であり、具体的な見込みは立っていない。

Q. 工事が始まる令和11年度までの4年間のスケジュールを確認したい。

A. 今年度は現状の課題整理を行ったところである。令和7年度は地域医療環境や病院の経営分析などの基礎調査を実施する。令和8年度はこれらの調査を基に将来の病院のあり方を検討し、令和9年度には新病院の規模や立地について検討する。令和10年度から基本方針に従って新病院の構想を策定し、用地交渉を行う予定である。

Q. 用地買収するにあたっては地域住民や周辺環境に配慮するとともに、時間を要するため、早期に進める必要がある。4年間という短期間での完成を目指すための方向性について、どのように考えるか。

A. 土地の確保が1区画でも欠けると計画が成り立たないため、なるべく前倒しで進め、丁

寧に対応していく方針である。

Q. 現在地以外の場所への移転については、今後、検討の予定はあるのか。

A. 今年度は、現在地に残る場合の検討を行ったが、令和7年度と8年度は現在地に残るかどうかに関係なく、病院の現状や将来のあり方を広い視点で検討する予定である。

Q. 現在地以外の場所への移転の検討は、どのようなスケジュールで実施するのか。

A. 令和8年度に病院の将来のあり方を検討し、その結果、別の場所への移転が適切と判断されれば、令和9年度に移転するのか現在地に残るのかを決定する予定である。

Q. 令和9年度から検討を始めると時間的に間に合わない可能性が高いことから、現段階で既に移転の予定がないと見なされるのではないか。今後、交通の要衝となる北勢バイパスが開通する地域であれば、広大な敷地を安価に確保できる可能性もあるため、現在地に固執しない柔軟な検討が必要ではないか。

A. 現時点で今の場所に固執するつもりはない。現在の病院が使用している5万2000平方メートルの土地には借地が含まれており、周辺土地の敷地内には道路が通っていることや、斜線制限や日影規制があり効率的な建物を建築することが難しい状況である。また、名古屋市や津市から近鉄特急を利用して通勤する医師が多いため、特急停車駅から近いエリアが望ましいことや、災害に強い場所であることも条件として挙げられるため、こうした条件に合う用地を軸に、移転の検討もしていきたい。

Q. 道路やダム建設などの場合、国が強制収用を行うことがあるが、自治体にも法的な権限はあるのか。

A. 法的に可能であるが、強制収用による係争の可能性が高いことを考慮すると、完了する期間が読みづらくなる手法は、避けるべきだと考える。

Q. 強制収用することによって、期間が読みづらくなるとはどういうことか。

A. 長期間にわたって係争が続く可能性もあり、それよりも合意に基づいて円満に進める方が時間的に有利だということである。

(意見) 強制収用は法律上、最後の手段とされており、基本的には避けるべきであるが、病院のように人命に関わる施設では検討の余地があると考えため、選択肢として強制収用も考慮すべきだと考える。

Q. 強制収用は、過去にどの程度あるのか。

A. 本市での強制収用は過去にほとんど事例がない。

Q. 医療職からは、どのような意見があるのか。

A. 医療職からは縦に高い病院は、上下階の移動が患者に負担を与えるため、自由度の高い病院が望ましいとの意見を受けている。今回の案をたたき台として、様々な意見を取り入れながら、他の案も示す予定である。

Q. 現在の建物の延べ床面積はどれくらいか。

A. 現在の建物の延べ床面積は5万1568平米であるが、増築を重ねた結果、廊下が多く非効

率な構造になっている。

Q. エレベーターの設置部分は、延べ床面積に含まれるのか。

A. 含まれる。現在と同じ機能を持つ新しい建物を建てる場合、高層化することによるエレベーター待ちが発生しないように多くのエレベーターを設置する必要がある。その結果、エレベーターが占める面積が増え、建物の効率が悪くなる可能性が高い。

Q. 現在地以外に移転する場合、患者や医療機器の移動の負担が発生するのはないか。

A. 入院患者にとっては移動距離が長くなるため、負担が増える。また、医療機器に関しては、シームレスに営業を続けるためには、新しい建物に同様の設備を整備する必要があるため、医療機器の更新タイミングを調整し、費用を最小限に抑えることが重要である。

Q. 医療機器の更新時期と移転の時期を調整することは可能か。

A. 非常に難しい。

Q. 医療機器の移動距離は問題ではないのか。

A. 医療機器の移動距離は問題ではないが、例えば、MRI のような機器が使用できない期間が生じるのは避けたい。

Q. 現在地以外での案も示し、市民にわかりやすく説明すべきではないか。

A. 今回の調査は、現状の場所に病院を残す場合の課題を整理することが主な目的である。今後、移転する場合の候補地の情報と、今回の案を比較することで最適な選択肢を見出す方針である。

Q. 移転先を検討する上で、他の病院との位置関係は考慮するのか。

A. 他の病院の意見も聴きながら、検討していきたい。

Q. 基礎調査は、移転先を含めた上での在り方検討ではなかったのか。

A. 令和7年度は病院周辺の状況などを調査し、地域の医療課題を把握する段階である。令和8年度に病院の移転先や現地に留まるべきかを議論し、令和9年度に最終的な決定を出すことを目指したい。

(意見) 現在地で建て替えることの問題点があることを踏まえると、令和11年の着工に間に合うのか疑問に感じる。

(意見) 意思決定において取り返しのつかないミスを避けるため、市立四日市病院の過去の経緯を把握し、過去の経験から学ぶべきだと考える。また、都市病院と地方病院の違いを考慮することに加え、複数の病院の経験を参考にして、新たな視点での検討が必要ではないか。

Q. 期限が決まっていると、慌てて判断ミスが起こることが懸念されるため、前もって情報を集め、最適な意思決定をしてもらいたい。また、医師の確保は病院の建設とは別に考えるべきであり、交通の便に頼らない解決策も検討する必要がある。例えば、医師専用の交通手段を提供するなど、柔軟に対応してはどうか。

A. 他の病院の建て替え事例や医師の通勤方法、確保の方法を調査し、参考にしていきたい。

地域医療構想との整合性を保ちつつ、市立四日市病院の今後の役割を見据え、他院とも連携しながら進めていきたい。

(意見) 意思決定する時は、他人の意見に影響され、先入観が入り込むことがあるため、先入観を排除し、多様な視点で考えることが重要である。

Q. 市内北部は、人口増加地域であるにもかかわらず、個人病院の減少が深刻で、医療需要が高まっている。このため、北部の医療施設の拡充を検討すべきではないか。

A. 市立四日市病院だけで全ての医療を支えることはできないため、県の医療政策に基づき、三四地域医療構想の枠組み内で医療施設の立地を検討していきたい。

Q. 市内南部も医療施設が不足しているため、医療施設の拡充が必要である。また、赤字が続く中で、580 億円の負担が必要となるが、その財政負担についてどのように考えているのか。

A. 580 億円の負担は、現在の経営状況では困難な課題であると認識しているが、財源については国の支援や市の財政部局と協議しながら、他の病院の取り組みを参考にし、将来の需要を見込んだ施設規模に見合った経営を目指す必要があると考える。

Q. 工事費だけでなく、土地の取得費や引っ越し費用などの全てのコストについて、いつ頃にある程度の予測を立てられるのか。

A. 令和 20 年以降の病院の規模、診療科数、病床数などを検討することが重要と考えており、これらの要素を明確にしないと、具体的な建物の費用を算出することは難しいと考える。令和 9 年度中には、これらの要素が見える形になることを目指している。

(意見) 公共交通機関を利用して、市立四日市病院に通院する際、近鉄四日市駅からタクシーを使うことがしばしばある。タクシーを利用すると、費用が高額になるため、新しい病院を計画するにあたっては、交通アクセスを重視してもらいたい。

## 5. まとめ

今回の調査では、市立四日市病院の更新計画について、現在地で実施する場合に実現可能かどうかという視点で作成した案についての議論を行った。現在地での計画は不可能ではないものの、用地面積や用途規制により、高層化せざるを得ない状況である。高層化した場合、患者や医療従事者に、移動時の負担を課すことになり、デメリットが発生することが避けられない。また、解決策として、エレベーターを増設すると、その分の面積が増え、効率の良い建物を設計することができないという問題が発生する。

今後は、現地建て替えだけでなく、移転も視野に入れた最適な建設地を検討していく予定である。場所の選定にあたっては、利用者の利便性や今後の交通網の変化等を考慮して、様々な意見を取り入れて、最良の場所を選定することを要望し、調査報告とする。

---

[委員会の構成]

|      |   |   |     |
|------|---|---|-----|
| 委員長  | 小 | 田 | あけみ |
| 副委員長 | 田 | 中 | 徹   |
| 委員   | 伊 | 世 | 利子  |
| 委員   | 荻 | 須 | 智之  |
| 委員   | 上 | 麻 | 理   |
| 委員   | 川 | 村 | 幸康  |
| 委員   | 中 | 川 | 雅晶  |
| 委員   | 諸 | 岡 | 覚   |

産業生活常任委員会

○市立四日市病院の感染症対策について

[調査テーマについて]

市立四日市病院では令和3年1月に、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする「第四次市立四日市病院中期経営計画」を策定した。その後、公立病院に対する国のガイドラインが策定され、その中で新興感染症に係る事項が追加されたことなどに伴い、当該計画を見直す必要が生じた。同ガイドラインで要請された要件を満たすよう、計画の内容を見直すとともに計画期間を令和9年度まで延長し、令和5年10月に改訂した。

令和7年1月に、高病原性鳥インフルエンザが過去にないペースで発生したことを受け、過去の新型コロナウイルス感染症対応において培われた知見を踏まえた、市立四日市病院における現在の感染症対策の実施状況及びその適応性について、どのような取組を行っているのか、所管事務調査をすることとした。

## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症への対応の教訓を踏まえ、次の新興感染症の発生・まん延時において、迅速かつ的確に保健・医療提供体制を整えることができるよう「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）や「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等に基づき、都道府県が「感染症予防計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定して対応している。

また、新型コロナウイルス感染症拡大時に公立病院の果たすべき役割が改めて認識され、国が策定した「公立病院経営強化ガイドライン」においても、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組を「公立病院経営強化プラン」に盛り込むことを示している（市立四日市病院ではこれに基づき第四次市立四日市病院中期経営計画を改訂した）。

これらの計画に基づき、市立四日市病院は急性期医療、感染症医療を担う医療機関の一つとして、以下の取組を行っている。

## 2. 感染防止対策における基本的な考え方

標準予防策・感染経路別予防策を基本とし、医療関連感染の防止に組織的な対応を行い、全医療従事者感染防止に留意し、良質な医療を提供する。

## 3. 中期経営計画に掲げる新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組項目

令和4年3月に「公立病院経営強化プラン」において、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組を盛り込むよう示されたことを受け、市立四日市病院では計画期間中であつた「第四次市立四日市病院中期経営計画」にその内容を追加することとした。そして、令和5年8月定例会議の産業生活常任委員会にて報告を行い、同年10月に「第四次

市立四日市病院中期経営計画 改訂版」を公表した。この改訂版には、以下の6つの取組項目を追加した。

- 1 感染拡大時に活用しやすい病床や転用スペース等の確保
- 2 感染拡大時における各医療機関の間での連携・役割分担の明確化
- 3 感染拡大時を想定した専門人材の確保・育成
- 4 感染防護具等の備蓄
- 5 院内感染対策の徹底
- 6 クラスタ発生時の対応方針の共有

#### 4. 取組項目の内容と現状

##### (1) 感染拡大時に活用しやすい病床や転用スペース等の確保

市立四日市病院は、二類感染症（結核、ジフテリア等）及び新型インフルエンザ等感染症患者の入院治療を担当する第二種感染症指定医療機関として三重県知事からの指定を受けており、感染症病床2床を保有している。

新型コロナウイルス感染症流行時には、重点医療機関の指定を受けるとともに、患者の受入れに際しては、感染症患者と動線を分離するため、基本的には別棟の救急病棟を受入れ病棟に転用して対応し、患者数や患者の状態に応じて、元々の感染症病床やHCU等も活用しながら重症・中等症患者を含む感染症患者を職員一丸となって受け入れてきた。

また、新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関でもあり、その役割を担うため、患者の動線分離を念頭に場所を確保した上で、発熱外来を設置し、感染症の検査や発熱患者の診察を行ってきた。新興感染症発生時には、新型コロナウイルス感染症で得られた知見を踏まえ、感染症病床のある病棟をはじめ、感染力が非常に強い場合などその感染症の特性に応じて救急病棟を転用するなど、状況に応じて適切な転用病棟を選定していく。

##### (2) 感染拡大時における各医療機関の間での連携・役割分担の明確化

市立四日市病院では、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに際し、三重県医療調整本部からの指示の下、重症・中等症の患者を中心に受け入れてきた。

今後も、新興感染症発生時には急性期医療を担う基幹病院として、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ時と同様に、重症・中等症の患者を中心に受け入れていく。また、回復期に入った患者については、積極的に連携先の後方病院への転院を図り、新たな患者の受入れに備える。

さらに、感染症法に基づき、三重県と市立四日市病院は協議を重ね、令和6年3月19日に医療措置協定を締結した。（※後述 5. 感染症法に基づく医療措置協定）

### (3) 感染拡大時を想定した専門人材の確保・育成

市立四日市病院では、新型コロナウイルス感染症発生時以降、感染予防・管理に関する専門的な知識や高度な技術を用いて実践・指導・相談の役割を果たす感染管理認定看護師のほか、感染管理医師を含む多職種で構成される院内の感染対策チーム（ICT）を中心として、院内における感染防止対策を実施してきた。

新興感染症発生時には、新型コロナウイルス感染症で得られた知見を踏まえ、感染管理医師、感染管理認定看護師を含む多職種で構成される院内の感染対策チーム（ICT）が中心となり、院内における感染防止対策を実施できるよう、感染管理認定看護師等の確保・育成に努める。

なお、感染管理認定看護師については、当院では現在3名を確保している。

### (4) 感染防護具等の備蓄

市立四日市病院では、新型コロナウイルス感染症の発生時に感染防護具等が不足した経験を踏まえ、それ以降、感染流行時にも不足が生じることのないよう、備蓄数量を増やしている。

新興感染症発生時には、新型コロナウイルス感染症で得られた知見を踏まえ、感染防護具や消毒液等が不足しないよう、平時から感染拡大時に必要となる物品の計画的な備蓄と更新に努める。

- ・三重県との協定に基づき、個人防護具の種類と備蓄量を規定し、備蓄を行っている。

(※後述 ○個人防護具の備蓄)

### (5) 院内感染対策の徹底

市立四日市病院では、これまでも全職員に対して年2回の感染防止対策研修会を開催することで、院内感染防止に努めている。

今後も、感染管理医師、感染管理認定看護師を含む多職種で構成する院内の感染対策チーム（ICT）を中心に、院内での研修会等を開催し、全職員に年2回以上の受講を義務付けることによって、院内感染防止についての意識を高めるとともに、他の医療機関の感染管理部門との合同カンファレンスの開催や相互評価を行うことで、他院の優れた取組を取り入れるなど、感染管理体制のレベルアップを目指している。

- ・多職種で構成する感染症予防対策委員会を毎月開催している。
- ・全職員を対象に、令和6年度は院内感染対策研修会を8月と2月の2回開催した。
- ・感染対策向上加算に関して、令和6年度は10月にみたき総合病院、主体会病

院、当院との連携を希望する外来医療機関（診療所）と感染対策訓練を実施し、11月には三重県立総合医療センターと相互評価を行い、院内ラウンドを実施した。

#### （6）クラスター発生時の対応方針の共有

市立四日市病院では、新型コロナウイルス感染による院内クラスター発生時において、市保健所や三重県と緊密に連携し、三重県から派遣されたクラスター班の指導を踏まえて対応してきた。

今後、新型コロナウイルス感染症で得られた知見を基に、院内クラスター発生時には医療提供体制を維持するため、他病院との定期的な情報交換を行うとともに、院内クラスター発生時の対応方針の共有に努める。

### 5. 感染症法に基づく医療措置協定

#### （1）医療措置協定の概要

医療措置協定とは、令和4年12月の感染症法の改正において新たに規定された制度である。この制度は、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭（※）に、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（新興感染症）への対応を強化するため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた新興感染症対応に係る協定を締結する仕組みである。

（※）新型コロナウイルス感染症の発生・まん延時において、各医療機関が担っていた機能（入院、発熱外来など）について、新興感染症発生時にも同様の機能を担うことを想定。

○県と医療機関との協定の締結項目（対象項目は各医療機関による）

|     | 協定内容          |      |                 |      |      |              |    |
|-----|---------------|------|-----------------|------|------|--------------|----|
|     | 入院<br>(病床の確保) | 発熱外来 | 自宅療養者<br>への医療提供 | 後方支援 | 人材派遣 | 个人防护具<br>※任意 | 検査 |
| 病院  | ○             | ○    | ○               | ○    | ○    | ○            | ○  |
| 診療所 |               | ○    | ○               |      |      | ○            | ○  |

|                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#f9c79f; border:1px solid black;"></span> 第一種協定指定医療機関 |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#cccccc; border:1px solid black;"></span> 第二種協定指定医療機関 |

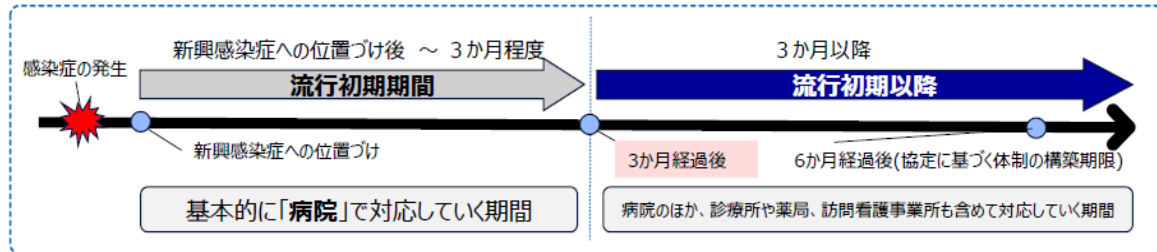
医療措置協定を締結した医療機関のうち、感染症患者の入院を受け入れる医療機関については、医療措置協定の締結にあわせて、感染症法に基づく「第一種協定指定医療機関」として、医療機関の開設者の同意を得て都道府県知事により指定される（当院は第一種協定指定医療機関）。

また、本協定を締結した医療機関のうち、発熱外来または自宅療養者等の対応を行う

医療機関については、本協定の締結にあわせて、感染症法に基づく「第二種協定指定医療機関」として、医療機関の開設者の同意を得て都道府県知事により指定される。

○協定による対応の開始時期

「流行初期」及び「流行初期以降」の期間については以下のとおりである。



(2) 市立四日市病院が三重県と締結した医療措置協定

協定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日となっている。

(いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、同一条件により3年間更新)

○医療措置の内容

|                               | 対応時期   | 流行初期 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度)                                                                                 | 流行初期以降                                                                                                                     |
|-------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| させに必要な医療を提供)<br>病床の確保 (患者を入院) | 対応内容   | 確保病床数: 12床<br>(うち重症者用病床数: 0床)<br>(うち感染症指定病床数: 2床)<br>対応可能な特別な配慮が必要な患者<br>妊産婦患者: 可<br>小児患者: 可<br>透析患者: 可<br>精神症状の悪化がある患者: 否 | 確保病床数: 18床<br>(うち重症者用病床数: 0床)<br>(うち感染症指定病床数: 2床)<br>対応可能な特別な配慮が必要な患者<br>妊産婦患者: 可<br>小児患者: 可<br>透析患者: 可<br>精神症状の悪化がある患者: 否 |
|                               | 即応化の期間 | 県からの要請後1週間以内に即応化すること。                                                                                                      | 県からの要請後2週間以内を目途に即応化すること。                                                                                                   |
| 発熱外来の実施                       | 対応内容   | 発熱外来の実施: 可<br>対応可能患者数: 25人/日<br>検査(核酸検出検査)の実施: 否<br>かかりつけ患者以外への対応: 可<br>小児への対応(14歳以下): 可<br>(対応可能範囲: 0歳~14歳)               | 発熱外来の実施: 可<br>対応可能患者数: 25人/日<br>検査(核酸検出検査)の実施: 否<br>かかりつけ患者以外への対応: 可<br>小児への対応(14歳以下): 可<br>(対応可能範囲: 0歳~14歳)               |
|                               | 即応化の期間 | 県からの要請後1週間以内に即応化すること。                                                                                                      |                                                                                                                            |

|               |      |                                                                                                                                     |                                               |                                                                                                                                         |
|---------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自宅療養者等への医療の提供 | 対応内容 | /                                                                                                                                   |                                               | 自宅療養者への医療の提供： 否<br>(高齢者施設における施設内療養者への対応： 否)<br>(障害者施設における施設内療養者への対応： 否)<br>(オンライン診療(電話診療を含む)： 否)<br>(往診： 否)<br>(参考)自宅療養者等への対応可能人数： 0人/日 |
|               |      | 宿泊療養者への医療の提供： 否                                                                                                                     | 宿泊療養者への医療の提供： 否                               |                                                                                                                                         |
| 支援 後方         | 対応内容 | 回復患者の受入： 否<br>病床の確保を行う医療機関の負担軽減のための一般患者の受入： 否                                                                                       | 回復患者の受入： 否<br>病床の確保を行う医療機関の負担軽減のための一般患者の受入： 否 |                                                                                                                                         |
| 医療人材の派遣       | 対応内容 | 感染制御・業務継続支援を必要とする高齢者施設等に対し、派遣を行うことが可能な医療従事者等の人数<br>総計： 1人<br>医師： 0人(うち県外派遣可能： 0人)<br>看護師： 1人(うち県外派遣可能： 0人)<br>その他： 0人(うち県外派遣可能： 0人) |                                               |                                                                                                                                         |
|               |      | 県(医療調整本部)への医療従事者等の派遣： 否<br>県(臨時の医療施設等)への医療従事者等の派遣： 可                                                                                |                                               |                                                                                                                                         |
|               |      | 他の医療機関等への医療従事者等の派遣： 可<br>うち県外の医療機関等への派遣： 否                                                                                          |                                               |                                                                                                                                         |
|               | 特記事項 | 新興感染症流行期には自院での対応のため派遣は難しいと考えているが、<br>図らずも派遣が可能な状況であれば協力。                                                                            |                                               |                                                                                                                                         |

### ○個人防護具の備蓄

新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるために備蓄する個人防護具の品目、数量については下記のとおりである。

| 品目              | 協定による備蓄数量                |        | R7.4.1現在の備蓄数量 |
|-----------------|--------------------------|--------|---------------|
| サージカルマスク        | 66,000枚                  | 3か月分相当 | 265,050枚      |
| N95マスク          | 8,500枚                   | 3か月分相当 | 9,980枚        |
| アイソレーション<br>ガウン | 9,700枚                   | 3か月分相当 | 13,200枚       |
| フェイスシールド        | 9,200枚                   | 2か月分相当 | 13,960枚       |
| 非滅菌手袋           | 1,286,000枚<br>(643,000双) | 2か月分相当 | 1,463,500枚    |

国は2か月分相当の備蓄を推奨しているが、市立四日市病院では三重県と協議した結果、マスク、ガウンについては3か月分相当を備蓄することとした。

現状、協定による備蓄数量を上回る十分な数量を備蓄できている。

【参考】三泗圏域における医療措置協定の締結状況について（令和6年12月末現在）

別表）流行初期における新興感染症に係る医療提供体制

| 協定締結<br>医療機関名                     | 流行初期 |      |             |    |    |         |      |      |      |
|-----------------------------------|------|------|-------------|----|----|---------|------|------|------|
|                                   | 入院医療 | 重症患者 | 特別な配慮が必要な患者 |    |    |         | 後方支援 |      | 外来医療 |
|                                   |      |      | 妊産婦         | 小児 | 透析 | 精神症状の悪化 | 回復患者 | 一般患者 |      |
| 三重県立総合医療センター                      | 14床  | 2床   | ○           | ○  |    |         |      |      | ○    |
| 市立四日市病院                           | 12床  |      | ○           | ○  | ○  |         |      |      | ○    |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター      | 4床   |      |             |    | ○  |         |      |      | ○    |
| 医療法人社団プログレス 四日市消化器病センター           |      |      |             |    |    |         | ○    | ○    |      |
| 医療法人富田浜病院                         |      |      |             |    |    |         | ○    |      |      |
| 医療法人社団山中胃腸科病院                     |      |      |             |    |    |         | ○    | ○    |      |
| 医療法人社団主体会主体会病院                    |      |      |             |    |    |         | ○    | ○    |      |
| 小山田記念温泉病院                         |      |      |             |    |    |         | ○    | ○    |      |
| 医療法人石田胃腸科病院                       |      |      |             |    |    |         | ○    | ○    |      |
| 医療法人徳新会 四日市徳新会病院                  |      |      |             |    |    |         | ○    |      |      |
| みたき総合病院                           |      |      |             |    |    |         | ○    | ○    |      |
| 社会医療法人居仁会総合心療センターひなが              |      |      |             |    |    |         |      |      |      |
| 水沢病院                              |      |      |             |    |    |         |      |      |      |
| 三重県厚生農業協同組合連合会<br>三重北医療センター菟野厚生病院 | 10床  |      |             |    | ○  |         |      |      | ○    |

別表) 流行初期以降における新興感染症に係る医療提供体制①(病院)

| 協定締結<br>医療機関名                      | 流行初期以降 |      |             |    |    |         |      |      |
|------------------------------------|--------|------|-------------|----|----|---------|------|------|
|                                    | 入院医療   | 重症患者 | 特別な配慮が必要な患者 |    |    |         | 後方支援 |      |
|                                    |        |      | 妊産婦         | 小児 | 透析 | 精神症状の悪化 | 回復患者 | 一般患者 |
| 三重県立総合医療センター                       | 22床    | 6床   | ○           | ○  |    |         |      |      |
| 市立四日市病院                            | 18床    |      | ○           | ○  | ○  |         |      |      |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構<br>四日市羽津医療センター    | 14床    |      |             |    | ○  |         |      |      |
| 医療法人社団プログレス<br>四日市消化器病センター         | 1床     |      |             |    | ○  |         | ○    | ○    |
| 医療法人富田浜病院                          | 1床     |      |             |    |    |         | ○    |      |
| 医療法人社団山中胃腸科病院                      | 2床     |      |             |    |    |         | ○    | ○    |
| 医療法人社団主体会主体会病院                     | 2床     |      |             |    |    |         | ○    | ○    |
| 小山田記念温泉病院                          | 4床     |      |             |    |    |         | ○    | ○    |
| 医療法人石田胃腸科病院                        |        |      |             |    |    |         | ○    | ○    |
| 医療法人徳新会 四日市徳新会病院                   | 1床     |      |             |    |    |         | ○    | ○    |
| みたき総合病院                            | 3床     |      | ○           |    | ○  |         | ○    | ○    |
| 社会医療法人居仁会総合心療センターひなが               |        |      |             |    |    |         |      |      |
| 水沢病院                               |        |      |             |    |    |         | ○    | ○    |
| 三重県厚生農業協同組合連合会<br>三重北医療センター 菟野厚生病院 | 9床     |      |             |    | ○  |         | ○    | ○    |

別表) 流行初期以降における新興感染症に係る医療提供体制②(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)

| 市町名  | 流行初期以降 |              |     |         |
|------|--------|--------------|-----|---------|
|      | 外来医療   | 在宅療養者等への医療提供 |     |         |
|      |        | 医療機関         | 薬局  | 訪問看護事業所 |
| 四日市市 | 116    | 69           | 129 | 16      |
| 菟野町  | 8      | 7            | 12  | 3       |
| 朝日町  | 4      | 4            | 2   |         |
| 川越町  | 4      | 2            | 3   |         |

## 6. 主な質疑・応答、意見

Q. 県内では、伊勢赤十字病院が第一種感染症指定医療機関である中で、北勢エリアでも第一種感染症指定医療機関が必要と考えるが県からの要請等はないか。また、第一種指定を受ける場合の財政的な課題についてどのように考えるか。

A. 現時点で県から第一種・第二種の感染症指定病床数を増やすべきとの要請はない。感染症対策に係るハード面での準備や運用等には課題がある中で、今後県から要請があれば対応を検討するが、現状、当院としては第二種感染症指定医療機関としての役割を丁寧に果たしていきたい。

Q. はしかの感染対策について、どのような対策をとっているのか。

A. 感染症病床として陰圧管理された病床が2室、ICUにも1室あり、空気感染が懸念される感染症については、これらの病床で対応する。

Q. 感染拡大時の医療機関間での役割分担や地域連携についての考え方を確認したい。

A. 患者の受入れについて、当院では重症・中等症の患者を中心に受け入れる中で、後方病院との連携については県の指示に基づいて対応する。また、受け入れた患者から感染を拡大させないための対策等については、地域の医療機関と連携して行い、スキルアップを図っていく。

(意見)未知の感染症や化学テロ事件も想定し、医療機関間の連携等をレベルアップしてほしい。

Q. コロナ時のように様々な医療的知見が示される状況においては、保健所から各医療機関への要請等についても、医療的な部分については保健所職員ではなく市立四日市病院の知見の下で行った方がスムーズだと考えるので、保健所との連携の中でもう少し踏み込んだ支援が必要ではないか。

A. 医療機関の役割は感染症等に備え、必要な医療リソースを他医療機関と連携して余すことなく提供することであり、感染症対策訓練等を通じてそのレベルを上げることである。その上で有事の際に県の指揮下で十分な対応ができるよう、情報共有や指揮命令の伝達方法等に係る現場の意見を県へ伝える仕組みについて、医師の知見も交えながら保健所や県と協議していきたい。

Q. 市立四日市病院では感染症流行時において、精神症状の悪化がある患者の病床は確保していないとのことだが、こうした患者への対応について他医療機関等と連携できているか。

A. 当院では常勤の精神科医がいないため、常勤の精神科医が在籍する他の病院に行ってしまうことになる。平時において、精神症状があり、かつ他の疾病がある患者については、常勤の精神科医が在籍する三重大学病院を紹介するなどの対応をしている。

(意見)現状、感染症流行時における精神症状の悪化がある患者について明確な連携ができているわけではないので、平時から、感染症流行時に受入れ可能な病院の案内等をすべき

と考える。

Q. コロナ時は県の方針の下、本市保健所が様々な業務を行っていたが、県の方針に従う必要はあるのか。本市独自の対応はできないのか。

A. 入院措置の対応に関しては、受入れ可能な病院が限られていたため県が一元的に差配していた。本市保健所によると、県へ意見は伝えたが、医療行政の仕組みが県単位で行われている中で、本市として独自性を発揮することは難しいとのことであった。今後も受入れ病床の効率的な活用をしていくためにも、県という大きな枠組みの中で調整されるものと認識している。

Q. 院内クラスター発生時に医療提供体制を維持するために他病院と定期的な情報交換を行うとのことだが、どの程度の頻度で行われているのか。また、対応方針は共有されているのか。

A. 院内クラスター発生時の対応という部分については院内で意思統一されているが、他病院との定期的な情報交換についても必要な時にその都度行っていきたいと考えている。

(意見) 対応方針の共有や情報交換を事前に行い、院内クラスターが発生した際に迅速に対応できるようにしてほしい。

Q. 有事の際に必要な医療用物資については市独自に備蓄してはどうか。

A. 物資調達工夫や備蓄の妥当性については他市の状況を参考に、本市保健所や県とも議論していきたい。

(意見) 備蓄するとどうしても無駄は出てしまうが、必要な医療用備蓄については、あらかじめ予算を確保するべきと考える。

## 7. まとめ

今回の調査では、新型コロナウイルス感染症拡大時の経験を踏まえ、市立四日市病院の感染症対策の現状と課題について多角的に議論を行った。

この中で、医療機関間の連携や本市保健所と各医療機関との情報共有、協力要請の在り方が議論されたが、感染症対策においてこれらが円滑に行われることが重要であるため、平時において関係機関と対応方針の共有や情報交換を行い、有事の際に一体的に対応していくことが望まれる。また、未知の感染症や化学テロ等が発生した際には市立四日市病院にも被害者の処置等の対応が求められるため、こうした部分も踏まえた連携等のレベルアップが必要になる。

また、市立四日市病院では、感染症流行時において精神症状の悪化がある患者については、常駐の精神科医がいないために病床確保ができない等の課題もあるため、有事の際の課題を整理し、可能な範囲で市民に事前に周知しておくことも重要である。

そのほか、有事の際に必要な医療用物資について、市立四日市病院では個人防護具等の備蓄を行っているが、それ以外に必要なものについては、県からの物資提供を待たずに対応できるよう、独自の備蓄も検討していく必要がある。

以上より、いずれの課題についても、平時からの対策が重要となるため、有事の際に市全体として円滑な対応が行えるよう、引き続き関係機関との連携、調整等を行うことを要望し、調査報告とする。

---

[委員会の構成]

|      |   |   |     |
|------|---|---|-----|
| 委員長  | 小 | 田 | あけみ |
| 副委員長 | 田 | 中 | 徹   |
| 委員   | 伊 | 世 | 利子  |
| 委員   | 荻 | 須 | 智之  |
| 委員   | 上 | 麻 | 理   |
| 委員   | 川 | 村 | 幸康  |
| 委員   | 中 | 川 | 雅晶  |
| 委員   | 諸 | 岡 | 覚   |

## 6. 行政視察報告書

令和7年3月10日

四日市市議会  
議長 石川 善己 様

産業生活常任委員会  
委員長 小田 あけみ

### 産業生活常任委員会行政視察報告

産業生活常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

#### 記

1. 視察日時                    令和7年1月29日（水）～1月31日（金）
2. 視察都市                    西宮市、岡山市、丸亀市
3. 参加者                      小田あけみ、伊世利子、荻須智之、上麻理  
                                 川村幸康、田中徹、中川雅晶、諸岡覚  
                                 （随員）川添将秀
4. 調査事項                    別紙のとおり

(西宮市)

1. 市勢 市制施行 大正 14 年 4 月 1 日  
人 口 482,467 人 (令和 6 年 4 月 1 日付)  
面 積 100.18 平方キロメートル
  
2. 財政 令和 6 年度一般会計当初予算 2,032 億 975 万円  
令和 6 年度特別会計当初予算 944 億 3,949 万円  
令和 6 年度企業会計当初予算 463 億 8,743 万円  
合 計 3,440 億 3,668 万円
  
3. 議会 条例定数 41  
5 常任委員会 (総務、民生、健康福祉、教育こども、建設)
  
4. 視察事項  
西宮市卸売市場再生整備事業について

1) 視察目的

西宮市には、公設の西宮市地方卸売市場（昭和 23 年開設）と民設の西宮東地方卸売市場（昭和 9 年開設）があったが、施設の老朽化のため、令和元年 7 月に、卸売市場の再生整備に向けて、公設市場を廃止し民設市場へ統合することとなり、令和 5 年 12 月 1 日に、新卸売市場が開場した。この市場では、一般向けのイベントやマルシェを開催するなど、多くの市民が参加できる取り組みを実施している。

本市には、昭和 54 年に建設された北勢地方卸売市場があり、現在、建て替えを検討している段階である。今後の市場の在り方を検討していく上でも、西宮市が取り組んでいる一般向けのイベントの開催など、市民が参加できるような事業について、本市の参考とすべく視察を行った。

2) はじめに

西宮市卸売市場は、施設の老朽化が著しく市場運営に支障をきたしていることなどにより、平成 25 年 3 月に西宮市卸売市場整備検討委員会において、「西宮市卸売市場整備基本方針」を策定し、基本方針として「食の流通拠点として西宮市卸売市場の再整備と

機能強化を図る」とし、「2つの卸売市場の一体化」、「民間による戦略的市場運営」、「現在地での整備」の3方針に沿って、新市場のあり方について、市場事業者で構成する「西宮市卸売市場再生研究会」で検討してきた。

新市場の整備方法については、これまで大きくは過去5回にわたり移転整備などを断念してきた経過やJR西宮駅に近い好立地であることから、現在地にて卸売市場の機能更新と地区全体のまちづくりを同時一体的に行うものが最適とし協議を進めてきたところである。

### 3) 事業概要

#### (1) 事業の名称

JR西宮駅南西地区第一種市街地再開発事業

#### (2) 施行者の名称

JR西宮駅南西地区市街地再開発組合

#### (3) 施行地区の区域及び面積

西宮市池田町の一部・約1.5ha

#### (4) 従前権利者(重複あり)

土地所有者60名、借地権者45名、借家権者43名

#### (5) 事業の目的

- ・新たな流通構造の変化に対応可能な西宮市の食の流通拠点として卸売市場を再整備する。
- ・圏域全体の活性化につながる地域都市機能の強化及び都市景観の整備を図る。
- ・西宮市の都市核にふさわしいにぎわいと魅力ある都市空間を形成する。

#### (6) 事業施行期間(予定)(令和6年4月時点)

自 令和元年(2019年)11月19日(組合設立認可公告日)

至 令和10年(2028年)6月

#### (7) 建築工事期間(予定)(令和6年4月時点)

着工令和3年(2021年)12月～竣工令和9年(2027年)6月

#### (8) 資金計画(令和6年4月点)

総事業費約313億円

#### 4) 従前の状況

##### (1) 卸売市場の再整備

- ・過去50年間に、5回の移転整備計画が持ち上がるも実現に至っていないかった。
- ・食の流通拠点として再整備と機能強化が求められていた。



【卸売市場の区域】

##### (2) 錯綜した権利関係の解消

- ・当地区は、登記地積と実測地積の相違、土地境界と建物配置の不整合、公図と実際の敷地位置の相違など、権利関係が非常に錯綜している。

##### (3) 災害時の被害軽減と土地利用の合理化

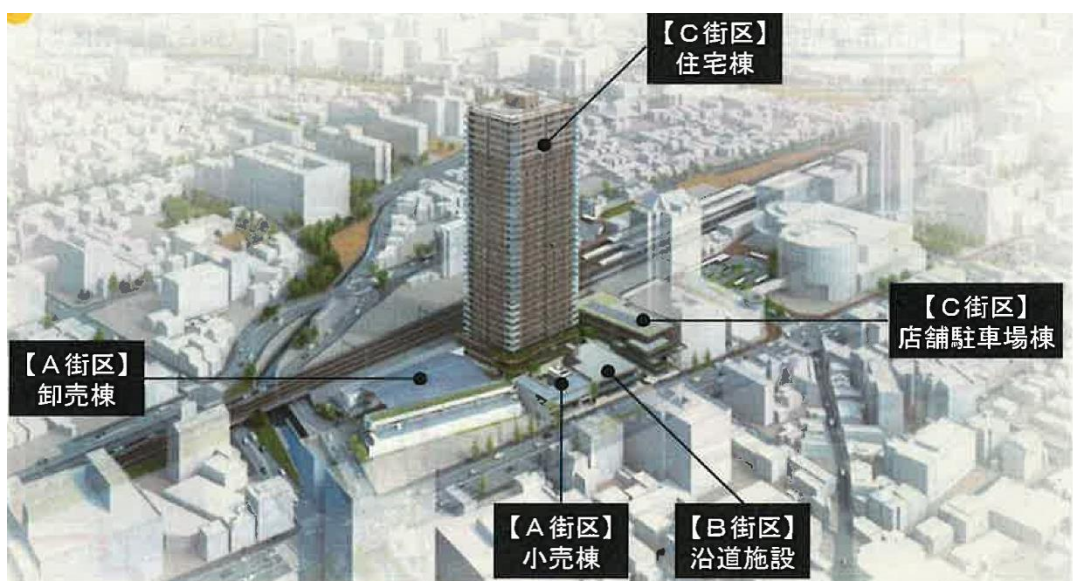
- ・大規模災害時の緊急輸送道路である国道2号の機能確保や、JR東海道本線に隣接する立地状況から、建物の不燃化、耐震化が当地区の喫緊の課題。
- ・建物用途は地方卸売市場が大半であるため、駅前の好立地を活かした西宮市の都市核にふさわしいにぎわいと魅力ある土地利用はなされていない。

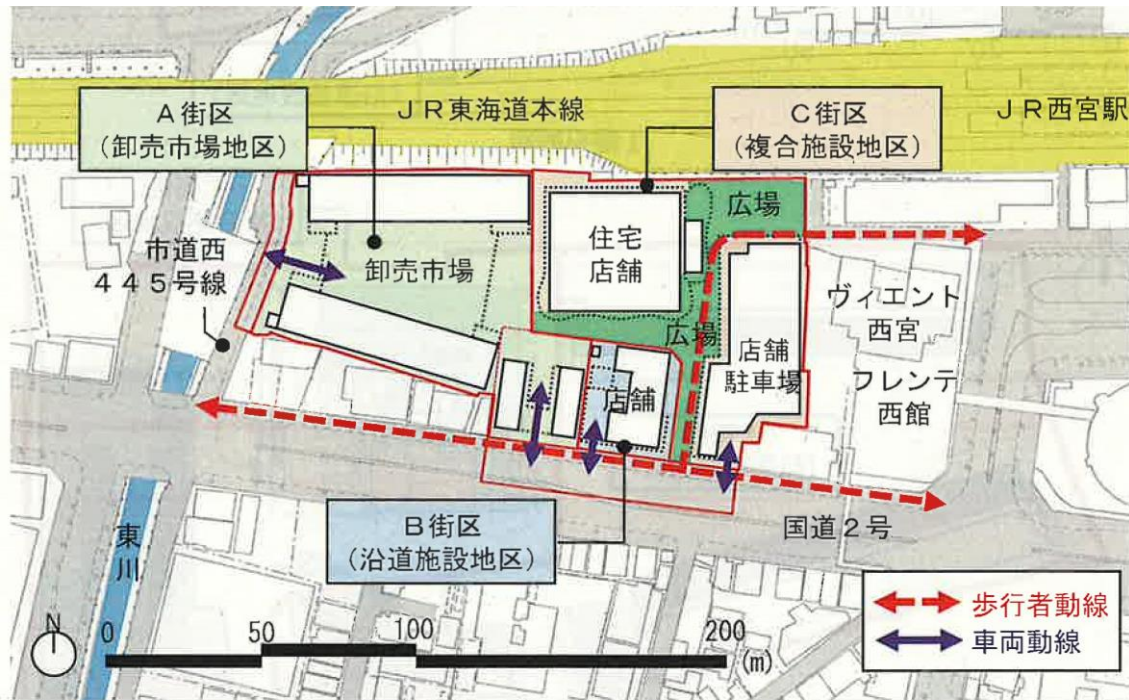
#### 5) 事業の経過及び今後の予定

|          |                                                   |
|----------|---------------------------------------------------|
| 平成29年11月 | J R 西宮駅南西地区市街地再開発準備組合の設立                          |
| 平成30年9月  | J R 西宮駅南西地区地区計画の都市計画決定及び建築基準法第51条のただし書き許可         |
| 平成30年10月 | 当再開発事業の都市計画決定                                     |
| 令和元年7月   | 公設市場の廃止と民設市場への統合<br>参加組員予定者の決定(東急不動産株式会社)         |
| 令和元年11月  | J R 西宮駅南西地区市街地再開発組合設立認可・設立総会特定業務代行者の決定(株式会社竹中工務店) |
| 令和2年12月  | 参加組員契約の締結(東急不動産株式会社)                              |

|            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| 令和3年3月     | 事業計画変更認可                                       |
| 令和3年7月     | 権利変換計画認可                                       |
| 令和3年9月     | 権利変換計画の軽微な変更<br>J R 西宮駅南西地区地区計画の都市計画変更決定       |
| 令和3年11月    | 1期解体工事着工                                       |
| 令和3年12月    | 仮設店舗設置工事着工                                     |
| 令和4年6月     | 仮設店舗にて順次、市場事業者の営業開始                            |
| 令和4年7月     | 2期解体工事着工                                       |
| 令和4年9月     | A街区(卸売市場地区)施設建築物新築工事着工                         |
| 令和5年10月    | A街区(卸売市場地区)施設建築物部分引渡し                          |
| 令和5年12月    | 新卸売市場営業開始、3期解体工事着工<br>J R 西宮駅南西地区地区計画の都市計画変更決定 |
| 令和6年2月     | A街区(卸売市場地区)施設建築物新築工事竣工・工事完了公告                  |
| 令和6年3月     | 事業計画変更認可(認可公告は令和6年4月)                          |
| 令和6年5月(予定) | B・C街区(沿道施設地区・複合施設地区)施設建築物新築工事着工                |
| 令和9年6月(予定) | B・C街区(沿道施設地区・複合施設地区)施設建築物新築工事竣工                |

6) 施設建築物の設計の概要 (令和6年4月時点)





|                          | 全体                                                    | A街区<br>(卸売市場地区)                                     | B街区<br>(沿道施設地区)                                     | C街区<br>(複合施設地区)                        |
|--------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 建物敷地面積                   | 約 13,100 m <sup>2</sup>                               | 約 6,000 m <sup>2</sup>                              | 約 1,000 m <sup>2</sup>                              | 約 6100 m <sup>2</sup>                  |
| 建物面積                     | 約 8,600 m <sup>2</sup>                                | 約 4,100 m <sup>2</sup>                              | 約 700 m <sup>2</sup>                                | 約 3,800 m <sup>2</sup>                 |
| 延べ床面積<br>(容積対象<br>延べ床面積) | 約 51,900 m <sup>2</sup><br>(約 35,600 m <sup>2</sup> ) | 約 5,200 m <sup>2</sup><br>(約 4,200 m <sup>2</sup> ) | 約 1,300 m <sup>2</sup><br>(約 1,100 m <sup>2</sup> ) | 約 45,400<br>(約 30,300 m <sup>2</sup> ) |
| 建蔽率                      | 約 66 %                                                | 約 69 %                                              | 約 69 %                                              | 約 62 %                                 |
| 容積率                      | 約 271 %                                               | 約 70 %                                              | 約 107 %                                             | 約 500 %                                |

|    | A街区                        | B街区        | C街区             |
|----|----------------------------|------------|-----------------|
| 用途 | 事務所(卸売市場)、<br>店舗、駐車場(卸売市場) | 店舗、事務所、駐車場 | 住宅(377戸)、店舗、駐車場 |

|    |             |             |                     |
|----|-------------|-------------|---------------------|
| 構造 | 構造: RC 造    | 構造: RC 造    | 構造: RC 造(一部 S 造)    |
| 規模 | 規模: 地上 2 階建 | 規模: 地上 2 階建 | 規模: 地上 35 階建・塔屋 2 階 |



##### 5. 委員からの質疑

Q: 市場内の取引に関して、ルールはないのか。

A: 昭和 30 年代から、取引のルールが形骸化しており、買い請け人の登録がなくても取引ができる状態となっていた。

Q: 赤字であることから、市民から、市場から手を引くような声はなかったのか。

A: 市民からあまり存在を知られておらず、そういう声はなかった。今回、建て替えにあたり、不動産売却による多額の収入が入ったことは、良かった点である。

Q: 災害時の応援協定とはどのようなものか。

A: 災害時に、フォークリフトによるパレットの移動の依頼や物資を保管するための場所の提供をお願いするものであるが、今後、有識者も交えて、具体的に検討していく予定である。

Q: 戦略的市場運営とは何か。

A: 大型の取引に来たお客さんが、小さい店舗にも寄ってもらえるような仕組みをつくらせている。また、狭い市場であるため、入荷時間と、集客時間を分けて効率的に利用

できるようにしている。

Q：再建計画を進めるにあたって、権利者間の意見をまとめるのは、大変ではなかったか。

A：以前から、J R 西宮駅前をなんとかしないといけないという意識が共通していたため、スムーズに話が進んだ。

Q：子ども食堂との連携はどのような状況か。

A：子ども食堂は、市内に20数か所ある。市場内には、市場関係者が余った食材を格納する倉庫があり、市場開設者が子ども教室とのライングループを使って情報を発信している。24時間開設しているが、なかなか取りに来られないことも多いのが現状である。

Q：カギの管理はどのようにしているのか。

A：手間が増えると長続きしないと考え、カギをかけずに開設している。ただし、子ども食堂に対しては、食材が腐食していないか注意するよう伝えている。

Q：野菜の不作がある中で、商品の集荷は、安定しているのか。

A：特に問題は発生していない。

Q：取引先にはどのような団体があるのか。

A：JAや農業法人、生産農家がある。

Q：都市型GMSとは、何を指すのか。

A：イオンやイトーヨーカドー、ららぽーとを始めとする商業施設のことである。

Q：どのように都市型GMSと競合していくのか。

A：都市型GMSには、独自の配送システムがあるため、競合することがない。そのため、配送機能や冷蔵機能のない中堅業者と取引している状況である。

Q：卸売市場法の一部改正により、取引への影響はあったのか。

A：法改正以前から、取引のルールが形骸化していたため、影響はなかった。

Q：対象人口はどれくらいか。

A：はっきりした数字はないが、阪神間での取引として考えると、約300万人である。

Q：小売部門は、場外市場ということか。

A：場内にある業者が運営している。卸売で余った商品や規格外の商品を格安で販売している。

Q：小売店から、量販店への段階的なシフトとはどういう意味か。

A：平成27年頃は、まだ小売店との取引があったが、その後は廃業も多く、取引が減

少してきている。現在は、中堅スーパーとの取引にシフトしてきているという意味である。

## 6. 委員会としての所感

西宮市の卸売市場再生整備事業は J R 西宮駅南西地区の再開発の一端として実施されたものであり、J R 西宮駅前という立地の良さを生かし、居住用スペースの開発を行うなど、「市民が集い、にぎわう、開かれた卸売市場」を目指しており、今後の周辺開発との相乗効果が期待できる事業であると感じた。

実際に現地を訪問し感じたことは、国道 2 号沿いにある小売店舗が非常ににぎわっており、地域に溶け込んでいたことである。自転車で多くの買い物客が来ているのを拝見し、小売り機能に需要があり、地域住民との関わりを強くすると感じた。本市においても、今後、本市の地方卸売市場の在り方を検討する上で、小売り機能の開設を始めとする市民参加をどのように取り入れていくかが課題となっていくのではないかと感じた。

様々な販売形態が乱立している昨今、西宮市の市民に開かれた卸売市場の取り組みを参考として、本市においても魅力的な取り組みに繋げられるよう議会として取り組んでいきたい。

(岡山市)

1. 市勢 市制施行 明治 22 年 6 月 1 日  
人 口 696, 280 人 (令和 6 年 4 月 1 日付)  
面 積 789. 95 平方キロメートル
2. 財政 令和 6 年度一般会計当初予算 3856 億円  
令和 6 年度特別会計当初予算 1980 億円  
令和 6 年度事業会計当初予算 767 億円  
合 計 6603 億円
3. 議会 条例定数 46  
5 常任委員会 (総務、保健福祉・協働、市民・産業、都市・環境、子ども・文教)

#### 4. 視察事項

新規就農者サポート事業について

##### 1) 視察目的

岡山市では、新たに農業を始める者に対し、就農の初期投資にかかる所定の取り組みを支援することにより、地域農業の活性化を図っている。具体的には、農業技術や経営ノウハウを学ぶための研修プログラム、農業人材マッチング事業、専門の相談員による個別相談など、多岐にわたる支援が実施されている。農業を始めるにあたっての問題である資金不足や人材確保などの問題について、どのようにサポートしているのか、岡山市での成功事例を学ぶことで、本市での支援策の効果を高めるための参考とすべく視察を行った。

##### 2) 新規就農にかかる各種支援事業について

###### ①就農相談 (就農サポートセンター)

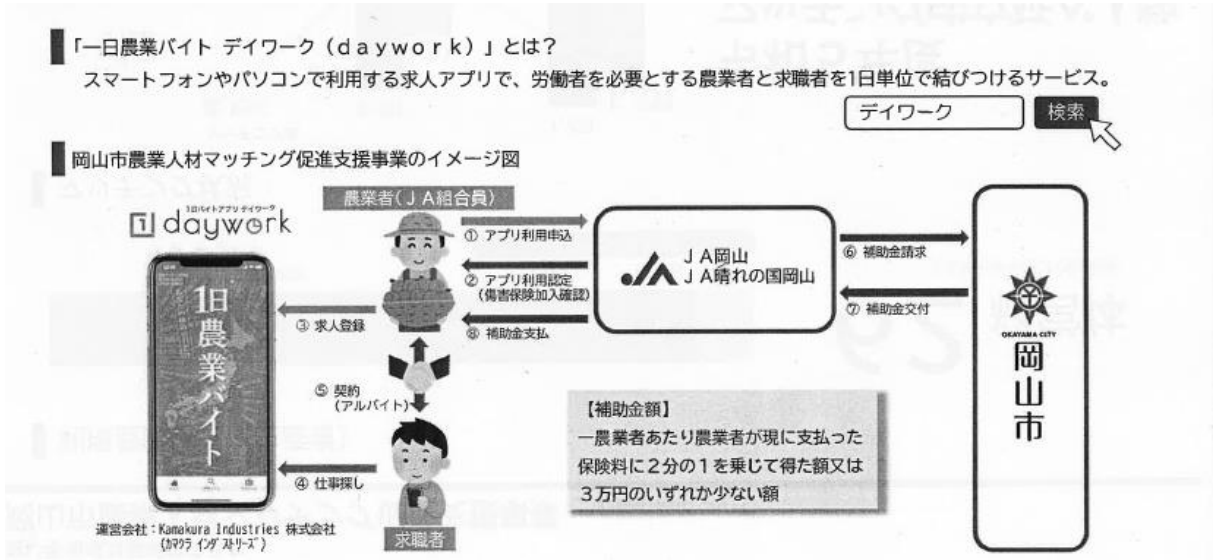
就農に関する相談やフォローアップを行う窓口。就農希望者に対する総合的な支援を実施する。

※令和 5 年度実績 相談件数 1 4 4 件、新規就農者 3 2 人

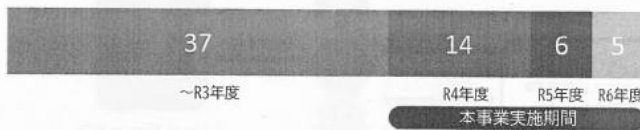
## ②岡山市農業人材マッチング促進支援事業

農業アルバイト支援アプリ（daywork）を利用してアルバイトを雇ったJA組合員に対し、同組合員が支払った傷害保険料の一部を助成するもの。

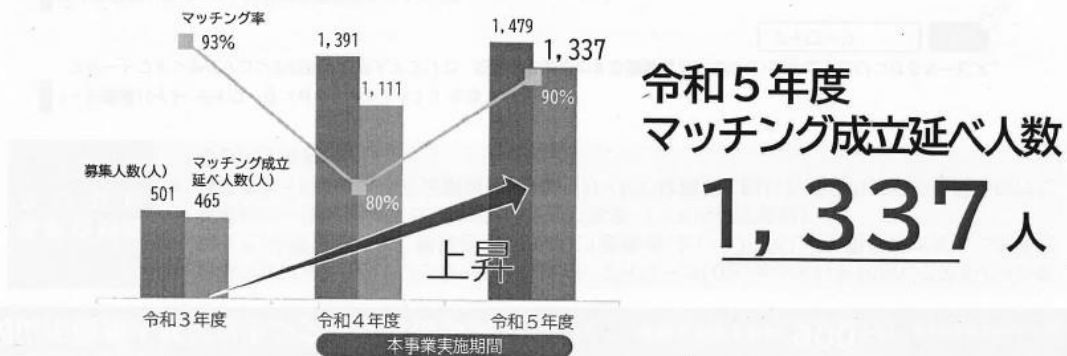
※令和5年度実績 延べ人数1337人（応募人数1781人）



### 利用登録状況（生産者）



### マッチング状況



## ③新規就農者育成総合対策（農業次世代人材投資事業）

次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者（49歳以下）等に対して、経営開始時の経営確立等を支援するもの。

※令和5年度実績 経営体数31

④新規就農者サポート事業（令和5年度～）

岡山市から青年等就農計画の認定を受けた、岡山市内在住の所定の認定新規就農者の方に対し、就農初期の投資を支援するもの。

【補助対象経費】

- (1) 経営発展支援事業、または、初期投資促進事業の採択を受けた農業用機械・施設・資材等取得、改良又はリース費
- (2) 老朽化ハウス撤去費
- (3) 農地賃料
- (4) 大型特殊・けん引免許取得費、またはその他資格取得費
- (5) 研修費

※令和5年度実績 3人

・補助対象経費別の補助率及び補助金の額等

|                                                        | 補助率                                                                          | 限度額                                                                      | 備考                                       |
|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| (1) 経営発展支援事業または、初期投資促進事業の採択を受けた農業用機械・施設・資材等取得、改良又はリース費 | 対象事業費の1/8                                                                    | 県外からの転入による新規参入者<br>: 1,250千円<br><br>県外からのUターン後継者、又は市内在住の新規参入者<br>: 625千円 | 岡山市に申請し経営発展支援事業、または、初期投資促進事業の採択を受けたものが対象 |
| (2) 老朽化ハウス撤去費                                          | 県外からの転入による新規参入者<br>:対象事業費の3/4<br><br>県外からのUターン後継者、又は市内在住の新規参入者<br>:対象事業費の1/2 | 県外からの転入による新規参入者<br>: 750千円<br><br>県外からのUターン後継者、又は市内在住の新規参入者<br>: 500千円   | 岡山市内にあるハウスの本体、付帯設備の解体、運搬処分が対象            |

|                               |           |      |                                        |
|-------------------------------|-----------|------|----------------------------------------|
| (3) 農地賃料<br>対象事業費の1/2         | 対象事業費の1/2 | 30千円 | 農地中間管理機構を介して借受けた岡山市内の農地が対象             |
| (4) 大型特殊・けん引免許取得費、またはその他資格取得費 | 対象事業費の1/2 | 50千円 | その他資格は、日本農業技術検定、農業簿記検定、ITパスポートの各受験料が対象 |
| (5) 研修費                       | 対象事業費の1/2 | 20千円 | 岡山県立青少年農林文化センター三徳園で行われる農業関連研修の受講費が対象   |

## 5. 委員からの質疑

Q：新規就農者が多いことについて、どのように評価しているのか。

A：令和5年度は32人であり、目標数値の50人を下回っている状況である。コロナ禍明けで、多種産業に求人が出ていること、生産コストが高くなっていること、初期費用が高いことなどが影響していると考えられる。

Q：有機栽培の新規就農する際の農地はどのように確保しているのか。

A：JAが有機栽培することが可能な農地を確保している。山間部の特定の地区に集中している。

Q：有機農産物の占める割合の統計は取っているのか。

A：統計は取っていない。EC販売とホテルへの納入等で消費されている状況である。予約の段階で売り切れることもある。

Q：荒廃農地は、増えているのか。

A：農業委員会の見解では、農地から山林化して、分母が減っていることもあり、減っているという見方もあるが、実際は増えている。

Q：マッチングアプリによって、既存の農家に就農した方はいるのか。

A：就農した経緯の統計を取っていないが、何かしらの情報を元に就農した方はいる。

Q：新規就農者が部会と上手に交流していく上での工夫はあるのか。

A：部会単位で異なる。飲み会に出席することや、マルシェ（直売会）の応援に出ることなどを通じて、交流を深めている。中には、部会に入らず、ネット販売に踏み切った方もいるが、ほとんどの人は部会に馴染んでいる。

Q：5年間の就農計画を作成する際に、開始資金のことを理解せず無計画に作成してしまうことが多いが、どのようなアドバイスをしているのか。

A：新規就農者に対し、県の普及指導センターが入って、最初に経営指標を渡して、実際の就農者の収益を見てもらっている。また、収益面では厳しい現実があることをしつこく伝えるなどして、最初の選別は厳しくしている。

Q：農業バイトを募集するためには、JAに出荷していることが条件か。

A：JAに出荷がなくても、組合員としての出資金 3000 円を出せば、登録が可能である。登録料はかからない。

Q：農業人材マッチング促進支援事業の予算額 90 万円の用途は何か。

A：農業アルバイト支援アプリを利用するためには、アルバイトが通勤や農作業時に事故にあったときの傷害保険に加入することを条件としており、農業アルバイト支援アプリを利用してアルバイトを雇ったJA組合員が支払った傷害保険料の一部を助成している。所得 1000 万円の方で 1 万円程度の支払いとなっており、そのうちの 2 分の 1 を補助している。

Q：有機農家の中には、JAを通さずに、相対取引をする農家が多いと思うが、JAを通さないことで冷遇されるようなことはあるのか。

A：収穫したものを全て出荷するのではなく、余った分をJAに出荷することも多く、そういったことはないと思う。

Q：ふるさと納税の商品として果物を出荷するにあたり、台風などの天災の影響で、納品できなくなることはあるのか。

A：桃を例に出すと、予約制にすることや、早生や晩生の品種を使い分けることで対応している。

Q：フルーツカフェガイドに載っている店舗で提供している商品には、岡山産の食材を使用するという条件があるのか。

A：ほぼ岡山産という認識である。商工会議所が主体となっており、JA岡山から仕入れられる仕組みがある。

## 6. 委員会としての所感

岡山市は、農業人材を確保するために、様々な事業を展開している。特に、印象的であったのでは、農業アルバイト支援アプリ「デイワーク」の活用である。令和3年度から開始した事業で、毎年、マッチング成立数が増加している。人材不足の観点から、アルバイトを容易に募ることができるのは、素晴らしい仕組みであると感じた。また、農業体験することで、農業に興味を持つ人が増加することに繋がるのではないかと考える。それだけでなく、就農する際に、経営指標を重視させるなど、就農者への支援が充実しており、就農者に寄り添った施策が展開されていると感じた。

当市においても、農業アルバイトができる仕組みがあれば、当市の農業を知ってもらう機会になるのではないかと考える。まずは、農業を知ってもらうきっかけづくりが重要だと感じたため、就農希望者にとって魅力的な施策を展開できるように、議会として取り組んでいきたい。

(丸亀市)

1. 市勢 町制施行 明治 32 年 4 月 1 日  
人 口 107,845 人 (令和 6 年 4 月 1 日付)  
面 積 111.83 平方キロメートル
  
2. 財政 令和 6 年度一般会計当初予算 691 億円  
令和 6 年度特別会計当初予算 239 億 4,300 万円  
令和 6 年度企業会計当初予算 1479 億 4,679 万円  
合 計 2409 億 8,979 万円
  
3. 議会 条例定数 24  
3 常任委員会 (総務、教育民生、都市環境)

#### 4. 視察事項

空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金について

##### 1) 視察目的

丸亀市では、商店街の空き店舗対策のため、平成 27 年度から「空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金」を実施している。実施してからの 10 年間で、空き店舗率が約 13% 減少している。本市においても、商店街の空き店舗に対する補助金の在り方を検討しているところであるため、空き店舗率を減少させるために、何が必要なかを調査すべく丸亀市の取り組みを視察した。

##### 2) 空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金について

###### ①概要

- ・ 中心市街地における空き店舗の解消を図るとともに、まちの賑わいを創造し、地域経済の発展に繋げることを目的としている。
- ・ 丸亀 TMO 構想で定める中心市街地重点整備区域内(別添の地図参照)において空き店舗または空きオフィス等を改装して店舗または事務所を開設する事業者に対し、その改装費の一部を補助する。

- ・対象者要件に記載のとおり、事業者の方には1週間あたり5日以上営業、かつ5年以上継続して営業することを定めており、本市としても関連機関(商工会議所や商店街組合、よろず支援拠点)と協力し、事業者長期的支援をしていく。



## ②実績

- ・平成27年以降、44件の活用実績(令和7年1月2日現在)
- ・定期的に空き店舗情報の問い合わせがあり、毎年平均4～5件程度の補助金活用に繋がっている。空き店舗情報は丸亀商工会議所等のHPで公開中。
- ・業種は、飲食業や小売業、医療関連、福祉関連と様々な事業で活用いただいている。
- ・近年、今まで経営に携わった事のない創業希望者が活用する傾向にある。  
理由として、市で実施している創業塾等の創業支援事業に参加した後に申請に至るケースが多いため。
- ・業種別にみると、近年は飲食業の方からの補助金相談がよくあり、実績の多くを占めている。

～実際に補助金を活用した方からの声～

- ・商店街を盛り上げていく為には、まず中心市街地には少ない飲食店を増やすこと店があれば集客イベントも更に行えると思う。

- ・数年後に完成する市民会館の施設利用者をターゲットにした飲食店を今から準備しておきたい(市民会館内には飲食店がないため)

### ③活用例

- (1) 令和5年度に飲食店(お好み焼き)を開業。

丸亀市創業支援等事業計画における特定創業等支援事業の1つである創業塾に参加され、各種補助金の活用を案内した結果、申請に至った。店舗は丸亀駅前と立地条件も良く、近隣ホテルの宿泊客の利用もあり、夜を中心に賑わいを見せている。



- (2) 令和5年度に飲食店(割烹料理)を開業。

上記と同じく、創業塾に参加され、本補助金を案内し申請となる。

主に夜を中心に営業をされ、カジュアルな割烹料理として若者を中心に人気があり、順調に営業。地元固定客が非常に多い。

- (3) 令和6年度に飲食店(和食料理)を開業。

窓口に創業相談で来庁され本補助金を案内。商工会議所に設置している「ワンストップ創業相談窓口」での相談・支援を経て申請となる。申請者は京都府や高松市の料亭で修業し、料理長を任されるなど実績を活かし、市内では少ない高級和食料理を提供するとして開業。富裕層をターゲットにしたワンランク上の店として注目されている。

#### ④今後の課題

毎年、丸亀商工会議所と協力し、中心市街地重点整備区域内での空き店舗調査を実施しているが、車社会の進展等による社会構造の変化に伴う郊外型大規模店舗(イオン等)の進出や経営者の高齢化、加えて後継者不足などにより商店街における店舗の移転や閉店が増加するなど、近年空き店舗率の改善が図れていない。窓口で空き店舗の有無や補助金活用希望者の相談はあるものの、実際に空き店舗として募集をしている物件が少なく案内が出来ていない。数年に1度、物件の所有者に対して賃貸の可否や売却の意向等の大規模な空き店舗実態調査も行っているが、現状維持(賃貸も売却も不可)のままの意見も多く、空き店舗利用希望者とのマッチングに繋がっていない。

#### 5. 委員からの質疑

Q：補助要件の公序良俗に反しないものとは、何を指すのか。

A：バー、ラウンジは対象であるが、身体的接触が在るものに関しては対象外としている。

Q：空き家活用のマッチングが課題となっている理由は何か。

A：アンケートを取った72件中44件より回答があり、26件は賃貸、売買をしたくないとの回答であった。理由は、居住中であることや解体予定である、倉庫として利用しているなどがある。

Q：空き店舗の定義は何か。

A：1階部分が空き店舗である場合であり、倉庫も含む。

Q：実際に商店街を歩いてみたところ、空き店舗率30%に感じなかったが、店休日の店が多い日であったのか。どのように数字を出しているのか。

A：空き店舗数も減っているが、実際には、分母にあたる店舗数が減っていること(平成26年度の190店舗から令和6年度140店舗に減少)で空き店舗率が減っているのが現状である。

Q：要件として、営業を5年以上継続することがあるが、5年以内に廃業した場合に返還を求めているのか。

A：求めている。

Q：どのような年齢層が創業塾を活用しているのか。

A：20歳代後半～50歳代までが大半であり、40歳代の割合が一番多い。

Q：どのような理由で活用される傾向があるのか。

A：様々な理由があるが、コロナ禍で考える時間があつて始めたというケースがある。

Q：商店街の中で、「まち」を活性化する動きはあるのか。

A：丸亀駅前と丸亀城間の人の流れを創出するためのイベントを企画したが、商店街からは、人が多くなって迷惑であるという苦情をもらい、断念したこともあった。

Q：お土産の売り方や商品化に工夫はあるのか。

A：国の事業である地域商社事業が始まり、商店街の中に地域商社を入っている。市としては、今まで様々なイベントを企画してきたが、先ほどのような商店街の意向に沿わないことも起こってきている中で、意欲のある団体を支援する立場に方向転換している。

Q：農業の6次産業化を取り上げていくような話は出ているのか。

A：現時点ではない。

Q：アーケードを維持するための補助金はあるのか。

A：国と県から、8分の1の補助金があり、残りは会費で維持している。

Q：市は補助金を出さない方針か。

A：商店街の景観に関することについては、市が補助したことがあるが、アーケードに関しては、商店街が設置したという経緯もあることから補助対象と考えていない。

## 6. 委員会としての所感

丸亀市の「空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金」に関する取り組みを視察し、創業支援事業に参加した後に補助金を申請し、飲食店を開業した事業者の成功例を複数確認することができた。これらの事例は、創業希望者に対する支援体制が整っていることの証であり、丸亀市の取り組みが新規事業の創出に大きく貢献していることを示していると感じた。また、丸亀商工会議所のHPで空き店舗情報を公開し、定期的な問い合わせがあることから、情報提供の重要性を再認識した。一方で、物件の所有者が賃貸や売却の意向を示さないケースが多いことが、空き店舗利用希望者とのマッチングを阻害していることが分かった。視察を通じて、本市においても商店街の空き店舗対策を進めるためには、地域の特性に応じた独自の支援策を検討する必要があると感じた。また、地域住民や事業者との協力を深め、地域全体で商店街の活性化に取り組む姿勢が求められる。今回の視察で得た知見を基に、本市の商店街の空き店舗対策を効果的に推進することの参考としていきたい。

## 7. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○新図書館について、本町周辺に整備すれば広い土地が確保できる上、設置を検討している大学と一体で利用できるのではないかと。

⇒議員 市は市役所の北側の土地を購入できるかどうかを含め、まずは調査を行うとのことだった。新図書館の設置場所については、ご意見として承る。

○現在進められている中央通りの整備工事について、現状だと点字ブロックと歩道の色の違いがなく、色弱の方は点字ブロックを判別し難いと考える。色の明度の差などで、よりはっきりと色分けして改善してもらいたい。

⇒議員 貴重なご意見として承る。

○市ではよかパパの取組を通じて、父親同士のつながりの形成には取り組んでいるが、母親向けの仕組みも必要ではないかと。

⇒議員 父親に対してはよかパパがあるが、母親同士のつながりを形成する仕組みはほとんどないと認識しているため、委員会でも議論し、行政に伝えていきたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○今年度当初に待機児童が発生し、驚いた。保育士の仕事は非常に大変であり、国の配置基準は一部改善されたが、保育士は今も厳しい中で仕事をしている。名古屋市では公立園と私立園の保育士の給料を同じにしており、四日市市より私立園の待遇が良い。四日市市の人には名古屋市内の養成校で学ぶことが多く、そのまま名古屋市の保育園・こども園に就職してしまう。保育士の待遇改善を議会からも行政に強く言ってほしい。

⇒議員

- ・保育士の待遇の公私間格差については、本市の給与体系は名古屋市とは異なっており、この辺りの整備も必要である。保育士不足が待機児童発生最大のネックであり、議会でも引き続きしっかりと議論していく。

- ・本市で保育士になることだけでなく、退職しないようにすることが重要である。本市では幼児教育センターを立ち上げ、公私、幼保を問わず相談、研修、アドバイスを行っており、施設を機能させて保育士を確保し、守っていききたい。
- ・保育士が辞めてしまう背景の一つに、保護者等とのトラブルにより保育士個人が訴えられるリスクがあることが挙げられる。そうした部分で安心して仕事ができるような施策についても市に求めていきたい。

○こども条例の制定に向けた取組を進めていると聞いたが、どのように子どもの声を聞き、条例に生かしてしていくのか。

⇒議員

- ・市議会ではこどもの権利条例についての勉強会を立ち上げ、調査研究を進めている。また、市では総合計画やこども計画に子どもの意見を反映できるよう取り組んでいる。
- ・条例案に対してパブリックコメントの募集があるので、ご意見を寄せてほしい。

○四郷風致地区での太陽光発電の設置について、さまざまな問題を起こす可能性があるにもかかわらず、開発が進められているのはなぜか。

⇒議員 当初の計画よりも、計画が法的に開発の許認可を必要としない規模まで縮小されているため、行政が開発の可否を判断できる状況にない。また、風致地区であっても、土地の所有者は各個人であり、違法性の無い個人の土地の売買に行政が制約を課すことはできない。議会からの働きかけで、風致地区の緑地率を従来の 30%から上限の 60%まで引き上げているが、開発を法的に止める手段がないため、事業者による開発が継続しているのが現状である。

○PTA加入についての一般質問で、PTA加入は任意であることを会員に周知すると答弁があったが、進捗について議会で確認しているか。

⇒議員 PTAについては、市や教育委員会に尋ねても、PTAは任意団体なので所管外であると回答されるため、議会内で議論がしにくい問題である。組織内でさまざまな不満や要望があることは認識しており、機会があれば議論していきたい。

○4月に学童保育所に入所しても、環境が悪く夏休み前には退所してしまう子どもも多い

と聞かすが、今後、学童保育をどのように整備していくのか。公設の学童保育所の設置や学校の空き教室の利用は市として考えているのか。

⇒議員 学童保育所は不足しているのが現状である。本市ではNPOや保護者団体による民設民営で、市は運営団体に補助金を支出する運営形式になっており、地域で差がある。学校の空き教室を利用している学童保育所はいくつかあるが、学校と学童保育所で担当部局が異なり、ハードルが高いようである。学童保育については、議会でも議論を続けていく。

○全国的に、PFAS汚染について取り上げられている中で、本市の矢合川については、未だに具体的な対応が進んでいない。市民の健康被害を防ぐためにも、検査や対策を早急に進めるべきではないか。

⇒議員

- ・市に対し、矢合川の上流に遡って汚染源を調査するよう積極的に働きかけているが、市からは、汚染の発生源を特定するのは難しいとの回答を得ている。この問題は世間でも大きく注目されているため、引き続き解決に向けた前向きな対応を市に求めていく。
- ・矢合川周辺の地域では産業廃棄物を巡る問題があり、住民運動が行われてきた歴史もある。こうした経緯を踏まえると、早急に安全性を確認することが非常に重要であり、行政が積極的に取り組むべき課題だと考えるため、問題解決に向けて前進させていきたい。

○市が「認知症フレンドリー宣言」をして数年が経ったが、市民への周知が十分ではないと感じている。認知症の方々が「自分は認知症です」と声を上げることができ、地域で支え合える環境にするためには、市民に広く周知する必要があるのではないか。11月16日に開催される「RUN伴」なども通じて、さらに市民に認知症についての理解のため啓発してはどうか。

⇒議員

- ・認知症カフェなどの活動も盛んであるが、認知症でない人は「自分には関係がない」と考え、参加しないケースが多い。市の取組に加え、地域全体で認知症の理解を深めていくことが、住みよい地域社会の実現に不可欠だと感じる。
- ・現状では予算不足と感ずるため、今後も議論を重ね、地域のニーズに応えるための具体的な施策を進めていきたい。

- ・認知症施策は当事者だけでなく、企業やさまざまな立場の市民がどう感じているかを共有することが重要である。多様な視点を取り入れ、皆で認知症に対する理解を深めていくため、今後もさらに地域と連携して進めていきたい。
- ・昨年、中央緑地に介護予防や認知症予防を目的とした「ステップ四日市」が設置された。また、各地区には、「サロン」などの地域活動が 600 か所以上も存在し、高齢者の健康維持や認知症予防の支援が行われている。高齢者が少しでも健康でいられるよう、地域全体で認知症予防の取組を推進していきたい。
- ・市民に対する情報提供が不十分だと感じる。広報広聴委員会において、市政の現状や各分野の進捗について、よりわかりやすく丁寧に説明することを提案していきたい。
- ・中央老人センターが閉鎖され、高齢者が集う場が失われたことで、認知症予防の機会が減ってしまった。最近の研究では、認知症は生活習慣を見直すことで予防が可能であることが明らかになっているため、認知症カフェなどで認知症予防の話ができれば、より効果的な取組につながるのではないかと考える。

【議会報告会】

○警察はより高い意識を持って、市民の安全を守ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○市役所の職員も放水訓練を受けるべきだ。

⇒議員 ご意見として承る。

○定額減税に伴う調整給付金について、確定申告の方法と併せて、市民に丁寧に周知すべきではないか。

⇒議員 ご意見として承り、市の担当部署に伝える。

○大規模な道路陥没事故が他市で発生したが、本市ではどのような対策を講じているのか。

⇒議員 本市の下水道管は、管径が小さく埋設深度も浅いため、大規模な事故は発生しにくい状況である。市ではAIやドローンなどの新技術を積極的に活用するほか、国の動向も注視しながら、下水道管の点検を実施していく。

○小中一貫校の導入を進める自治体もあるが、本市ではどうか。

⇒議員 現時点では議論されていない。

○一般質問で百条委員会の設置についての発言があったが、設置の予定はあるのか。また、請願が出されている、PFASの問題についてどのように考えているのか。

⇒議員

・百条委員会については、一般質問をした議員個人の考えであり、設置については現時点で議論されていない。

・PFASの問題について、既存の環境測定点に加え、給水栓や水源地での検査を実施し、

水道水に問題がないことを確認した。委員会としては、市から実施した調査結果の報告を受けた上で、あらためて、請願について議論する。

○副市長は市職員から選ぶのではなく、国などの外部の人材から選ぶべきではないか。

⇒議員 ご意見として承る。

○P F A Sの問題については、県に対応を求める要望書が市民団体から提出されたのは、市の対応が遅いからではないのか。市は早く詳細な水質検査をしてほしい。

⇒議員 市民団体が県にも要望を提出した背景は分からないが、市は市民団体の要望に沿う形で追加の水質調査を実施しており、この結果を待って委員会であらためて議論をする予定である。

○十分な防災用品の備蓄はあるのか。

⇒議員 市の地域防災計画によれば、すべての避難者の備蓄品を揃えることはできないので、自助の観点で市民に水や食料の備蓄をお願いしている。

○市内の風致地区で太陽光発電施設の建設が進められている。市と県は乱開発を防止するため、開発許可の基準を見直す必要があるのではないか。

⇒議員 市は新たな緑地率の基準を導入するなどしているが、法律上の問題がない開発行為への対応には限界があり、業者と住民の両者が納得できるような方法を検討をしていかなければならないと考える。

○川島駅北口の駐輪場は学生の利用が多いため、地元住民が自転車を置けない状況のため、改善してほしい。

⇒議員 鉄道事業者と市が協力して整備が進むとよいと考える。

○こども基本法が施行したが、自治体や企業における子どもの権利に対する意識は十分に浸透しておらず、子育て世代への配慮が不足していると感じるが、現状を認識して議論しているのか。

⇒議員

- ・市では子どもの意見を聞く場を設けたり、子どもの居場所づくりを地域の協力を得ながら進めようとしている。
- ・本市のこども計画が令和7年度末に完成する予定であり、確認してほしい。
- ・さまざまな研修を受けて勉強している議員もあり、見識を深めつつ、議論していきたい。

○四郷地区では、緊急時の給水場所までの移動が困難な住民が多いため、より利便性の高い場所に給水設備を設置してほしい。また、下水道が使用できない状況に備え、公園などの公共施設に汚水貯留槽を設置してはどうか。

⇒議員

- ・高齢者などが歩いて行くことが難しい給水場所もあるため、引き続き、担当部局と議論をしていきたい。
- ・大規模災害発生時には、行政の対応に限界があることを認識し、個人や地域レベルでの備えが重要である。
- ・災害時のトイレトラックの導入など、市もできる限り対策を進めている。

【議会報告会】

○資料に掲載されている議案の順番や、議会報告会に出席する議員はどのように決まっているのか。

⇒議員 議案は基本的に議案番号順で資料に掲載している。また、議会報告会の出席者は各常任委員会で話し合っている。

○新図書館に関する議論はなかったのか。

⇒議員 新図書館の整備に向けた調査費について、予算常任委員会の分科会と全体会で議論を行った。予算常任委員会では、調査費を減額する修正案が可決されたが、本会議では修正案が否決され、原案が賛成多数で可決された。

○交通不便地域への対策について、今後どのように検討されるのか。

⇒議員 河原田地区においてAIを活用した実証実験を行う予定であり、その分析結果や今後の方針が令和8年度に示される予定である。

○公園の維持管理について、有償ボランティアの議論が行われているが、公園の維持管理以外のボランティアも有償化することはできないのか。

⇒議員 これまでボランティア活動は無償が前提とされてきたが、その在り方を見直す必要があると考える。持続可能なボランティア活動に向け、今後、さまざまな分野で議論を深めていくことが必要だと考える。

○PFASの問題があるが、四日市の水は安心して飲めるのか。また、災害時に給水所が不便な場所にある地域では、給水所に行けない市民もいるのではないのか。

⇒議員

- ・上下水道局のPFASの検査・調査では、本市の給水地と水源地のいずれも国の暫定目標値より低い値となっており、市の水道水は安全である。
- ・大規模災害発生時は自助・共助・公助の仕組みを組み合わせることが重要だと考える。

○新図書館の関係予算の修正に賛成した人と反対した人のそれぞれの意見を聞きたい。

⇒議員 本会議の討論では、長年の検討を経てようやく実現の目途が立った図書館建設をこれ以上遅らせるべきではないとの意見や、建設予定地の選定が早すぎるので十分な検討がされていないのではないかなどの意見があった。議会だよりや市議会ホームページでは、各議員の賛否が公表されるほか、議会だよりでは、討論の概要も掲載されるので、手元に配付されたら確認してほしい。

### 【シティ・ミーティング】

#### 《テーマ：四日市市政全般について》

○市の職員は放水訓練を受けるべきだ。

⇒議員 消防活動に役割分担があるように、それぞれが自分の仕事を行うことが大切だと考える。

○商業施設の建設に際して、事前に地域に説明が行われないのは問題ではないか。市にも相談しているが、何か方法はないか。

⇒議員

- ・コンビニなどの小売店の建設は、周辺住民への説明義務が課せられていないが、周辺住民への影響を考えると、事業者から地元への情報提供や理解を求める努力が必要であり、議会としても担当所属に対して、いただいた意見を伝える。
- ・自治会にも相談して地域で対応すべきだと考える。

○八郷地区には工業用水の水道管について、市も管理、監督すべきだ。

○敬老の日に市から支給される敬老金を増額してほしい。

○他市の事例を参考に、企業内保育の導入や公共施設の活用などの取り組むべきだ。

⇒※質問者より「返答不要」とのことだったので答弁なし

○議会ハラスメント条例を根拠に市長がアンケートを行った件について、百条委員会を設置してはどうか。

⇒議員 ご意見として承る。

○四日市市は公害の歴史を持つのに、P F A Sによる汚染水問題に関する調査の必要性が市議会で否決されたことは非常に残念であり、理解できない。他の自治体が調査を実施しなくても、四日市市は率先して調査に取り組むべきだ。

⇒議員

- ・令和6年2月定例会でP F A Sに関する請願は、住民の血液検査が請願内容に入っていたなどの理由で、採決の結果、否決となった。今回の請願については、今後、市が実施した調査結果を基に議論を行う予定である。
- ・公害の歴史を持つ自治体として、市民の健康と安全のため積極的な調査が必要だと考える。

○桜地区の課題について、優先順位を考えて一般質問で取り上げてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

## 8. ワイ！ワイ！GIKAIの概要

## シティ・ミーティング・(ワイ！ワイ！GIKAI)で出された主な意見

【産業生活常任委員会】

日時:令和6年11月6日(水)

場所:四日市商工会議所

|    | 商工会議所 青年部                                                                                                                                                                                                        | 委員                                                                                                                                                                                                           |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <b>テーマ:防災・減災</b>                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                              |
| 1  | 60年以上前の建物を、耐震補強するための補助金や取り組みはあるのか。そういった支援があれば、住宅だけでなく他の古い店舗にも役立つのではないかと。                                                                                                                                         | 昭和56年5月以前の一般住宅については、耐震化の補助金対象となる。                                                                                                                                                                            |
| 2  | 減災とは何か。津波に対する減災には何があるのか。                                                                                                                                                                                         | 本市の霞ヶ浦にあるコンテナヤードでは、空のコンテナが積み置き状態であると、空のコンテナは浮いてしまうことへの対策として、コンテナの上に他のコンテナを積み重ねるなどの工夫をしている。また、津波は川を遡上するため、朝明川では令和3年度に国土強靱化予算で、国道1号より海側に堤防を1メートル嵩増した。北消防署管内に、防災教育センターもオープンしているため、直に地震を体験することが、減災の意識にもつながると考える。 |
| 3  | 耐震補強の補助金の対象について、企業の建物は補助対象ではないのか。                                                                                                                                                                                | 店舗兼住宅の場合、延べ面積の半分以上が住宅用の建物は対象となる。                                                                                                                                                                             |
| 4  | 土砂崩れで通行止めになったことがあったが、山間地域での防災対策はあるのか。                                                                                                                                                                            | 切土して埋め立てた場所や山崩れの危険がある地域はすでにマップ化されている。昨年も市内で大雨による崩れがあり、盛り土は弱いことが確認されている。宅地造成後に、災害危険区域として指定する場合には、資産価値の低下の問題もあることから、指定に対する慎重な対応が求められている。                                                                       |
| 5  | 現在の企業は基本的にデータを基に業務を行っているため、例えば、津波が来た際の対策や、被害を受けて壊滅状態になったときの復旧については、データがなければ事業を続けることが難しく、経済的に破綻する可能性がある。また、クラウド導入には高額な費用がかかるため、そのための補助がないと中小企業には導入が難しいのが現状である。BCP対策の一環として、クラウドサーバーを利用してデータ管理をしている企業がどの程度あるのか知りたい。 | ご意見として承る。本市では、クラウドサーバーを利用してデータ管理している企業の統計を取っておらず、今後も予定はない。                                                                                                                                                   |
| 7  | 津波だけでなく地震による倒壊や火災への対策が重要である。地震の際、避難だけでなく火災を防ぐ行動も必要であり、減災のための指導やレクチャーが必要であると考え。また、市街地で火災が発生すると被害が拡大する可能性が高いため、その対策に力を入れるべきと考える。                                                                                   | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |
| 8  | 大規模震災の支援に行き届かなくて感じたことだが、四日市への支援物資の供給が確保できるのか、不安を感じる。この地域で災害が発生した場合、名古屋市などの大都市が優先されるのではないかと。そうなった場合に、行政のやるべきこと、民間のやるべきことを明確にして、支援につなげるようにしてもらいたい。                                                                 | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |
| 9  | 普段から、交通渋滞が発生しているため、災害時に、物資が供給できるのか不安に思う。特に、中心市街地まで物資が供給できるのか心配である。                                                                                                                                               | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |
| 10 | 震災支援について、行政同士のやり取りでは供給などが遅くなる可能性があるため、現場での迅速な対応が求められる。市が主体となって、民間同士の連携を推進できる仕組みが必要だと考える。                                                                                                                         | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |
| 11 | 災害は避けられないため、減災や防災、そして災害後の対応が重要である。地震で倒壊した建物の保証業務が遅れると試算ができず、罹災証明書発行の遅延の原因になるため、その準備をすることが重要だと思う。                                                                                                                 | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |
| 12 | 大雨があるたびに、朝明川が決壊しないか不安になる。                                                                                                                                                                                        | 令和4年度に、朝明川の広永橋から北勢パイパスまでの間の400メートルで浚渫(しゅんせつ)し、洪水対策を実施したところである。                                                                                                                                               |
| 13 | 民間企業でも災害対策への意識がまだ低いのではないかと、防災リテラシーを向上させるため、定期的に防災意識や知識を向上させる仕組みが必要である。人間は時間が経つと、忘れやすいため、継続的な防災教育が必要であるため、学校や企業を通じた飽きない防災教育を取り入れるべきであると考え。                                                                        | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |
| 14 | 官民協定以外に、民間同士で災害時に協力できるような協定が必要である。民間同士が連携して助け合う仕組みを作り、自治体がそれを先導することが重要である。また、四日市でも、民間テックフォースがあったほうが良いと考える。                                                                                                       | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |
| 15 | 地震や津波だけでなく、大雨などの災害が増えている中、四日市の避難場所は小学校や中学校が中心で企業を避難所として指定することが不足している。住民の避難場所が限られ、満員になる可能性が高いため、企業の屋上などを避難場所として活用することも検討してほしい。                                                                                    | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |
| 16 | 会社を避難所として、受け入れようと試みたが、外階段がないという理由で話が進まなかった。防災については、想定外のこともあるので、もっと柔軟に対応する必要があるのではないかと。                                                                                                                           | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |
| 17 | 策定したBCPに基づき、南海トラフを想定した防災訓練を実施予定であるが、実際に被災した方の話を聞くと、想定外の事態が多くあり、BCPが役立たないことが多いと感じている。四日市は長期間、大きな災害がないため、危機感が薄れている人もいるのではないかと。本当に被災したときに冷静に行動できるか心配である。                                                            | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |
| 18 | 従来からの地域の運動会の代替案として、自衛隊の地域事務所と連携し、自衛隊が民間企業に求めることを運動会形式で学ぶパッケージを作成しているところである。先進事例があれば、視察先として考えてはどうか。                                                                                                               | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |
|    | <b>テーマ:パスタ整備</b>                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                              |
| 1  | パスタ整備の意図が何なのか疑問に思っている人が多いのではないかと。よく「にぎわい」という言葉が出ているが、それが具体的に何を指すのか明確ではない。若い世代、特に高校生や大学生が楽しむ場所を作る観点から、若者の意見が反映されているのか疑問である。若者が実行委員会に参加して、町の未来について意見を出しているのか。大人が決めたことでは、若者は活用しない可能性が高いため、これからの主役となる若者の意見が重要だと思う。   | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                    |

|                   | 商工会議所 青年部                                                                                                                                                                         | 委員                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2                 | 今回の社会実験に関わっているのはごく限られた人たちであり、多くの人が知らないところでハード整備が進んでいることが問題である。これから「ニワミチ」をどのように活用し、四日市をどう変えていくのかについて、もっと多くの人の意見を聞き、認識する機会を増やす必要があると考える。もっと情報を発信し、多様な声を取り入れることで、中身を作り上げることが重要だと考える。 | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 3                 | 若者に四日市について尋ねると、遊びに行く場所として四日市を選ぶ人はほとんどおらず、多くが名古屋へ行く。四日市には魅力や楽しめるイベントが少ないのではないかと感じているため、もっと若者に焦点を当てた取り組みを行ってほしい。                                                                    | 三重大学の学生たちは、四日市で懇親会を開催することが多く、これは四日市が位置的に便利だからである。若者は地元外で遊ぶ傾向があり、四日市が考えるべきなのは、いかに他地域の若者を呼び込むかだと考える。大学誘致や駅前再開発により、四日市の駅前が「にぎわい」のある場所にすることが期待されている。                                                                                                                                            |
| 4                 | 中心市街地の商店街には飲食店が多く、物販店は採算が取れず、数が少ない状況であり、昼間の商店街は寂しいと感じる。多くの飲食店が頻繁に入れ替わり、物販店が少ないため商店街の本来の機能が果たせていない。若者が起業しにくい理由として家賃の高さや固定費が挙げられ、これを解消するための制度や仕組みが必要だと考える。                          | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 5                 | バスと商店街の運動について、具体的な取り組みはあるのか。                                                                                                                                                      | 大学ができて、昼間に若者が増えれば、それに合わせて商売を考える人も出てくると期待している。民間の活力を活かし、起業できる環境を整えるために、市が最初の3年間ほど支援する仕組みなどもあっていいのではないかと考える。                                                                                                                                                                                  |
| 6                 | 近鉄四日市駅周辺のバス利用状況について、高校への通学で利用する人もいれば、全く使わない人もいる。バスターミナル設置による経済効果や人の賑わいについて、ハード面ではなくソフト面での経済効果についてどのように考えているのか。                                                                    | 具体的な経済効果の数字は出ていないが、バスターミナルの設置に関連して、図書館やニワミチ、大学などが出来ることによって、これまで中心市街地に出てこなかった人々に対するアクションが期待されている。                                                                                                                                                                                            |
| 7                 | バスの本数が減少している中で、バスターミナルの設置によって、バスの増便や新たな路線の導入につながるのか。                                                                                                                              | バスターミナルを拠点として、さらにバスで行ける場所との繋がりが向上すると考えている。増便に関しては、採算を取るのが難しいため、補助金によって増便できるかどうかが課題である。                                                                                                                                                                                                      |
| 8                 | 四日市と桑名を比べると、桑名にはしっかりしたバスターミナルがあり、バスが生活の移動手段として使われている。一方、四日市は車での移動という印象が強く、学生はバスを使うが、一般の人がレジャーなどでバスを利用する認識は少ない。そのため、バスターミナルを設置する意図がわからない。観光資源としては、港をもっと活用する方が良いのではないかと思う。          | バスターミナルを設置することは、中心市街地のにぎわいを創出するためのきっかけであり、本市の玄関口の整備につながるものである。これをきっかけに、大学や図書館、ニワミチの整備につながっていくものとする。                                                                                                                                                                                         |
| 9                 | J R四日市駅を利用して、本市に来た人から、「四日市はこんな駅なのか」という印象を持たれることがあるため、J R四日市駅も含めた再開発をしてほしい。                                                                                                        | 大学を設置することで、約1000人の学生が通学することになるため、J R四日市駅の利用者が増加することが期待される。また、学生が周辺で労働することによる活性化も見込まれる。                                                                                                                                                                                                      |
| 10                | ニワミチを整備しても、公園でリラックスするイメージは湧かない。食べ物屋ができて、公園で座ってコーヒーを飲む人がどれだけのいるのか疑問である。                                                                                                            | 近鉄四日市駅とJ R四日市駅の間に「ニワミチ」を設置することで、J R四日市駅周辺にも効果をもたらす、街全体に賑わいを誘導する狙いがあると考える。「にぎわい」を増やすのではなく、市民公園周辺の「にぎわい」をニワミチに誘導してくるイメージである。                                                                                                                                                                  |
| 11                | バスと言えば、新宿のバスの印象が強かったため、四日市にバスができることに期待を持ったが、四日市の「にぎわい」創出にどれほど寄与するのか、個人的には半信半疑である。                                                                                                 | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 12                | バスができることで、本当に「にぎわい」を創出できるか疑問である。バス停を統合しただけでは十分な効果があるのか不明であるし、現状では駐車場が不足していることが問題だと感じている。バスターミナルだけでなく、周辺の整備や相乗効果を考慮しなければ、集客力は高まらないと思う。                                             | バスターミナルの役割は再開発のきっかけ作りには過ぎないと考える。バスだけで人が集まるとは考えにくいので、他の要素も含めた総合的な開発が必要である。重要なのはバス以外の部分、例えば、ニワミチ、図書館、大学などの周辺の開発である。                                                                                                                                                                           |
| 13                | バスができて、その周りをどう魅力的にするかが重要だと思う。そうでなければ、結局そのエリアが利用されないではないか。また、そこに住む人々にとっての交通の便や治安なども気になる点である。                                                                                       | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 14                | J R四日市駅から延伸して、旧四日市港の千歳地区まで開発を伸ばし、観光船を運行させるなどでできれば面白いのではないかと。これにより四日市港自体が新たな活路を見いだされ、地域の魅力を高められるのではないかと。                                                                           | ご意見として承る。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 15                | 「にぎわい」の先にある目標が何であるかを明確にし、それに向けた具体的な計画を立てることが大切だと思う。若い人たちが集まることが「にぎわい」なのか、おじいちゃんおばあちゃんがニコニコと歩く姿が「にぎわい」なのか、そのイメージは人それぞれである。そのため、一つの明確な目標を設定し、それに向かって皆が協力して取り組む必要があると思う。             | ・地域にはそれぞれ得手不得手があり、四日市が観光地としてお客さんを呼び込むのは難しいと思う。四日市は主に働く場所として認識されている。地域の役割分担を考え、四日市が得意とする分野に注力することが効果的だと感じる。<br>・全国各地で中心市街地を活性化するため、図書館を「にぎわい」の核として活用している。周南市では図書館が学生の集まる場となり賑わいを生み出し、都城市では旧百貨店を図書館に改装し、週末に3000人が集まるマルシェを開催している。一方、四日市では具体的な「にぎわい」の定義が曖昧で、大学の誘致による若者の流入によって変わってくる部分があると思っている。 |
| 16                | 新図書館建設の進捗状況はどのような状況か。                                                                                                                                                             | 報道のとおり、市役所北側にある企業が所有している駐車場を中心に、その周りを購入できるのであれば、購入する予定である。そこに建てるための調査費用の予算が可決されており、現在、調査を実施している状況である。                                                                                                                                                                                       |
| 17                | 新図書館の土地の取得について、行政は用地交渉が得意ではないため、取得できないのではないかと。                                                                                                                                    | 行政の立場では、民間企業同士のように柔軟な価格交渉が難しい部分がある。例えば、民間では決まった予算があっても減額交渉を開始することが可能であるが、行政は予算が決まってしまうと相手側にその額が知られてしまい、交渉が難しくなる。また、調査には失敗がつきものであるため、失敗を恐れて調査を一切行わないわけにもいかないという実情もあることをご理解いただきたい。                                                                                                            |
| <b>テーマ：ふるさと納税</b> |                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 1                 | プロデューサーを雇ってプラットフォームを増やしたところであるが、四日市には、有力な名産品がないため、新たにブランドを作るのは難しいと思う。今後、プロデューサーに何を期待するのか。                                                                                         | ふるさと納税制度は、もともとは生まれ育った故郷に寄付するだけ为目的とした制度であったが、インセンティブが付与されてショッピング感覚になり、損得や魅力が重視されるようになった。寄付する市町村を選ぶ楽しみが増え、税金を取られるよりも選択肢がある方がよいというイメージがついてしまった。日本全体で見ると、経済を回す仕組みになっているが、市町村単位で見ると、瞬間的な利益に注目するだけで、中長期的な視点が欠けていると感じている。                                                                          |

|   | 商工会議所 青年部                                                                                                                                                                                | 委員                                                                                                       |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 体験型の返礼品を導入することが最も効果的だと思う。普段入れない場所を訪れることができる体験として、例えばコンビニート内部の見学などを提供すれば、四日市に来る価値が高まるのではないかと。体験型の観光は、商品をただネットで購入して届くのと異なり、実際に訪れてもらうことで他の場所でもお金を使ってもらえる。また、ニッチな趣味を持つ人をターゲットにすることが効果的だと考える。 | ご意見として承る。                                                                                                |
| 3 | プロデューサーを雇って、赤字解消に向けた動きを見せているが、いつになったら、黒字になるのか。                                                                                                                                           | ふるさと納税について、返礼品の種類を増やし、ポータルサイトの委託料を費やした結果、入ってきた金額が多いため赤字ではないが、市民が他の自治体に納税している部分の影響を考慮すると、必ずしも黒字ではない状況である。 |
| 4 | ふるさと納税は当初の目的から変わり、PR活動の影響で返礼品ありきになっている。PRの効果で品が注目されるような現状において、四日市はPRできる商品が乏しいと考えられるため、いかに商品を充実させるかが課題であると思う。                                                                             | ご意見として承る。                                                                                                |
| 5 | ふるさと納税という名称だから、例えば、自分の両親の老人ホームの入会金など、他の地域がやっていない独自の取り組みを四日市で行ってはどうか。                                                                                                                     | ご意見として承る。                                                                                                |
| 6 | 新たな取り組みとして、飲食店で食事の体験ができるチケットを発行してはどうか。                                                                                                                                                   | ご意見として承る。                                                                                                |
| 7 | ふるさと納税の制度の趣旨には、他の地域に住む人同士で税金を取り合うという根本的な問題があるため、反対である。                                                                                                                                   | 個人的には商工会議所青年部でも反対の声を上げることも選択肢の一つであると思う。議員の中でも、ふるさと納税に賛成する人も反対する人もいる。どの方向に進むべきかは、今後も議論が必要となってくる。          |
| 8 | 税金の取り合いをして、本来四日市に入るべきお金が流出することを良しとするのは問題だと感じている。自分の住む地域にお金を落とすことが税金の根本的な仕組みであり、そのお金で四日市全体が良くなり、その恩恵を企業も受けるという循環が重要だと考える。                                                                 | ふるさと納税のスキームには問題があると感じるが、寄付文化の部分と税金のスキームを分けて考えたときに、寄付文化を醸成するという意味もあるのではと感じる部分もある。                         |
| 9 | 「ふるさと納税」の名前を変えた方が良いのではないかと。名前を変えるだけで売り上げが大きく変わることがあり、「ふるさと」という名前が適切でない気がする。また、一定規模の都市の人は対象外とするような制限を設けてはどうか。                                                                             | ご意見として承る。                                                                                                |

## 9. 高校生議会意見書

発議第2号

協議テーマに係る意見書の提出について（人権委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和7年1月25日提出

人権委員会

委員長 高瀬 咲 妃

遠藤 凛

梶山 知 瑛

黒田 実 緒

佐藤 千 夏

新開 巧 人

高木 莉 子

田中 琳 子

## 意見書（人権委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

### 記

#### ○学校におけるLGBTQの理解について

1. 男女の区別なく、着ることができる多様なデザインの制服を作っていくこと。
2. LGBTQに対する定期的な学びの場を設けみんなの理解を深めていくこと。
3. みんなのトイレなど誰でも使用できるスペース整備を進めていくこと。

#### ○ネットリテラシーについて

4. 小学生のころから学校で保護者と共に誹謗中傷をしないために理解を深める学びをすること。
5. 幼い子供の教育のために保護者がネットリテラシーを理解すること。

#### ○外国人差別をなくすことについて

6. 文化を知って偏見をなくすために交流の場を設けること。

以上、意見書を提出します。

令和7年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛